

国土交通省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
109	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文中同規則第13条各号の条文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。	【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定されているため、既決定時に面者の調整は済んでいるものと解される。これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。 【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げられるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。 ・都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。 (参考) 通常の変更 案の概覧から決定告示まで約6週間 軽易な変更(名称の変更以外) 案の概覧から決定告示まで約1週間 軽易な変更(名称の変更以外) 案の概覧から決定告示まで約4週間	都市計画法第19条第3項 都市計画法施行令第14条 都市計画法施行規則第13条の2		国土交通省	二本松市	E 提案の実現に向けて対応を検討	都道府県が定める都市計画については、国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意付協議により国の利害との調整を行っている一方、市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきたところ。 軽易な変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	都道府県が、都市計画決定する場合の国土交通大臣と協議する理由は、法第18条第3項、市区町村が、都市計画決定する場合の都道府県と協議する理由は法第19条第4項に定められておりである。 一方で、都市計画運用指針のⅢ-2運用に当たった際の基本的考え方の2、市町村の主体性と広域的な調整では、「広域の見地からの調整を図る観点」とは、「当該都市計画が当該市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等必要な場合」と解される。逆を返すと、これが認められない場合、広域の見地からの調整を図る必要はないと解釈できる。 そもそも、軽易な変更を認めるのは、目的とする都市計画の早期実現のために、事務手続きを簡略化し、当初の目的を達成させようとする意味もあるのではないかと。 軽易な変更が、都市計画の当初決定時と何ら変わるものではないと認められるものについては事務手続きを簡略化するべきである。 実態調査については、「軽易な変更となる事項を拡大することの可否について」ではなく、「軽易な変更と認められるべき規模等について」行われることを望む。 また、二本松市では、喫緊の課題として、長期未着手となっている都市計画道路について、市民への負担を強いいる状況である。さらに東日本大震災からの早期復興と市民の心の復興を早期に実現するために都市計画公園の果たす役割は大きい、このようなことから、特に「都市計画道路」「都市公園」については、軽易な変更として認めていただきたい。
675	都市計画の軽易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置	【制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する軽易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続きが省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。 【案例(予定含む)】 1 都市高速鉄道 ①横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線(変更)(告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満 ②横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更)(告示 H26.3.5) 区域変更区間 約330m、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更)に関する条文又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。 2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定) ①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更) 変更区区域間 1000m未満、中心線の振れは100m未満 ※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。	都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条		国土交通省	横浜市	E 提案の実現に向けて対応を検討	指定都市の特例により都道府県が定める都市計画を指定都市が変更する場合については、都道府県が定める都市計画との適合を担保する手続きが必要となるとともに、その内容が国の利害に影響を与えないことを確認する必要がある。このため、都道府県が都市計画を変更する際には国へ同意付協議が不要とされている軽易な変更についても、都道府県が定める都市計画との一体性を確保するために国の見地からの都道府県知事の意見を聴いた上で、国への同意付協議を行っているところ。 軽易な変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置の早期実現を求めている。なお、本市においては現在、元成予定時期を平成28年度としている横浜国際港都建設計画道路 高速横浜環状北線について、都市計画変更を検討している。
601	一部が一般国道または都道府県道になった市町村道にかかるとる都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第十五条第一項では、広域の見地から決定すべき都市施設等に関する都市計画は、都道府県が定めるよう規定されている。さらに、都市計画法施行令第9条第二項では、この都市施設等の中に一般国道と都道府県道(道路法第三条)を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道において、一部を変更しようとする場合、市町村ではなく、都道府県にその決定の権限がある。そこで本提案では、この場合について、市町村が決定できるよう都市計画法施行令の改正を求める。	【制度改正の必要性】 都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる計画を変更する際には、都道府県が定めた都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において協議が交わされた後、都道府県における内部協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画は、都道府県が定める。このため、都市計画の変更(事業の着手)までに長期間を要する。市町村に権限が移譲されれば、各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができるようになる。したがって、都市計画の変更までの期間(事業着手までの期間)を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に速やかに対応した変更が可能となる。 (参考)都市計画変更に係る所要時間・・・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。 【事例】 交通事故防止のため市道部分の交差点を改良する都市計画道路の変更(縮小変更)をしようとしたが、当該都市計画道路において縮小地点とは約3km離れた地点で道道を含んでいるため道決定となった。また、約50年にわたって事業未着手であった都市計画道路について、長期未着手都市計画道路の見直方針に基づき市道である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、当該都市計画道路において廃止地点は約2km離れた地点で国道及び道道を含んでいるため国道変更を要する道決定となった。 【懸念に対する方策等】 権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではないかと懸念については、両者間では従来必ず情報交換が図られ、必要な調整が行われてきたことから、防止できると考える。また、本提案は、平成25年6月14日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針」の「地方は、インフラ機能の集約・減量化を反映するよう都市計画を見直す」という事項と関連していると考える。	都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条第2項第1号イ	別紙あり。 「経済財政運営と改革の基本方針」一版「デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)と関連あり。	国土交通省	函館市	O 対応不可	一本の道路で都道府県道及び市町村道が複合する場合に、都市計画決定権者が乱立することを防ぐ観点及び路線全体の都市計画上の性質に鑑みて、より上位の道路について決定権を有する都道府県が定めることが適切であり、一般国道及び都道府県道については、一の市町村の区域を超える広域的なネットワークを形成する施設であることから、一般国道又は都道府県道に関する都市計画は都道府県が定めるところとされていること。また、都道府県が定めた都市計画の一部を市町村が変更することは認められない。	本提案は、国道または都道府県道(以下「国道等」と)と市町村道で構成される一本の都市計画道路の決定の主体を都道府県から市町村に移譲するよう求めるのではなく、市町村道部分について変更しようとする場合に限り、市町村に移譲するよう求めるものである。市町村道は実情を最もよく把握している管理者たる市町村が変更を行う方が効率的で、国道等を含まない一部区間を変更する場合は市町村が都市計画を変更すべきである。都道府県が定めた都市計画道路を市町村が変更したとしても、都市計画法に規定されている都市計画との協議等により調整が十分に行われ問題は生じない。 都市再生特別措置法第51条第1項には、都道府県が決定した都市計画を市町村が変更することについて、一定の要件の下で可能とする規定が置かれている。さらに、都道府県が定めた複数の市町村をまたぐ都市計画道路で国道等を含まないものについては、現在も、変更しようとする都市計画道路の部分が存在する市町村がこの都市計画変更を行うものと認められる。このように都道府県が決定した都市計画道路を市町村が変更を行うことについて許容される場合や、一本の都市計画道路について複数の主体が変更する場合がある。国道等と市町村道とが交差点で接続している場合には、あわせて一本の都市計画道路を構成する場合と、各々別の都市計画道路として定められている場合があるが、これらを別異に取り扱うことは、不合理である。

国土交通省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
109	都市計画の軽易な変更の見直し	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要する」との指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の協議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。 ○可能なところから早期に見直しを図る観点から、都道府県で軽易な変更として認められているもののうち、少なくとも道路、公園については、都道府県において軽易な変更として認められている範囲で、市町村においても軽易な変更として認めるべきではないか。そうでない場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきた」とのことであるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行う場合、当初決定の時点で、都道府県との必要な調整は完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行う必要性は認められないことから、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。 なお、調査にあたっては実務を担う地方公共団体の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担とならないよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。 検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更としているものを参考にしたいと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な」範囲になるとは一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。	6【国土交通省】 (12)都市計画法（昭43法100） (iii)市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項（施行規則13条の2）については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
675	都市計画の軽易な変更の見直し	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要する」との指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の協議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。 ○可能なところから早期に見直しを図る観点から、都道府県で軽易な変更として認められているもののうち、少なくとも道路、公園については、都道府県において軽易な変更として認められている範囲で、市町村においても軽易な変更として認めるべきではないか。そうでない場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきた」とのことであるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行う場合、当初決定の時点で、都道府県との必要な調整は完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行う必要性は認められないことから、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。 なお、調査にあたっては実務を担う地方公共団体等の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担とならないよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。 検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更としているものを参考にしたいと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な」範囲になるとは一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (12)都市計画法（昭43法100） (iii)市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項（施行規則13条の2）については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
601	一部が一般国道または都道府県道になっている市町村道にかかる都市計画決定権限の市町村への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、国道、都道府県道になっていない部分に係る都市計画は市町村決定とすべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○都道府県決定の都市計画を市町村が変更することが認められない理由について、「広域的なネットワークを形成するものとして都道府県が一体的に決定した都市計画道路を変更する場合には、程度の差はあっても当該ネットワークの機能に何らかの影響が生じるため」とする指摘については、都市計画法の体系において、（決定権者に違いはあるものの）「軽易な変更」という考え方も存在することから、変更によって生じる影響がはたどのくらいと考えられる場合を類型化し、そうした場合に限り市町村が変更することを認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ＜変更によって生じる影響が比較的小さいと考えられる場合の例（主に都市計画道路）＞ ・市の都市計画決定の変更により地盤に補正が必要となる場合 ・交通量の変化をもたらす可能性が低いと考えられる変更を行う場合 ・当該都市計画道路に重大な影響を及ぼす恐れのない変更を行う場合 ○「決定主体（都道府県）が同じでないことでも変更される事態を防ぐため、決定主体と変更主体を同一とすることはできない」との指摘については、市町村が都市計画を変更するに当たっては都道府県との（同意）協議を行うことにより、必要な調整は十分図られることから、上記の懸念は当たらず、市町村が変更することを認めるべきではないか。 ○決定主体と変更主体が異なる法体系として、都市再生特別措置法などの例もある。また、平成19年改正道路法により、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道に係る歩道の新設、改築、維持又は修繕等について、都道府県の同意協議を経て、都道府県に代わって市町村が行うことができるともなっている。こうした例を参考にしつつ、柔軟で効率的な都市計画の変更が可能となるよう、制度を見直すべきではないか。 ○なお、「（面積市のようなケースにおいて）起終点を変更することにより対応してはどうか」との指摘については、そのためにむしろ多大な時間と労力を要すると共に、提案主体からは、一部の都市計画道路として決定されたものを、事務の効率化のみを理由に決定を変更することは困難であるとの意見が出されており、実態として対応が難しいのではないかと。 ○なお、都道府県が行っていた変更を市町村が実施可能となった場合のメリットとしては、市町村の個別の案件に応じて都市計画審議度が開催可能となることによる手続期間の短縮や、都道府県との早期協議に係る専断負担などが軽減され、いいては、事故危険箇所や、事故危険箇所の改善など地域住民のニーズに迅速な対応が可能となると考えられる。）	E 提案の実現に向けて対応を検討	都市計画の決定主体は、都市計画法において、国道・都道府県道については都道府県が、市町村道については市町村が決定するとされているのみであり、都道府県道と市町村道と一つの都市計画道路として決定する場合の決定主体については法令に定めがないところである。 これまでは、上位の道路について決定権限を有する都道府県が決定するよう運用してきたところであるが、提案のような事業について合理的な対応ができるよう、運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて、運用方法を検討する。	5【国土交通省】 (1)都市計画法（昭43法100） (i)一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更に際して合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
665	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	開発行為における公園の内容を条例委任する。 また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。	【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じ、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制度の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。 【支障事例】 公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3ヘクタール以上と規定されていることよって、本市では0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなれない等の弊害を生じている。 【制度改正の必要性】 開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任することにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。 【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2		国土交通省	川崎市	〇 対応不可	都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定められているとされているが、本市は首都圏に位置しており地価が相対的に高価であることから、法のねらいに反して、同法施行令第25条第6号で定められている0.3ヘクタールという全国一律の基準値は、宅地開発を行う者は受け入れず、同基準値を下回る小規模な開発行為が主流となっている現状である。 本市の提案の趣旨としては、宅地水準の確保を否定するものではなく、都市計画法で全国一律に定められている基準値を条例に委任することにより、地域特性により様々な宅地水準を反映することができ、またより質の高い公共施設を備えた開発行為へ誘導を図るものである。 よって、こうした基準値については、自治体がそれぞれの責任と判断で柔軟に行えるよう見直しを求める。 もし、技術的細目全体の条例委任が困難である場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発区域の面積について地域の実情等を勘案した適用が行えるようにすべきである。 なお、開発区域の面積に対する道路の設置基準を定めた同施行令第29条第3号については、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発区域の面積そのものを条例に委任することによってできるとされており、公園等設置義務についても同様と考える。	
278	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。 しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第7条の2において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状況にある。この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電施設の設置場所として活用できる。 都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。	都市公園法施行規則第7条の2第3項		国土交通省	埼玉県	D 現行規定により対応可能	都市公園の駐車場上部空間を活用しての太陽電池発電施設の設置については、公園利用者への影響を考慮する必要があるが、太陽電池発電施設が、公園施設内に限り電力の供給を行うものである場合は、当該施設は都市公園の効用を全うするものであることから、都市公園法施行令第5条第7項の管理施設として設置することが可能である。 太陽電池発電施設が公園施設外にも電力を供給する場合は、当該施設は都市公園法施行令第12条第1号の3に規定する占用物件に該当するところ、通常、駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置する場合は駐車場の屋根として設置することとなり、この場合には、現行法制上設置可能である。 以上から、太陽電池発電施設は現行法制上設置可能であるため、設置基準を緩和する必要はないと考えられる。	当提案は、民間事業者が、占用許可を受けて太陽光発電施設を都市公園の駐車場に設置し、その電力を公園施設以外にも供給(売電)することを可能としたものである。 多くの都市公園は、駐車場は屋根のない露天であり、また、管理等の建築物とは離れた場所にある。 ここに、占用許可を受けた民間事業者が簡易な柱を立て、その上に太陽光発電パネルを敷き屋根状にすることを想定しており、公園管理者が設置した既存の建築物の上に占用許可を受けた民間事業者が太陽光発電パネルを敷きことを提案するものではない。 現行法制上において、太陽光発電施設は都市公園法施行令第12条第1号の3に規定する占用物件に該当し、その設置については第16条第6号の2に規定する国土交通省令で定める基準(都市公園法施行規則第7条の2第3号:「太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと」を満たすことが求められる。 上記法令の規定により屋根の設置されていない都市公園の駐車場は、占用許可を受けた民間事業者による太陽光発電施設の設置ができない状況にある。 当提案が実現すれば、民間活力を導入し公共施設を有効活用した再生可能エネルギーの普及促進に資するものであり、公園の駐車場利用者は日射を回避することによる車内環境の改善が図られるなど、多くのメリットがあるところであり、実現に向けて検討いただきたい。
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第14条第3号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律で定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正された。	【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第7条第六号の物件として令第14条第四号の適用を行っているが、地域団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感が強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地域団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上でであっても、第十四条第三号の適用により許可期間は六月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。 【制度改正の効果】 改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占用許可を出すことができると考えられるが、それは必ずではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な利活用が促進されるものと考ええる。さらに、この制度は、おそく全国的にもあまり活用されていないと考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制度活用がされる可能性があるものと考ええる。	都市公園法施行令第14条第3号	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任について(必要性、支障事例、制度改正の効果)	国土交通省	北上市	〇 対応不可	「自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設」は、通常、都市公園法施行令第12条が規定する占用物件としての構築及び備置倉庫と認められるところ、同法施行令第14条第1号により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。 また、「地区スポーツ団体の用具庫等」は、公共の用に供する場合は、通常、都市公園法施行令第5条第4項が規定する運動施設に付属する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての倉庫と解されるところ、同法第5条第3項により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。 なお、都市公園法第6条第4項では占用の期間について規定しているが、法律の期間に最長の定めがあるのは、都市公園の占用の許可基準である「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か」「政令で定める技術的基準に適合しているか否か」などについて適宜、適格性を確認する必要があるためである。また、都市公園法施行令第14条では、耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されているところであり、占用許可権者がそれをを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。 回答では、占用許可を行うに当たって適宜適格性を確認する必要があるため法律の期間に最長の定めがあるとのことだが、その適格性については公園管理者が必要と認める時に自己の責任において判断すべきものであるから、占用期間に係る規定について条例委任することが適当である。 また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占有の最長期間が規定されているところであり、占用許可権者がそれをを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。」とあるが、道路などでは、新築工事などの比較的新久性が高いと考えられるものも、露店などの耐久性が低いと考えられるものも、道路管理者が5年以内であれば個別の期間を設定して占用許可を付与できる。よって、都市公園法でも同様に、地方公共団体の裁量を拡大するべきと考える。 なお、支障事例はあくまで例示として記述したものであるが、個別の事例に係る考え方は別紙のとおり。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
665	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	開発許可の技術的細目については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容するべきである。	【全国市長会】公園整備の効果等にも着目し、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○「開発事業者の予見可能性の担保と地域の実情に応じまちづくりの実施との均衡を図った結果、技術的細目が定められた」との指摘については、地方公共団体が地域の実情に応じて基金の確保を経て「条例」で技術的細目を定めた場合には、開発事業者の予見可能性は確保される上、よりきめ細やかなまちづくりが可能となると考えられる。こうしたことから、開発許可の技術的細目に係る条例の自由度を拡大すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○「開発許可の技術的細目は、適合しない場合には開発許可はなされない」という極めて影響が大きなものであることから、技術的細目に規定された開発事業者への義務付けの最低基準は法律で定める必要があるとの指摘については、地域によって誤導すべき開発行為の姿が様々であることに鑑みれば、地方公共団体が自己の責任において当該基準を設定可能とすべきではないか。 その際に、法律で「参酌すべき基準」を定めるとすれば、地方公共団体は参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任を負い、参酌する行為を行わなかった場合は違法となるため、開発事業者に対し過度な義務付けが行われる事態は回避できると考えられるが、いかがか。 ○宅地開発を行う者に対する負担という点では、開発面積に対する公園面積の割合も、対象となる開発面積そのものの規定も同様である。したがって、技術的細目全体の条例委任が困難である場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発面積について、地域の実情等を勘案した運用が行えるよう、見直すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○開発面積に対する道路の設置基準を定めた都市計画法施行令第25条第3号については、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発面積そのものを条例で制限を強化することができるとされているが、公園等設置義務に関して、対象となる開発面積の下限に一定の幅を持たせることについて、何か具体的な支障はあるのか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	開発許可の技術基準は、市街地における良好な宅地水準を確保する等の目的から、全国的に確保すべき最低限の基準としている。このうち公共施設の整備については、本来地方公共団体が整備すべき公園等について、開発区域内の居住者が主に利用する必要最小限の施設に限って、事業者に設置を義務付けるものである。 したがって、個別の条例の定め方によっては、最低限度の宅地水準の確保が困難となったり、事業者に対する過度な負担となったりするおそれがある確否を基とするとは困難である。 公園等設置の義務付けの範囲について、開発面積に対する公園等の面積割合は、都市公園法体系で地方公共団体が都市公園を整備すべきレベルの範囲内で、原則3％以上としている。これを基に、 ・義務付け対象の開発面積は、事業者にとって過度な負担とならない(例えば、わずかな敷戸の住宅開発に設置を課するのは行き過ぎとなる) ・整備される公園等面積は、良好な都市環境の維持、防災等の機能の確保や、管理事務の効率性等の要請から、一定の規模を確保する必要がある等の要請を総合的に勘案して、開発行為に求める最低限の基準として、0.3haの要件は定められているものである。 しかしながら、今回の提案を受け、また、地方公共団体からは開発行為により整備される公園が小規模な場合に管理負担が大い等の声もあることから、運用実態・地方公共団体及び開発事業者の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園設置を義務付ける下限面積の条例委任を含め、見直しを検討する。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (ⅱ)開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準(施行令第25条6号)については、制度の運用実態や地方公共団体等の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける下限面積を条例に委任することを含めて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
278	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園において占用許可の対象となる工作物等については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、法制上の課題など事実関係について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。	○都市公園の駐車場に新たに支柱等を立てて太陽光発電施設を設置する場合、都市公園法施行規則第7条の2第3号の「第五条の三第一号に掲げる太陽光発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと」との規定とは抵触しないとのことであったが、そうした解釈は非常に複雑であるため、運用指針等での明確化ではなく、同号の実施に、「ただし、駐車場を除く。」といった文言を追加するなど、省令改正で明確化するべきではないか。 ○(省令改正が困難である場合)運用指針等で解釈を明確にし、周知を図るべきではないか。	D 現行規定により対応可能	ご提案の太陽電池発電施設が建築物に該当する場合、当該発電施設が「既設の建築物に設置されている」かどうかについては、公園管理者が個別具体的に判断することになる。 一般施設として、公園施設である駐車場の屋根としての機能と占用物件である発電施設としての機能を併せ持つ太陽電池発電施設として解釈できる場合、通常、都市公園としての効用や公園のオープンスペース機能が損なわれるおそれはないと考えられる。 したがって、このような発電施設は、「既設の建築物に設置されている」とみなして差し支えない。 なお、現行法制上設置可能である旨の明確化に関し、その具体的手法を検討し参りたい。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (ⅱ)都市公園法の公園施設である駐車場の上部空間を活用した占用物件としての太陽電池発電施設の設置については、当該太陽電池発電施設が公園施設としての屋根の機能を併せ持つ場合、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との基準(施行規則7条の2第3号)には抵触せず、設置ができることを地方公共団体に通知する。
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園にかかる占有期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容するべきである。	【全国市長会】申請者の負担軽減、申請手続き事務軽減などの観点から、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○「法律の期間に最長の定めがあるのは、都市公園の占用の許可基準である『都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か』『政令で定める技術的基準に適合しているか否か』などについて適宜、適格性を確認する必要がある」との指摘については、それらの適格性は公園管理者である地方公共団体が必要と認めるときに自己の責任において判断すべきものであることから、占有期間については参酌すべき基準化すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されている」との指摘については、道路法では、耐久性が高いと考えられるもの(郵便ポストなど)、低いと考えられるもの(露店など)に関わらず、道路管理者は5年以内であれば必要と認められる期間で占有許可を付与できることとなっている。よって、都市公園法においても同様に、地方公共団体の裁量を拡大すべきではないか。	C 対応不可	都市公園は、一般公共の利用に供することにより、公共の福祉の増進を目的として設置されるものである。そのため、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設は、都市公園の効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならないので、必要最小限の範囲内に限り、その占用を許可しているところである。 占用物件の「適格性については公園管理者が必要と認める時に自己の責任において判断すべきものであるから、占有期間に係る規定について条例委任することが適当である」とあるが、都市公園法施行令第15条第2項において、地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する装置を講ずる等公園施設の保全等に支障を及ぼさないものとしなければならない旨が規定されていることから、都市公園法施行令第14条では、耐久性などの占用物件の性質に応じた占用の最長期限を規定しており、占用許可権者がそれを超える最長期限を個別に設定することは不適切である。なお、都市公園法の占有規定においても、道路法と同様に、最長期限以内であれば個別の期間を設定して占有許可を付与できることとしている。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (ⅳ)地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令第12条10号)に係る占有期間(施行令第14条3号)の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえ、見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(「次世代自動車の世界最速普及」)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3	別紙8あり	経済産業省 国土交通省 総務省(消防庁)	埼玉県	A 実施	水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化や量産化に向けた支援など総合的な対策が必要。 規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。 例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることにしている。 なお、「欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており」との指摘については、比較の根拠を把握できていないが、水素供給能力を340m ³ に満たした場合の工事費を除く構成機器について、日本2.8億円に対し、欧州1.3億円との試算例(「水素・燃料電池戦略ロードマップ」)「水素・燃料電池戦略協議会 平成26年6月23日」)もあり、水素ステーションの仕様の違い等も考慮に入れた多面的な比較が必要。	早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な世帯が21世帯71人いる。(1/26 4面書) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直ししてほしい。 (参考) 入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。 入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。 県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。 なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト 建築基準法第85条	熊本県提案分 平成26年7月12日(土)熊本日日新聞記事添付※13	内閣府、 国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く戸を提供する必要性と安全性等の確保を図る必要があるところであり、一方で、災害公営住宅の建設等に要する期間等を考慮し、建築基準法に基づき、災害時に建築された応急仮設建築物が、特定行政庁の許可を受けて最長2年3ヶ月間適法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間については、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行うなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。 また、大規模災害の場合には、被災者の転居先となる災害公営住宅等の恒久住宅を大量に確保する必要があるが、その用地の確保等当該期間内にその整備が間に合わない可能性があることから、その特例措置として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定非常災害に指定された場合は1年を超えない期間ごとに延長をすることが可能となっているのであり、同法は災害の規模によりその指定の可否を判断するものである。 なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して恒久住宅として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への追加工事等により建築基準法の現行規定に適合させることができれば、国に協議することなく、存続させることが可能である。	平成24年7月の九州北部豪雨災害により仮設住宅に入居し、今年8月末の入居期限までに退去が困難な被災者のために、入居期限後も継続して住めるよう仮設住宅の基礎改修工事を現在実施しているところである。これは、建築基準法に適合するように改修を行うもので、これにより今後も恒久的な住宅として使用できるようになるため、改修後は阿蘇市が「再建支援住宅」として管理することになっている。 しかし、今年8月に退去が困難な被災者のうち、来年3月に完成予定の市営住宅に入居予定が5世帯あり、さらに1年以内に自宅が再建できる世帯も数世帯見込まっている。 基礎改修には相当の財政負担が伴うが、短期間の延長のため多額の費用を費やすのは費用対効果の面から合理性に欠ける。 また、今回は被災市である阿蘇市に「再建支援住宅」として管理していただくことになったが、今後は基礎改修後の住宅の管理の問題も出てくる。 そこで、特定非常災害で認められている仮設住宅の1年を超えない期間ごとの延長を、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて適用できるよう制度を見直ししてほしい旨提案を行ったものである。(仮設住宅としての規模、品質等は、災害の規模にかかわらず同程度である。)
46	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	【現状】 二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。 【制度改正の必要性】 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第5項・令10条の4第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において策定するものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的知見に裏付けられたものであることに鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続を迂回なものとするのみならず、県の自主性を阻害するものである。県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が数多く存在し、また事業の進捗に応じ適宜変更が必要となる。実務においては、現のところ1水系あたり3～4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したのももあり、策定水系数が増えたと、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。 【求める措置内容】 県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、例に因りて何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。	河川法 第79条第2項・号		国土交通省	愛知県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ることを目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあたっては、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。 なお、本件は、地方分権推進委員会第1次報告(平成8年12月20日)において結論が出ているほか、「第二期地方分権改革への提言(平成19年7月25日)」を受け、地方分権改革推進委員会において議論がなされ、「第3次報告(平成21年10月7日)」において結論が出されていると承知している。	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議については、全国的に頻発する災害に対応するため、県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、規制緩和を図るべきである。		○ 提案主体や全国知事会の意見を踏まえ、規制緩和の実現に向けた最新の状況や見通しについて、具体的に明示していただきたい。	A 実施	平成25年6月14日閣議決定の規制改革実施計画に基づき、対応中。	6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (イ) 液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 [措置済み(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平26令232)、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備の基準を定める件(平26国土交通省告示1203)] また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。 <参考> 6[総務省] (4) 消防法(昭23法186) 液化水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 6[経済産業省] (2) 高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商産業省令53)等)については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	救助の程度、方法及び期間については、地方の判断で決定できるようにすべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 平成26年8月に発出された「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 中間取りまとめ」において、下記の通り災害救助法など法制度面を含めて更なる検討を行う。応急仮設住宅等のあり方を見直すこととされている。この報告に基づき、さらに検討を行う場において、本要望の応急仮設住宅の入居期間の延長についても検討課題の一つとして取り上げていただきたい。 ※「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 中間取りまとめ」(抜粋) ・8 今後の検討課題等 ・2 (2) ① や②に記したとおり、被災者の住まいの確保策については、東日本大震災を受け様々な課題が指摘されており、また、その中には、応急仮設住宅の位置付けの在り方などを始めとして、根本的かつ広範な内容のものである。このため、災害救助法など法制度面を含めて更なる検討を行い、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」が実施されるようにしていくべきである。 ・その検討に当たっては、有識者に加え、被災者の住まいの支援に関わっている地方公共団体、民間事業者などを含め、多くの関係者の意見にしっかりと耳を傾け、被災者の立場に立ち、全体として支援策が充実・強化される仕組みとしていくことが重要であることに留意されたい。 ○ 同取りまとめにおいては、「内閣府(防災)において、関係省庁等と連携しながら、速やかに必要な対応を行っていることを期待する」旨記載されているが、検討や対応のスケジュールを明らかにされたい。 ○ その上で、いわゆる応急借上住宅については、今回の東日本大震災のようなケースについて被災者や関係自治体の負担を軽減するためにも、延長期間の特例を柔軟に設定できるよう見直すべきではないか。 ○ 一般の応急仮設住宅についても、一定の基礎工事等により恒久住宅とする案が示されているが、コスト面や被災者の精神的負担等の問題もある。むしろ、建築そのものの質の向上や野合の災害被害の基化化傾向等も踏まえ、一定の条件下の下入居期間を弾力化することを検討すべきではないか。	C 対応不可	○ 災害救助法に基づく応急仮設住宅は、災害により住家を全壊等した被災者に対して当面の仮住まいを提供するものである。その提供期間については、建築基準法の特例として、応急仮設建築物として審法に存続できる最長2年3か月を期間としていところであり、災害公営住宅の提供等による恒久住宅への移行については、この提供期間(最長2年3か月)中に行っていたいくことになるものである。 それでも対応できなかった場合の取扱いとして、住宅の基礎等への追加工事等により建築基準法の現行規定に適合させることができれば、国に協議することなく、存続させることが可能となっているところであり、この枠組みを活用してご対応いただきたいと考える。 ○ また、死者、行方不明者、負傷者等が多数である、住宅の倒壊等が多数である等の「著しく異常かつ急な非常災害」が発生した場合には、災害救助法に基づき提供される応急仮設住宅の提供期間内では恒久住宅の確保が著しく困難であると見込まれる等のために、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、応急仮設住宅の提供期間についての特例が認められているものであり、その趣旨に照らせば、同法に基づく(特例の対象を地域の実情に応じて判断できるとすることは困難である。 ○ なお、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおいては、被災者に対する住まいの確保のあり方について、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に供えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上乗を掛け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべき」など、『今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施するべき」との現行の枠組みにとられない柔軟な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広い検討していきたいと考えているところ。	
46	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	河川整備計画の国土交通大臣の協議・同意を廃止し、報告にすべきである。		○ 都道府県が河川整備基本方針等を策定するにあたっては、河川審議会会長、学識経験者の意見を聴取することとされており、また、都道府県の技術的水準も向上している。このため、法定受託事務の処理基準等として国が最新の知見や情報を提供することとした上で協議は差し同意を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 ○ 河川整備基本方針等で定めるべき事項のうち、少なくとも住民の生命・財産に重要な影響を及ぼす事項(治水部分)を除く部分については、同意を不要とするべきではないか。 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)において、法定受託事務のメルクマールとして、「広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務」が示され、二級河川の河川整備基本方針等の策定事務が法定受託事務とされない経緯に鑑みると、治水に関わる部分以外は国が関与する必要はないのではないか。	C 対応不可	二級河川の河川整備基本方針等の策定にあたって国土交通大臣の同意がなければ、全般的な「ハラス」等を助長した最悪最悪の状況が想像されない恐れがある。国民が災害からの安全を申し、出来てよいとするためには、国土交通大臣の同意は必要である。 実際に協議当初の計画案の中には、例えば、他河川との「ハラス」からみて自體流量が低すぎる、上下流/ハラスがられすぎ、治水機能に余裕が確保する、治水の確保が確保する等の適切でない事例も見られる。 また、治水等による災害は地域的・時間的に偏って発生するものであり、地域単位では災害対応等の技術や経験が蓄積されていない。都府県河川管理を実施していることによる結果として、実際の積み重ね、全般的な災害等の分析等を基として得られる技術的知見をもとに改善を行うことが必要である。 既に同意の基準等については、河川は自然物であり、河川幅に状況が異なることから、基準等による制約から一統的な知見及び情報の提供のみではなく、個別・個別の事象の協議及び審査を通じて改善することが必要である。 河川の管理は、国が本来果たすべき義務であり、利水は、河川の治水が有効であることに鑑み、国民全体の貴重な財産として、公平かつ安定した水利利用を確保するという観点から、国は、河川のある水辺空間や動物の良好な生息・生育環境確保、河川の治水と国土の保全の観点から、さらに河川管理の重要を要する。 河川の治水、利水、環境の確保に、相互に関連しており、河川整備基本方針等の策定にあたっては、これらの機能を一括して、総合的に調和のとれた計画を定めることが必要であり、治水に関わる部分について切り分けることはできない。 例えば、治水対策として河川の掘削計画等場合には、動物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・復元を考慮する必要があるとの指摘を受ける。また、河川の治水機能の確保など治水と利水の両面を必要とする。 よって、治水部分について切り分けて同意することは適切ではない(政策的にも困難である。 また、地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)を踏まえた制度改正においても、二級河川の河川管理については、治水、利水、環境に切り分けることと一致して、治水と環境に一体的に実施されたものであり、そのうえで、河川整備基本方針等の策定に関する事務の国との関与は、認可から同意に意見したものと認識している。 なお、第1次回答に対して、貴知事は「協議については、全般的に被害する災害に対応するため、国の主体的な判断と地域の一人に対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい」との意見、大方審議会(同意協議)については、貴知事を要するものというように対応した旨をいふとの意見があり、また、都府県河川審議会(平成26年4月28日)において、貴知事からは同意の廃止までは考えていないとの発言があったものであり、提案団体から同意手続の廃止までは求められておらず、迅速な対応が求められていることについては、貴院に受け止める、同意手続の一面の迅速化に努めてまいりたい。	6【国土交通省】 (11) 河川法(昭39法167) (イ) 二級河川における河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合の国土交通大臣への同意を要する協議(79条2項)については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の廃止	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限・責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することなく地域の一層に即した迅速な対応が可能となるよう、報告制度とする。	【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地盤・津波対策などの施設改善に向けた新規事業による取り組みが多く見込まれ、多数の河川整備基本方針等の策定・変更が必要となっている。特に地盤・津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となっている。このため、二級河川について県が自主的に策定・変更できるよう見直しを要するものである。 【支障事例】近年では、一河川の基本方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約1年4ヶ月を要した。 【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的知見や全国的バランスの確保については、一級河川についてこれまでどおりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。	河川法第79条		国土交通省	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県	○ 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等に当たっては、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。 なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ているほか、「第二期地方分権改革への提言(平成18年7月25日)」を受け、地方分権改革推進委員会において議論がなされ、「第3次勧告(平成21年10月7日)」において結論が出されていると承知している。	二級河川の管理者としての県が、河川事業を円滑かつ計画的に実施できるよう、二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への同意協議については、長期間を要することのないよう対応いただきたい。
860	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。	現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされているところ。許可期間の単純更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。 上記許可に関し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を県が管理しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることに不合理な点があるとは言えないものと思料する。 県の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで6か月を要したものもあり、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。 河川法第79条第2項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。 地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判断することで、効率的に事務処理を進めることが可能となり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。	河川法第79条第2項第4号		国土交通省	愛媛県	○ 対応不可	河川法第79条第2項第4号の規定に基づく二級河川の特定水利使用の国による同意を要する協議は、広域にわたる水資源の開発とその合理的な利用を図るため、錯綜する複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するため、必要である。 これは、一つの都道府県で完結する二級河川であっても、公共の利害に重大な影響を与える特定水利使用に係る同意については、一定の判断のもと全国的に統一された許可がなされるよう国への手続を求めるものであることから、本要望については応じられない。 国においても、協議に対し迅速に対応しているところであるが、適正な処分を確保するため調整に時間を要する場合もある。 なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成19年12月20日)において結論が出ていると承知している。	特に意見はない。 なお、二級河川の水利権の更新における国の同意に当たっては、個別案件の性質も踏まえながら、できる限り手続が迅速化されるよう御協力をお願いしたい。
360	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区間内は都道府県知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製については、同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間内においても、国土交通大臣が調製することとされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来している。 このため、指定区間内における河川現況台帳を調製する事務・権限を都道府県に移譲していただきたい。 なお、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。	【支障事例】国が調製している河川現況台帳の図面には、主に都道府県が提供したデータを基にした河川占用案件しか記載がなく、堤防の状況(矢板等)や着地などの維持管理に必要な情報が記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。 このため、住民問い合わせがあった際には河川現況台帳と宅地台帳を照らし合わせて使用しており非効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計画の集積を行う際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。 【制度改正による効果】実際に管理している者が河川管理台帳を作成することで、より実態にあった台帳となるため、上記支障が解決し、パトロール等の効率化、効率的・効果的な河川の維持管理につながり、事務量の軽減にもつながる。 【懸念の解消策・制度改正による効果】法律上の河川管理者(国)と河川現況台帳の調製者(都道府県)が異なることへの懸念については、都道府県が調製した台帳を定期的に国に提供すれば、国側で不便を来すことはないと考えられる。 県境をまたがって流れる一級河川について、指定区間ごとに各都道府県が河川現況台帳を調製するためフォーマットが不統一になるのではないかと懸念については、各都道府県ごとに維持管理をしているためのフォーマットが統一されていないことも問題はなく、各都道府県間において定期的な意見交換会を行うことで円滑に維持管理できる。 一級河川について指定区間と重複区間で河川現況台帳の調製者が異なることへの懸念については、都道府県が調製した河川現況台帳を国へ提供することで、河川の一体的な把握の面からの支障は生じないと考えられる。	河川法施行令第2条第1項		国土交通省	茨城県	○ 対応不可	指定区間内も含め、一級河川の河川管理者は国土交通大臣であって、河川管理の基礎となる事項を記載している河川現況台帳の調製及び保管については、指定区間内も含め、当然に国が行うべき事務として、国土交通大臣が行うこととされている。 河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間であっても都道府県の有する情報のみでは台帳の調製はできない。 仮に、国土交通大臣が必要な情報を提供し、都道府県知事が台帳を調製の上、保管のために再度国土交通大臣に提出させる仕組みとすると、制度上極めて煩雑であり、全体の事務負担を増加させることとなるほか、指定区間に係る台帳と、指定区間外に係る台帳が分離するため、情報の一貫性の確保にも支障が生じる。	指定区間に係る台帳と指定区間外に係る台帳が一貫性を持って、効率的な維持管理に資するものとなるよう、国と都道府県の十分な協議や情報提供等に協力されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	河川整備計画の国土交通大臣の協議・同意を廃止し、報告にすべきである。		○ 都道府県が河川整備基本方針等を策定するにあたっては、河川審議会、公聴会、学識経験者の意見を聴取することとされており、また、都道府県の技術的水準も向上している。このため、法定受託事務の処理基準等として国が最新の知見や情報を提供することとした上で協議は残し同意を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 ○ 河川整備基本方針等で定めるべき事項のうち、少なくとも住民の生命・財産に重要な影響を及ぼす事項(治水部分)を除く部分については、同意を不要とすべきではないか。 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)において、法定受託事務のメルクマールとして、「広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務」が示され、二級河川の河川整備基本方針等の策定事務が法定受託事務とされた経緯に鑑みると、治水に関わる部分以外は国が関与する必要はないのではないかと。	C 対応不可	二級河川の河川整備基本方針等の策定にあたっては国土交通大臣の同意がなければ、全国的なハラス等を動員した最低限の安全が確保されない恐れがある。国民が災害からの安全を強く享受できるようにするためには、国土交通大臣の同意は必要である。 実際に沿道沿川の計画策定の時には、例えば、他河川とのハラスからみて自然環境が損ずる、上下関係や下流側から下流市街地に浸食が集中する、左右岸の堤防高が異なる等の適切な見、事例も見られる。 また、洪水等による災害は地域的・時間的に集中して発生するものであり、地域単位では災害対応等の技術や経験が蓄積されにくい。国が自ら河川管理を実施していることによる経験や実績の積み重ねなど、全国の災害等の分析等を通じて得られる技術的知見をもとに助言を行うことが必要である。 既に同意の上乗せ等は示しているところであるが、河川は自然公物であり、河川毎に状況が異なることから、基準等による統一的な取扱いと情報の提供の面でなく、個別・具体的な事業の協議及び審査を通じて助言することが必要である。 河川の管理は、国が本来果たすべき責務であり、利水は、河川の流水が有限であることに鑑み、国民全体の貴重な資産として、公平かつ安定した水利利用を図るという観点から、環境は、美しいある水辺空間や動植物の良好な生態・生育・繁殖環境、地域の風土文化の形成という観点から、ともに河川管理の治水、利水、環境の機能は、相互に関連しており、河川整備基本方針等の策定にあたっては、これらの機能を一体として捉え、総合的に調和のとれた計画とすることが必要であり、治水に関わる部分については切り分けて同意することは適切ではなく現実的にも困難である。 例えば、治水対策として河川の開削を計画する場合には、動植物の良好な生態・生育・繁殖環境の確保・復元を考慮するなど両者の調和を図り、また、既存の取水機能の維持など安定した水利利用の確保を図る必要がある。 よって、治水部分について切り分けて同意することは適切ではなく現実的にも困難である。 また、地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)を踏まえた制度改正においても、二級河川の河川管理については、治水、利水、環境の切り分けとなるべく一体として法定受託事務から管理されるものとする。そのうえで、河川整備基本方針等の策定に関する事務の国の関与は、認可から同意に見直しものと認識している。 なお、第1次回答に対して、要知照は「協議については、全国的に顕著する災害に対応するため、県の主体的判断と地域のニーズに対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい」との意見、大分県等は「同意協議については、長手続を要するものという評価はいただけない」との意見であり、また、第4回提案募集検討専門部会(平成26年8月26日)において要知照からは同意の廃止までは考えていないとの発言があったものであり、提案団体から同意手続の廃止までは求められておりません。迅速な対応が求められていることについては、要知照に受け止め、同意手続の一部の迅速化に努めてまいりたい。	
860	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止			○ 貴省の見解では、国の同意協議が必要な理由として、二級河川であっても他の地方公共団体に影響を与えるためとされているが、一都道府県で完結する二級河川において、他の地方公共団体に影響を与える具体的な例を示していただけないか。 上記事例以外の、他の地方公共団体に影響を及ぼさない二級河川の特定水利使用許可については、更新を含めて国の同意協議を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 ○ 国の関与を最小限とするため、例えば同意協議の範囲を、国が各事業における認可等の権限を有する範囲に限ることができると考えるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 (また、特定水利使用のメルクマールは何か根拠となっているのか。) ○ 都道府県が水利使用者にもなり得るので、客観的な判断が困難とのことだが、都道府県が処分権者と申請者の立場を同時に有するのは、他の法制でも見られるところであり、処理基準を定めるなど都道府県が恣意的な処分のできない制度設計を行えば問題はないと考えるがどうか。 (そもそも特定水利使用に該当しなければ、現行制度においても都道府県が自主的に水利使用の許可を行っているところ。)	C 対応不可	○ 各県における水需要への対応は、一級河川と二級河川が相まって構っているのが実状であり、一つの県内の需要には一級河川と二級河川が連携協力しなければ対応できないことから、一つの二級河川のみ切り離して論じることは意味をなさない。 例えば、一見、県内で完結し水需要が満たされている二級河川aがあったとしても、近隣の二級河川aで水が不足する場合、b河川や一級河川等、流域や県域を超えて水を導水するなどにより対策が必要となる。二級河川a・bの特定水利使用又は一級河川について国による統一的な判断に基づき最適な水利利用の許可が与えられている現状が生まれると、他県の水利使用に影響を及ぼさない二級河川はそもそも存在せず、二級河川の特定水利使用については引き続き国の同意は必要である。 特定水利使用の範囲は、平成25年の政令改正により発電の範囲を縮小しており、地方公共団体の負担を軽減しているところであるが、特定水利使用の範囲と水道事業などの国の認可の権限の範囲は、それぞれ審査している観点から異なるため、必ずしも一致している必要はないと考える。 ○ 処理基準は行政手続法に基づき、具体的な基準を面的に定めることが困難な処分を除き、定め得る基準を定めたものである。 水利使用には様々なものがあり、従来の水利使用からは想定されないような新たな水利使用が生じることもあることから、処理基準を示すこのみで統一的な取扱いをすることは困難である。 また、このような状況が生まれると、地域の利害を代表している県と国の間で対立が起こり得る場合、一方の県の判断で決まるとは不適切であり、広域的な観点に立ち客観的調整を行う仕組みは引き続き必要である。 ○ 第1次回答に対し提案団体からは、「特に意見はない。」とのことであり、同意手続の廃止は求められておらず、手続の迅速化については、今後も努めてまいりたい。	
360	指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲	提案団体の提案に沿って指定区間内の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限を移譲するべきである。		○ 指定区間内の「河川現況台帳」については、指定区間外国道(補助国道)の道路台帳と同様、実際に点検や維持管理を行っている都道府県が調製すべきであるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 (河川現況台帳の調製事務の移譲に当たっては、台帳に盛り込むべき事項等についての基準を明確化することによって統一性のある実装が可能、併せて、台帳調製について国・都道府県間の更なる連携強化が必要。)	C 対応不可	○ 河川現況台帳は、河川管理の基礎となる事項を網羅し、河川管理に従事する者が事務を行うために必要な場合にいつでも確認できるよう調えておくとともに、河川に關し利害関係を有する者等が河川使用に關する権利関係等を必要な場合にいつでも確認できるよう調えておく、両面に供することを保障したものである。 台帳の調製にあたり生じる情報の網羅を防ぎ、一の河川ごとに指定区間を含め情報一元管理し、その一貫性を確保するためには、一の機関が統一的に調製を行うことが必要である。 よって、指定区間内各一級河川の河川管理である国土交通大臣が統一的に河川現況台帳の調製を行うことが適当である。 ○ なお、河川現況台帳の調製内容については、各省令で既に統一に定められているため、「基準を明確化することによって統一性のある実装が可能」との専門部会のご指摘にはあたらない。また、河川現況台帳に記載される河川管理の基礎となる事項は、河川の維持管理にも活用される一方で、河川に關し利害関係を有する者等の関与の用にも供されるものである。点検データや修繕更新計画といった個別詳細な情報についてはまだ記載事項とするには、情報における性質を踏まえられなければならない。国は河川現況台帳の調製に必要十分な情報を含めたいよう配慮が必要である。よって河川の維持管理に必要な個別詳細な情報は、別途業務上の資料として作成されるのが適切である。 ○ また、提案団体から主張喚起として、「河川現況台帳には主に都道府県が提供したデータ元を元に、河川古用家計しか記載がなく、堤防の状況(矢張等)や草地等の維持管理に必要な情報がない」との指摘がなされているが、既に河川現況台帳にこれらの情報が記載されていないのであれば、指定区間を管理する都道府県等から国に提供する必要な情報提供がなされていることが考えられる。国は河川現況台帳に指定区間内の河川現況台帳の調製に必要な情報提供を求めて指定区間内における河川現況台帳の調製に取り組みしているところだが、都道府県等からの必要な情報提供が必ずしも適時かつ十分に提供されているとは言い難く、その結果、指定区間内の一級河川における河川現況台帳の調製が十分になされていない実態も見受けられる。平成24年2月に動向が行われた「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視結果に基づく助言」では、主要な河川管理施設の概要を記載事項とする河川現況台帳(河川の整備状況について調査がなされた結果、前年度に河川(修繕箇所等)において台帳の未登録や記載が不十分であり、特に指定区間内の一級河川や二級河川について記載が不十分である実態が知られる。 ○ なお、第1次回答に対しては、茨城県は「指定区間に係る台帳と指定区間外に係る台帳が一貫性を持って、効率的な維持管理に資するものとなるよう、国と都道府県の十分な協議や情報提供等に協力したい」との意見であり、提案団体から河川現況台帳を調製する事務・権限の移譲までは求められておられます。国と都道府県の十分な協議や情報提供等の求められていることを見直し受け止め、現在も都道府県等に対して写しの提供を行う等により情報提供を行っているところであり、今後とも努めてまいりたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	【現状】 岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限するという原則)が適用されている。 【支障事例】 県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難しいという。 【支障事例の解消策】 無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】 道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。	道路法第33条第1項 (道路の占用の許可基準)		国土交通省	岐阜県	D 現行規定により対応可能	1. 道の駅への充電インフラ整備については、国土交通省としても積極的に推進しているところであり、道の駅における充電インフラは、平成26年6月現在において、全国の道の駅1,030駅中184駅で設置済み、126駅において設置に向けた手続きが進行しているなど、設置が進んでいるところである。 2. 今回、占用許可基準の一つである「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものである場合」(無余地性の要件)について課題の事情を考慮して他に用地を獲得することが著しく困難な場合であり、例えば、道の駅への充電インフラ設置のための占用許可にあたっては、その公益性等を踏まえれば、以下のような解釈が可能であり、現行制度の下でも道の駅の道路区域内に充電インフラを設置することができる。 - 道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラの利用者にとって不便な場所である場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。 - 道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。	現行規定の中で利便性・設置費用などを考慮のうえ、柔軟に対応できるとのことであるが、今後、本報釈により全国で統一した運用ができるよう、関係各所への周知等を願いたい。
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高算定され、その結果として収入基準に充当して決定されていることがあり、こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を各自治体の判断で選択できるように規制の緩和を求める。	【制度改正の経緯】 2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったということは、「子にとって選択の余地がない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべき」という考えが確立されてきている」として、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反する、と判断している。 このことは、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。 【支障事例】 これにより、「非婚」「既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることはもとより、支払う家賃の軽減のみであれば、減免規定の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入分位により認定される収入超過者となる事実も回避できると考える。 【懸念の解消策】 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格差をなくするため、「非婚」であっても控除を受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。	公営住宅法第16条、第28条 公営住宅法施行令第1条第3号、第8条		国土交通省	松山市	C 対応不可	公営住宅の家賃は、入居者がその収入からみて負担できる金額を入居する公営住宅の立地・規模等の便宜に応じて補正し、決定される。 公営住宅法及び所得税法を含め、我が国では法律婚を原則とした法体系となっている。公営住宅法における入居者の収入は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度上の否については、同様により、寡婦控除の例に準じている地方税、国民健康保険及び保育所の保育料等、他制度を含め我が国法体系の全体の中で検討していくべきと考える。	法律婚を原則とする中で、所得税法の寡婦控除には婚姻歴が条件として求められていて、非婚で子供を産んだ後に子の父とは別の男性と婚姻し離婚した母子世帯には適用され、非婚のまま子供を養育する母子世帯には適用されない問題を抱えている。 そのような中、公営住宅法においては、同居承認、承継について事実婚及び婚姻予約者を認め、特に居住の安定を図る必要がある場合には、法律婚によらずとも婚姻関係を認めることが示されている例もある。 提案の寡婦控除を「婚姻歴のない一人親」に拡大させることについて、平成26年度税制改正大綱では、所得税の寡婦控除のあり方の中で検討を行うとされている。 一方、保育所の保育料では、児童福祉法により、「婚姻歴のない一人親」について、寡婦控除相当分の所得を控除するかどうかについては、各市町村で判断されている。 こうしたことから、公営住宅法でも「婚姻歴のない一人親」について、実態に即することが出来るよう、施行令第1条3号の改正し、各市町村の判断で柔軟な対応が可能となるよう検討をお願いしたい。
743	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必須と考える。 【国の各種地域との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公営住宅法第29条		国土交通省	豊田市	C 対応不可	既存入居者は、高額所得者にかかる基準が313,000円を超えるものであることを前提に入居しており、仮に条例委任されて当該基準が引き下げられた結果、高額所得者となり、明渡しを請求されることとなると、居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨・目的から、当該既存入居者にとっては大変厳しい取扱いとなってしまふものと考えられる。 また、高額所得者制度は公営住宅制度の目的達成のために特に法律上規定されたものであるところ、公営住宅法第29条は借地借家法とは別個の明渡し請求に係る要件及び効果を明確に規定した同法の趣旨・目的から、当該規定と解される。 仮に当該収入基準を条例委任し、各事業主体が個別に基準を設けることができること、もはや明渡し請求に係る要件及び効果が明確に規定されているということではできず、借地借家法が適用されなければ、賃借人(公営住宅入居者)の居住の安定性を著しく弱めることとなり、民間賃貸住宅の借家契約との均衡の観点からも不公平であると考えられる。 借地借家法が適用される場合、同法第28条に規定される「正当の事由」が認められない限り、高額所得者に対し明渡し請求を行うことはできず、明渡し請求により困難になることが予想される。そうすると、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸するという、公営住宅法の趣旨・目的をかねて阻害しかねないこととなる。 このため、収入基準を条例で定めることができるとする改正を行うことは困難である。	公営住宅に係る収入基準の合理性は、最低居住水準の住宅を市場で確保できない者を、公営住宅の施策対象とする現行制度の考え方を前提とすれば、各地域間で格差のある所得水準、地価、民間賃貸住宅の家賃水準、供給量及び公営住宅へ入居できない低額所得者の状況等を踏まえて設定されるべきもので、それを踏まえて設定された収入基準については、明渡し請求に係る合理性は確保されていると考えます。 明渡し請求に係る収入基準の合理性は、最低居住水準の住宅を市場で確保できない者を、公営住宅の施策対象とする現行制度の考え方を前提とすれば、各地域間で格差のある所得水準、地価、民間賃貸住宅の家賃水準、供給量及び公営住宅へ入居できない低額所得者の状況等を踏まえて設定されるべきもので、それを踏まえて設定された収入基準については、明渡し請求に係る合理性は確保されていると考えます。 したがって、公営住宅法及びこれに基づく条例が優先して適用され、借家法及び民法の適用は排除されると思われます。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	地方道に係る道路の占用許可の基準については条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それ以外の道路の占用許可の基準については提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、現行規定により対応可能であることが確認できた場合は、その旨全ての道路管理者に対して通知されることを希望する。	○ 他の団体においても同様の支障が生じているため、電気自動車の充電インフラ整備を推進する観点から、今回の回答で提示された見解及び具体的な適用事例を、各地方公共団体に通知等を発出して周知すべきではないか。	D 現行規定により対応可能	提案団体からのご意見のとおり、周知を行う。	6【国土交通省】 (5)道路法(昭27法180) 道路の占用の許可基準(33条1項)について、電気自動車のための充電機器を道の駅の道路区域外に設置することが利用者の利便性又は設置費用の観点から適当でない場合には、同項の「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」に該当し、道の駅の道路区域内に設置することが可能であることを、地方公共団体に通知する。
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 公営住宅が憲法25条の生存権の保障にかかわる社会保障として位置付けられるのであれば、公営住宅の入居収入基準等は、所得税法の取扱いに合わせるのではなく、社会保障としての判断を行うべきである。社会保障関係では、「母子及び寡婦福祉法」においては、非婚のひとり親も施策対象とされており、保育所の保育料については地方の裁量により寡婦(夫)控除のみなし適用を認める取組が進められていること、公営住宅でも母子世帯・父子世帯が優先入居の対象とされていること等から、公営住宅についても、地域の判断で寡婦(夫)控除のみなし適用を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	保育所の保育費用については、条例により寡婦(夫)控除のみなし適用及び保育費用の減免をすることが可能となっているものの、寡婦(夫)控除のみなし適用の具体的な効果は「保育費用の額」以外にはないと思われる。一方、公営住宅法第23条の入居者要件の中の「収入」要件に寡婦(夫)控除のみなし適用を認めることとした場合、公営住宅の「賃料」だけでなく、そもそもの「入居収入要件」や事業主体による明渡請求の対象となり得る収入超過者や高額所得者の認定のあり方にも影響を及ぼすため、保育所の保育費用における適用と公営住宅法における「収入」要件の適用とを同列に扱うことはできない。なお、公営住宅法第16条第4項により、事業主体の裁量により、条例で公営住宅の家賃を個別に減免することは可能である。 また、公営住宅法における入居者の「収入」は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦(夫)控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改正の可否については、所得税全体の諸控除のあり方を議論する中で、併せて検討していくべきものと考ええる。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (ⅳ)入居者の収入の算定(施行令1条3号)上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。
743	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 持家の取得額や公営住宅の入居希望者の状況等は地域により大きく異なるため、高額所得者の収入基準は条例で定めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 また、入居収入基準については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例で定めることとされており、入居収入基準を相当程度超えるものとして定められる高額所得者の収入基準も同様とした方が、制度として合理的である。(なお、借地借家法の特例は、法律に対する特例である以上法律上規定すべきである。現行の公営住宅法では、入居収入基準を「相当程度超えるものでなければならぬ」と要件等を法定しているため、条例により基準を定めても借地借家法の特例として問題はない。)	C 対応不可	明渡し請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法定明渡し請求を講ずることができる場合は限定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のみ)。「高額所得者」は、法定明渡し請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があってもならず、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。 また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能な年収となる基準(月収)としているところ。これは、例に高額所得者に対して明渡し請求を行う場合においては、高額所得者の居住移動の自由を確保する観点から、移動先を事業主体が制約する結果とならぬよう、高額所得者の自由意思でほぼ全国どこでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としていることによるものである。したがって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。 以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」「高齢者自立支援ひろば」についてでも対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプランニング的な位置づけであると考えられる。	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条		国土交通省、厚生労働省	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成28年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続きは必要とされない。 公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低所得者」に対して、「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。	・「小規模多機能型居宅介護事業」における「ショートステイ」は、利用者に、数日間、入居してもらい日常生活を送れるようサービスを提供するものであり、公営住宅を「住宅」として使用する事業である。
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。 上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置するケースが多くみられる。 【支障事例】 ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受けが必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(→具体的な支障事例は別紙のとおり) なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築をする場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。 【解消策】 については、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。	建築基準法第6条	別紙あり	国土交通省	全国市長会	C 対応不可	建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより国民の生命・財産等を保護することを目的としており、建築確認により、個々の建築計画の関係規定への適合性を審査し、建築物の安全性等を担保している。 ただし、防火・準防火地域外において建築物を増築・改築・移転する場合で、その床面積の合計が10㎡以内の場合には、建築確認を不要としている。 これは、国民の生命等の保護に直結する建築物の安全性等については、原則として全ての建築物について、建築確認によりその安全性を担保する必要があるものの、建築確認・検査により既に安全性等の確認がされている既存の建築物に小規模の増築等をする場合においては、既存の建築物と大きく異なる建築物となることは通常想定されず、また、違反が発生する可能性も相対的に低いため、地震・火災等による重大な被害が発生するおそれは比較的小さいことから、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域外においては特例として建築確認を不要としたものである。 このため、新築する場合については、小規模であっても、どのような建築物が建築されるか予測できず、周囲への影響の程度や地震・火災等による重大な被害が発生する可能性が限定されないため、建築確認を不要とすることは困難である。 また、建築物が密集し、火災の危険性が非常に高い市街地である防火地域・準防火地域については、違反が発生した場合に市街地大火等の重大な被害が発生する可能性があるため、新築・増築等の別や規模にかかわらず、建築確認により特に建築物の安全性等を担保する必要があり、建築確認を不要とすることは困難である。 なお、お示しの備蓄(防災)倉庫に関する支障事例については、10㎡程度の小規模な建築物に適用される基準は規定されているため、建築主の建築確認の申請に資する負担は、他の建築物の場合と比べ少なく、確認手数料についても、地方公共団体の判断により減免が可能である。	提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱っていない自治体もあるようである。 建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なっている現状は、混乱を招くことになるため、防災倉庫のような小規模なものについては、「建築基準法」の建築物として扱わなくてもよいのであれば、その旨通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫については、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。 しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(→具体的な状況は別紙のとおり) 【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。 【その他】 なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受け必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案を合わせての実現を求める。	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4	別紙あり	国土交通省	全国市長会	D 現行規定により対応可能	一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫、消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住民のために必要となる備品等を保管するものであることから、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものと判断されているところ。 この見解については全国の特定行政庁及び民間の指定確認検査機関等で構成される日本建築行政会議(JCBA)が編集した「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」においても示されているところである。	設置主体が地方公共団体の場合でも、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものであると解釈してよろしいか。 解釈してよい場合であっても、特定行政庁の許可が必要となっている現状に鑑み、その旨を通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和			○ 公営住宅の居住要件については、既対象の「認知症対応グループホーム」でも平成18年からショートステイ・デイサービスが認められている。このため、同様に認知症高齢者を多く対象とし、ショートステイ・デイサービスを行う「小規模多機能型居宅介護事業」も目的外使用の大臣承認の特例を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 (このような取組は、高齢化する公営住宅の機能を高め、貴省が推進するスマート・ウェルネス事業にも資するのではないか。)	○ 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、各府で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきものであり、「住宅に困窮する低額所得者」と同視できる範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」はあくまで「通い」を中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせでサービスを提供する事業とされていることから、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。	
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	—	【全国市長会】 提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱ってない自治体もあるようである。建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なっている現状は、混乱を招くことになるため、防災倉庫のような小規模なものについては、「建築基準法」の建築物として扱わなくてもよいのであれば、その旨通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	○ 人が中に入って作業をすることが想定されない小規模な倉庫は、特定行政庁の判断で、通常、建築基準法上の「建築物」として取り扱わないことが一般的である旨の回答があったが、「建築物」として取り扱うか否かの具体的な判断基準と適用事例について、通知等で明確化するべきではないか。	D 現行規定により対応可能	○ ご提案の小規模な備蓄(防災)倉庫(物置)のうち、外から荷物の出し入れを行い、人が内部に立ち入らないものについて、建築物に該当しない旨の技術的助言を发出することを検討する。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (ii)防災備蓄倉庫等の建築基準法上の取扱いの明確化を図るため、小規模な備蓄倉庫については、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、人が内部に立ち入らないものについては、建築物(2条1項1号)に当たらず、建築確認(6条1項)が不要であることを、地方公共団体に通知する。
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	—	【全国市長会】 設置主体が地方公共団体の場合でも、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものであると解釈してよろしいか。 解釈してよい場合であっても、特定行政庁の許可が必要となっている現状に鑑み、その旨を通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	○ 地方公共団体が設置する防災倉庫についても、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当すると解釈できるのであれば、その旨を通知等で明確化するべきではないか。その際、規定上どの部分に該当するかを示されたい。	D 現行規定により対応可能	地方公共団体が設置する防災倉庫について、第一種低層住居専用地域の指定の目的等を踏まえ、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当する旨の技術的助言を发出することについて検討する。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (iv)地方公共団体が近隣住民のために必要な公益施設として設置する防災備蓄倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令第130条の4第1項2号)に該当し、特定行政庁の許可(48条1項)を得ずに、第一種低層住居専用地域において建築できることを、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
515	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事の事務権限を都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨るかどうかで国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権限についても、同法第27条の26第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事務とされ(同法第44条の5)、知事を経由することとされている(同法第44条の4)。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行う必要がある場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局(埼玉県)に提出しなければならず、その処理期間が長くなっている。 同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利便性を向上させるものである。 【移譲に当たっての懸念】 許可権限に付随して、同法に基づく報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)、監督(法第28条等)の権限も移譲されるとした場合、現在の大臣許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。 この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	建設業法第3条等		国土交通省	神奈川県	○ 対応不可	現行の建設業法では、二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合は、国土交通大臣が許可・監督等を行うこととされている。また、報告・検査、監督等については、最終的には許可の取消に至るものであり、許可権限に付随して行われるものであることから、その実効性が確保されるよう、原則として許可と同一の主体が行うこととしている。これにより、複数の都道府県に営業所を設け、広域的に事業を展開する業者については、国土交通大臣が統一に許可・監督等に関する事務を行うことにより、事業活動の公平性の確保と広域にわたる円滑な事業活動を確保しているとともに、効率的・機動的な監督を実現している。 提案者指摘の通り、免許権限を移譲するためには、報告・検査、監督等の権限も同時に移譲することが必要であるが、 ・本店所在地の都道府県知事が他の都道府県にわたる監督処分権限を有することとした場合、当該都道府県知事の監督処分により他の都道府県における建設業者の事業活動、ひいては他の都道府県の区域における公共工事を含む建設工事の施工に影響を受けることとなること ・営業所所在地を管轄する各都道府県知事がそれぞれの都道府県の区域内における監督処分権限を有することとした場合、建設業者が全国的に不正行為を行うケースなどにおいて、各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くこと、又は統一的な処分をするために複雑な調整が必要となり、行政効率上極めて非効率的となり、機動的な監督を行うに当たって混乱が生じることから、どちらの場合も許可権限及びこれと併せた監督等の権限移譲は適当ではない。 さらに、局地的に発生する事案に関し、広域的に活動する事業者に対して機動的・効率的な監督を行うためには、国が監督等の権限を有することが必要不可欠である。例えば、東日本大震災の被災地に営業所を新設する建設業者の急増に対応し、国土交通省では、復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底のため、東北地方整備局のみならず国土交通省本省及び他の地方整備局等からも検査官を派遣し、集中的に出入検査や監督等の事務を実施してきた。既に、許可権限とそれ付随する監督等の権限を都道府県に移譲した場合、このような集中的な監督等の事務を適切に行うことができず、契約・取引の適正化や建設工事の品質の確保、労働災害の防止、暴力団等の不良不逞格業者の排除等に重大な支障が生じ、建設業行政を所掌する国土交通省として看過することはできない。 したがって、建設業の許可及び報告・検査、監督等の権限を都道府県知事等に移譲することはできない。	本提案は主に許可期間の短縮による県民サービスの向上に主眼を置いて提案したものである。 各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くことなど、行政効率上の非効率を招くとの指摘については、現在も処分等について他都道府県と情報交換を行っており、都道府県間で複雑な調整をすることが本例に関わったことではないため、きめ細かいルールを法定化することで、適切かつ迅速な事務執行を行うことが可能であると考ええる。 また、他の都道府県にわたる監督処分権限を有することとした場合であっても、上記ルールが法定化され、明確であれば、建設業者の事業活動になんら影響はないものと考ええる。
516	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)	【支障事例】 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を經由して、所管の地方整備局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっている。 【移譲に当たっての懸念】 免許権限に付随して、宅建業法に基づく報告・検査(法第72条)及び指導(法第71条)、監督(法第65条等)の権限も移譲されるとした場合、現在の国土交通大臣許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。 現在、免許の基準については宅建業法に定められているが、事務所の定義等が漠然としており、その運用にあたっては各都道府県において違いが生じている。同一都道府県内の事務所であるにもかかわらず免許した都道府県によって大きな差が生じないように具体的な基準が必要であると考えられる。 また、現国土交通大臣免許を受けている宅建業者は、本店所在地以外に、他都道府県に従たる事務所を設置している場合が多く、現行の制度のままでは検査権等を移譲した場合は、免許をした都道府県知事が全国の事務所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考えられる。 【懸念の解消策】 よって、移譲にあたっては、検査権等の行使については、免許権者から事務所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。	宅地建物取引業法第5条等		国土交通省	神奈川県	○ 対応不可	現行の宅地建物取引業法では、二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合は、国土交通大臣が免許・監督等を行うこととされている。また、報告・検査、監督等については、最終的には免許の取消に至るものであり、免許権限に付随して行われるものであることから、その実効性が確保されるよう、原則として免許と同一の主体が行うこととしている。これにより、複数の都道府県に事務所を設け、広域的に事業を展開する業者については、国土交通大臣が統一に免許・監督等に関する事務を行うことにより、事業活動の公平性の確保と広域にわたる円滑な事業活動を確保しているとともに、効率的・機動的な監督を実現している。 提案者指摘の通り、免許権限を移譲するためには、報告・検査、監督等の権限も同時に移譲することが必要であるが、 ・本店所在地の都道府県知事が他の都道府県にわたる監督処分権限を有することとした場合、当該都道府県知事の監督処分により他の都道府県における宅地建物取引業者の事業活動に影響を受けることとなること ・事務所所在地を管轄する各都道府県知事がそれぞれの都道府県の区域内における監督処分権限を有することとした場合、宅地建物取引業者が全国的に不正行為を行ったケースなどにおいて、各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くこと、又は統一的な処分をするために複雑な調整が必要となり、行政効率上極めて非効率的となり、機動的な監督を行うに当たって混乱が生じることから、どちらの場合も免許権限及びこれと併せた監督等の権限移譲は適当ではない。 さらに、局地的に発生する事案に関し、広域的に活動する事業者に対して機動的・効率的な監督を行うためには、国が監督等の権限を有することが必要不可欠である。例えば、東日本大震災の被災地に事務所を新設する宅地建物取引業者の増加及び土地取引の増加に対応し、国土交通省では、急増した宅地・建物の取引に係る法令遵守の徹底のため、東北地方整備局のみならず国土交通省本省からも人員を派遣し、監督等の事務を実施してきた。既に、免許権限とそれ付随する監督等の権限を都道府県に移譲した場合、このような集中的な監督等の事務を適切に行うことができず、公正な取引の確保、購入者の利益の保護等に重大な支障が生じ、宅地建物取引業行政を所掌する国土交通省として看過することはできない。 したがって、宅地建物取引業の免許及び報告・検査、監督等の権限を都道府県知事等に移譲することはできない。	本提案は主に免許期間の短縮による県民サービスの向上に主眼を置いて提案したものである。 各都道府県において統一性のある処分がなされず公平性を欠くことなど、行政効率上の非効率を招くとの指摘については、現在も処分等について他都道府県と情報交換を行っており、都道府県間で複雑な調整をすることが本例に関わったことではないため、きめ細かいルールを法定化することで、適切かつ迅速な事務執行を行うことが可能であると考ええる。 また、他の都道府県にわたる監督処分権限を有することとした場合であっても、上記ルールが法定化され、明確であれば、宅地建物取引業者の事業活動になんら影響はないものと考ええる。
95	地方バス路線の運行費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における「1日当たりの輸送量」の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。	【支障事例】 現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が5人未満となり、補助金額が減額される場合も多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域の住民にとって、高校への通学、地域の基幹病院への通院、買い物等の生活の足として不可欠であり、維持していく必要がある。 【制度の改正案】 こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える事例等で指定する過疎地域等(例：岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内(輸送量12～15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。 【制度改革の効果】 バス路線だけでなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより柔軟に即した支援が可能となる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第6条1項1号別表4		国土交通省	岡山県	○ 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が見えてきている。一方、補助対象基準を緩和することは不相当である。また、膨大な予算を必要とすることから、要件の緩和は実現困難である。	今後の重点化にあたっては、都道府県が特別な支援が必要と考える地域等について、十分な支援が行える制度としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
515	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市への移譲については、慎重に検討すべきである。	○ NPO法や医療法においては、複数都道府県の区域にまたがる者に対する許認可等の権限について、都道府県間の連携体制を構築した上で国から地方公共団体への移譲が進められている。 建設業法及び宅地建物取引業法においても、主たる営業所(事務所)のある都道府県に許可権限等を移譲した上で、他の都道府県が既に有している報告・検査等の権限も活用し、都道府県間の連携体制を構築すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるか。 現在でも約98パーセントが都道府県許可であり、平成16年までは都道府県が大臣許可業者の営業所調査を行っていたことを考えれば、全く問題は無いのではないかと。	C 対応不可	①手挙げ方式による権限の移譲について 移譲を希望しない都道府県においても監督事務の増加及び監督体制の強化が必要となる等、問題がある。 ②他法律との整合性について そもそもNPO法や医療法については、手挙げ方式による移譲ではない。また、例えば医療法については従来から個々の医療機関の監督権者が都道府県知事であったことなど法体系が大きく異なること。また、建設業及び宅建業はそれぞれ不正行為や紛争が多発しているという実態であり、十分な監督体制が必要となることから、他法において権限移譲が進められていることを鑑みとして、移譲が可能であるとは考えられない。 ③連携体制について 国土交通大臣が監督権限を有していれば、統一的な指揮命令系統の下、迅速かつ適切な処分を行うことが可能だが、都道府県に監督権限を移譲した場合、全国をカバーする統一的な指揮命令系統が存在しないため、紛争する不正行為や紛争等に対し迅速かつ公平に対応することができない。 ④監督に係る行政コストについて 全国的な不正行為については、国土交通本省の指導のもと、地方整備局等が連携して統一的な方針に基づいて調査等を実施し監督を行っているが、仮に許可等の権限を移譲した場合、複数の都道府県間で調査方針の決定から処分に至るまで調整を行う必要がある。また、事業者としても複数の都道府県に同時に対応する必要があるため、行政及び事業者にとっての事務コストが増加する。 ⑤事務負担について 事業者では、他事務許可業者が大臣許可業者を上回っているが、事業所数や従業員数等の規模を勘案すると、大臣許可業者に係る許可等及び監督の事務量は決して小さいとは言えない。 ⑥原地的に発生する事業について 第1次回答において示した、「原地的に発生する事業に関し、広域的に活動する事業者に対して機動的・効率的な監督を行うためには、国が監督等の権限を有することが必要不可欠である」とした点について、提案団体及び専門部会から見解をいただけない。 以上を踏まえると、建設業及び宅建業に関する国及び都道府県の役割分担としては、現行の法体系における状態が最も適切であり、権限を移譲することはできない。 なお、本提案は、許可等の期間の短縮による利便性向上が目的のことであるが、事業者側からそのような要望が寄せられているとは認識しておらず、そのために様々な支障が想定される許可等権限の移譲を行う合理性は乏しい。(別紙あり)	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び域内フィードーシステムに対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
516	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市への移譲については慎重に検討すべきである。	○ NPO法や医療法においては、複数都道府県の区域にまたがる者に対する許認可等の権限について、都道府県間の連携体制を構築した上で国から地方公共団体への移譲が進められている。 建設業法及び宅地建物取引業法においても、主たる営業所(事務所)のある都道府県に許可権限等を移譲した上で、他の都道府県が既に有している報告・検査等の権限も活用し、都道府県間の連携体制を構築すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるか。 現在でも約98パーセントが都道府県許可であり、平成16年までは都道府県が大臣許可業者の営業所調査を行っていたことを考えれば、全く問題は無いのではないかと。	C 対応不可	①手挙げ方式による権限の移譲について 移譲を希望しない都道府県においても監督事務の増加及び監督体制の強化が必要となる等、問題がある。 ②他法律との整合性について そもそもNPO法や医療法については、手挙げ方式による移譲ではない。また、例えば医療法については従来から個々の医療機関の監督権者が都道府県知事であったことなど法体系が大きく異なること。また、建設業及び宅建業はそれぞれ不正行為や紛争が多発しているという実態であり、十分な監督体制が必要となることから、他法において権限移譲が進められていることを鑑みとして、移譲が可能であるとは考えられない。 ③連携体制について 国土交通大臣が監督権限を有していれば、統一的な指揮命令系統の下、迅速かつ適切な処分を行うことが可能だが、都道府県に監督権限を移譲した場合、全国をカバーする統一的な指揮命令系統が存在しないため、紛争する不正行為や紛争等に対し迅速かつ公平に対応することができない。 ④監督に係る行政コストについて 全国的な不正行為については、国土交通本省の指導のもと、地方整備局等が連携して統一的な方針に基づいて調査等を実施し監督を行っているが、仮に許可等の権限を移譲した場合、複数の都道府県間で調査方針の決定から処分に至るまで調整を行う必要がある。また、事業者としても複数の都道府県に同時に対応する必要があるため、行政及び事業者にとっての事務コストが増加する。 ⑤事務負担について 事業者では、他事務許可業者が大臣許可業者を上回っているが、事業所数や従業員数等の規模を勘案すると、大臣許可業者に係る許可等及び監督の事務量は決して小さいとは言えない。 ⑥原地的に発生する事業について 第1次回答において示した、「原地的に発生する事業に関し、広域的に活動する事業者に対して機動的・効率的な監督を行うためには、国が監督等の権限を有することが必要不可欠である」とした点について、提案団体及び専門部会から見解をいただけない。 以上を踏まえると、建設業及び宅建業に関する国及び都道府県の役割分担としては、現行の法体系における状態が最も適切であり、権限を移譲することはできない。 なお、本提案は、許可等の期間の短縮による利便性向上が目的のことであるが、事業者側からそのような要望が寄せられているとは認識しておらず、そのために様々な支障が想定される許可等権限の移譲を行う合理性は乏しい。(別紙あり)	
95	地方バス路線の運行費補助要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることから実現困難であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費(国庫補助金)について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。	【制度改正の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経費効率性の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。 また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。 【支障事例】広域行政圏中心城市へ繋がりに複数市町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いため補助要件を満たすことができず、バスの存続が難しくなっている。(採択条件である平均乗車率5人以上では、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。) 【効果】要件緩和により、人口が少ない中山間地域を結ぶ系統においても補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採択条件である平均乗車率を5人から3人に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線から13路線に拡大される。) 【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量:15~150人について、中山間地域は「15人以上」の要件を9人(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度であるため、最低運行回数3回を乗算)まで引き下げる。 補助対象経費の対象:平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人数按分して算出とされているものを中山間地域は「5人」の要件を3人まで引き下げる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5		国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。	現行制度は、全国一律の基準を満たすことが優先され、補助対象路線であっても無駄のない、効率的なバス路線の運営が行われているとは言えず、真に地方が必要とする地域交通が確保されるべきである。改正地域交通活性化再生法による地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組への支援には期待するものの、再構築には時間を要することが予想される。 当面は、補助対象要件について、全国一律ではなく、都市部と地方部と差を設けることで地方の実情に合わせた仕組みとなるよう制度設計を行うべき。
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、従前の補助対象人口を国庫補助上限額に使えるよう制度を見直していただきたい。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の現行制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統でなければ、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象数とすることができないこととされている(「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱という。)、別表6、ロ、①・②」が、仮に民間バス路線等の廃止等により地域間幹線系統が無くなった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。 地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保のための、地域内フィーダー系統については維持していかなければならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口として算定するのは不合理ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合についても、他の地域間交通ネットワーク(鉄道路路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定(要綱別表7、5)に使えるよう見直ししていただきたい。 補助額算定の基礎となる対象人口の考え方は(別添参照) 現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域56,089人(平成22年実施の国勢調査時人口)であるが、今後も地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14,190人である。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、ロ	(参考)要綱等	国土交通省	山武市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に国庫補助上限額を見直すことは不適当である。	
343-1	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人~150人/日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6ロ①)となっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせた柔軟に運用できるようにしていただきたい。 そうすることにより、市内におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一端の充実に図れる。 【利用環境改善促進等事業】公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表2(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他・・・」の部分をICカードシステムの導入や高度化(共通化)に資する経費その他・・・等に要更ししていただきたい。 そうすることにより、ICカード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものと考ええる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6ロ①、別表21		国土交通省	香川県	D 現行規定により対応可能	【地域内フィーダー系統補助】接続する地域間幹線バス系統がないような交通不便地域においては、鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフィーダー系統も補助対象としている。【要綱別表6ロ②】	要綱別表6ロ②については、対象地域が「交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域」という条件があるなど、柔軟なバス路線設定がしにくいのが実情である。 本県としては、要綱別表6ロ①において、幹線として、バスだけではなく、鉄軌道などを加え、地域の実情に合った要綱としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。	
343-1	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な適用	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	要綱別表6ロ②により、幹線的な交通を補完する観点から、地方運輸局長等が指定する交通不便地域における鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフィーダー系統も補助対象とし、地域の実情に合った柔軟な対応を図っている。 具体的な地域における交通不便地域の指定については、まずは地方運輸局へご相談いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
343-2	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人～150人/日などの要件を満たす「地域間幹線(ス系統)と接続することが要件(要綱別表6ロ①)となっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。 そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一層の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分にICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…」等に変更していただきたい。 そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものと考ええる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6ロ①、別表21		国土交通省	香川県	D 現行規定により対応可能	【利用環境改善促進等補助】鉄道事業者におけるICカードシステムの導入は、利用者利便の向上に資するものと考えている。このため、「地域公共交通確保維持改善事業(利用環境の改善)」により、鉄道事業者が実施するICカードシステムの導入に対し支援を行っている。 加えて、ICカードシステムの相互利用化・片利用化についても、「ICカードシステム導入その他ITシステム等の高度化…」(要綱別表21(鉄道))により、補助対象としているところ。 引き続き、この制度を活用して支援して参りたい。	
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15～150人」について、下販の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	【提案概要】平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者により採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。 一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少なく採算を取るのが難しい過疎地域の広域的・幹線的な路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家用有償運送の実施例があり、また新たな取り組みに向けた検討も行っているが、NPOなどの主体による持続的な実施が困難な場合も多く、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルでより細やかな施策を展開することが必要不可欠と考ええる。 そこで、補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15～150人」については、昨今、全国的に過疎化ないし過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下販の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。 【支障事例】別紙のとおり	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の二、ホ		国土交通省	神戸市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ。一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。	地域公共交通活性化・再生法の改正による、新たな補助制度や具体的な手続きの進め方などが示されていない。 地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況であり、既存制度の要件緩和をお願いしたい。
842-1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄道駅など)で幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新購入時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表21の②(1)(及び二)、表7の5、別表8	(参考)平成25年度バス運行対策費補助対象一覧	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ。一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。	平成23年度の国補助制度の抜本的な見直しにより、当該補助金は「生活交通存続の危機に瀕している地域等において地域の特性・実情に最適な移動手段を提供する」ことを目的としており、補助要件とされる事業計画の策定にあたっては、地域の関係者による協議会での議論や住民意見も踏まえることとなっていることから、事業計画に掲載した系統は、地域が確保又は維持を真に必要としている複数の系統である。 また、輸送量要件については、平成13年度制度改正時に、「15～150人」になったものと認識しているが、以降10年以上が経過し、『第10回提案募集検討専門部会 参考資料1 P1』にも記載のとおり、愛媛県の人口は、「全国より20年早く減少に転じ」、高齢化も、「全国より早く」進行するなど、地域公共交通を取り巻く社会的要因は変化(深刻化)しているにもかかわらず、要件については見直されておらず、結果、地域が必要としながらも、存続の危機に直面している複数の系統が維持できない状況となっている。 さらに、『第10回提案募集検討専門部会 参考資料1 P3』で示されている地方負担に加え、これまで事業者が運行していた系統の再編・廃止等により、市町が自家用有償旅客運送や単独補助により代替交通を確保していることが多く、地方の負担が大きくなっているのが実情である。 については、社会的要因や地域の実情を踏まえた補助要件とすることで、地域が真に必要としている系統を維持できる制度としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
343-2	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (iii)利用環境改善促進等事業については、ICカードシステムの相互利用化・片利用化を図る事業も補助対象であることを、地方公共団体に通知する。
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難である。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成28法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
842-1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難である。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成28法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
842-2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6のロ②(1)及び二)、表7の5、別表8	(参考) 平成25年度バス運行対策費補助対象一覧	国土交通省	愛媛県	○ 対応不可	【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービス性の維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは不適当である。	「見直しが不適当」な理由として、「地域が真に必要なとしている」とあるが、平成23年度からの国庫補助制度により、当該補助金は「生活交通の存続が危機に瀕している地域等において地域の特性・実情に最適な移動手段を提供する」ことを目的としており、補助要件とされる事業計画の策定にあたっては、地域の関係者による協議会での議論や住民意見も踏まえることとなっていることから、事業計画に掲載した系統は、地域が確保又は維持を真に必要なとしている系統である。 また、山村振興法指定地域が補助要件となっているが、昭和40年代以降見直しがされてなく、指定地域よりさらに高齢化が進行している地域の系統が補助対象となっていないのが実情である。 については、現在の地域の実情を反映した補助要件とすることで、地域が真に必要なとしている系統を維持できる制度としていただきたい。 また、補助上限額の設定については、路線の対象地域の人口を基に市町村ごとに算定されたものであることから、各地域の運行形態等、地域の実情を踏まえたものとしていただきたい。
842-3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6のロ②(1)及び二)、表7の5、別表8	(参考) 平成25年度バス運行対策費補助対象一覧	国土交通省	愛媛県	D 現行規定により対応可能	【車両減価償却費等国庫補助金】 車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図っているところ。	地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治法上の制約(地方自治法第237条)がある。また、実際の車両購入に際し、各事業者においては、車体や色、デザイン、仕様(車内機器を含む)等について、車両管理上の観点から購入先メーカーを同一とし、部品交換やメンテナンスにおける効率化や費用削減を図っているのが一般的であるが、一方で、地方公共団体(県及び市町)が車両を購入するとすると、車両購入業者、価格において公平性を保つ必要があり、事業者のニーズと合わないこともあると考えられ、これらを踏まえると、公有民営方式ではなく、事業者が直接、車両を購入する購入時一括補助方式としていただきたい。 <参考> 地方自治法〔抜粋〕 第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出賃の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるように制度改正を行う。	広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフィーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。 検討に当たっては、地域公共交通確保維持事業：地域間幹線系統補助(複数市町村にまたがることや1日当たりの輸送量が15人以上と見込まれることなどを要件とする国庫補助)を受けている路線も対象としているが、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を満たさなくなる場合が想定される。 この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことが支障となり再編が進まなくなる可能性がある。 一方、国においては、本年5月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けることができるなど、路線等の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編等によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補助については、再編により輸送量の補助要件を満たさない場合においても、再編前と同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により、既存系統の一部を地域内フィーダー系統に移行する場合は、新たに運行を開始するものの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6のロ①		国土交通省	広島市	○ 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要なとしている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。	本市の提案は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通形成計画等を策定したうえで、当該計画に基づき円滑にバス路線を再編するために、再編により補助対象基準を満たさなくなった路線について、特例的に再編前と同様に補助対象として取り扱うことなどの格別の措置を求めているものである。 このため、一律に補助対象基準の緩和を求めているものではなく、国土交通省の見解として示されている補助制度の重点化と方向を同じくするものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
842-2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	現行の取扱いにおいて、法律に基づく過疎地域等以外にも、地方運輸局長等が指定する交通不便地域も対象とするなど、地域の実情に応じた対応を行っている。 また、国庫補助上限額については、限られた予算の中、全国各地の様々な取組みに対して効果的・効率的に支援を行うため、対象地域の人口という、地域の実情を端的に表す指標に基づき設定しているものである。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
842-3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	車両購入費補助について、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	当初回答したとおり、車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図っているところ。	
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討することであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては不適当であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、地域公共交通活性化再生法に基づいて策定される地域公共交通再編実施計画に基づき実施される多様な事業に対して輸送量要件の緩和等の措置を適用すべく、現在検討を進めているところである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にか かる事務の都道府県 への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定めることができることとするため、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」につ いて、以下の点を修正す る。 第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要へ 第11条 第2項 本法律で定めるのではなく、各都道府県の条例で定める ウ 第13条～第21条 不要(各都道府県条例による)。	【制度改正の必要性】 この数年、港湾への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せず、無償で県内観光団体や、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインバウンドの推進に当たり、ネックになっている。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が要因で、無資格者が通訳案内業務を行っていることが常態化しているとも聞く。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運営のネックとなっていると考えられる。また、通訳案内士からのアテリングによるため、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一要因。 【期待される効果】 地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光知識を豊富に有し、一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。 【懸念の解消策】 外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることで担保し、観光情報の知識については、所定の研修を受けることで担保することを想定。	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 第4条、第11条～24条		国土交通省(観光庁)	鳥取県、徳島県	E 提案の実現に向けて対応を検討	現行の通訳案内士制度においては、通訳案内士が国の魅力を適切かつ正確に外国人に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすこと、日本の文化や慣習等に不慣れな外国人を保護する必要があること等、良質なガイドサービスの提供を確保する観点から国が関与しているものがある。 地域限定通訳案内士についても、通訳ガイド制度の特例として、都道府県知事による独自の試験の実施を認めるに当たっても、通訳ガイドの育成及び確保に対して全般的な責任を有している国が、制度全体を管理・運用する観点から、都道府県知事により定められる「外客来訪促進計画」への同意という形で関与し、制度の統一性・一貫性を担保しているものである。 一方、外国人観光客数の増加、そのニーズの多様化が急速に進んでいる現在において、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対応できるよう、平成23年度より、一定の区域内において、試験を要せず、地方公共団体による研修の修了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度(総合特別区域法、中心市街地活性化法等において規定される通訳案内士法の特例制度)を設け、順次拡大していくところであり、ご提案の内容については、本制度を活用することにより、実現することが可能である。 さらに、今秋の臨時国会に提出見込みである構造改革特別区域法の一部改正法において同様の特例制度を措置することを予定しており、ご提案の内容について、より実現可能となるようさらなる対応を検討しているところである。	構造改革特別区域制度において、地方公共団体の研修の終了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度が速やかに措置されることを望むとともに、本県提案の実現についても引き続き検討されたい。
390	社会保障・税番号制 度における個人番号 利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求め、別表の掲載を求める。(参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国文省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国文省)に係る事務については、番号法別表第一項番19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混じることは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	大分県提案分	内閣官房、国土交通省	九州地方知事会		「番号法の施行後3年を目途として検討」とご回答を頂きましたが、施行後3年は平成30年10月が目途となると理解しています。一方で、内閣官房の想定スケジュールでは、住民の添付書類削減を実現する情報提供ネットワークを使用した個人情報の提供は、平成29年1月より国の機関間の連携から開始し、平成29年7月を目途に地方公共団体等との連携についても開始するとされています。 本提案は、根拠法は違うものの、現在、同様に行われている手続が、番号法施行後に扱いが異なってしまうこと、申請者の混乱が予想されることを未然に防ぎたいと考えてです。情報提供ネットワークの地方公共団体等との連携開始時点(29年7月)において、手続の違いが生じないようご検討をいただきたいです。 今回、このような事務の一つとして、特定優良賃貸住宅に関する事務があります。特定優良賃貸住宅は、現在マイナンバーの利用範囲に含まれている公営住宅と同じく社会保障分野に含まれると考えています。必要となる資料も同一であることを考慮すれば、一方の事務にマイナンバーの利用が可能であり、一方が不可であることは、住民の混乱を招くことにつながり、「国民の利便性向上」を掲げるマイナンバー制度の目的に反するのではないかと考えます。これを踏まえ、ぜひ特定優良賃貸住宅に関する事務を番号法へ追加することをご検討いただきたいです。(参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は中堅所得者層を対象とすることから、同法に基づく事務は、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではないとされていますが、既に番号法別表に記載のある「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務は、対象者の所得の上限が特定優良賃貸住宅の所得の上限を上回っていることから、番号法という社会保障制度は、中堅所得者層を対象とする事務を排除する趣旨ではないと考えております。	
828	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県域を超える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的にに行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持つて策定・推進していく必要がある。 広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。 なお、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされている。 また、平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」において、広域地方計画に係る事務・権限が、地方移管する事務とされていたが、その後実施された事務・権限仕分け(自己仕分け)において、「C 国に残すもの」と整理し、同年12月28日に閣議決定された「アクション・プラン」～出先機関の原則廃止に向けて～において、事務・権限の移譲を進める対象とはされなかったところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。	・社会的インフラ整備はもとより、社会構造、産業、文化、医療、福祉、自然環境など、ブロックの実情や地域の状況を熟知し、府県間調整が可能な広域連合が策定すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にか かる事務の都道府県 への移譲	・地域限定通訳案内士に係る欠格事由、試験、試験の 方法及び内容、試験事務の代行、指定試験機関の役 員の選任及び解任、指定試験機関の事業計画等、指 定試験機関の監督命令、指定試験機関の報告及び立 入検査、並びに試験の細目については、廃止する。条 例への委任を許容する、又は条例による補正を許容 すべきである。それ以外についても、提案団体の提 案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 現在検討中の通訳案内士に関する特例制度においては、国土交通省の 実質的な審査事項は、自治体が適正に研修ができるかの1点のみとなるとい うことか。 ○ 既に総合特区等においては、研修のみで外国人への有償ガイドが可能で あるが、今後、どういった懸念が解消されれば、特例制度の全国展開が可能 と考えているか。	A 実施	今般の構造改革特別区域法に基づく特例通訳案内士制度創設 は、地域限定通訳案内士制度を発展的に見直したものであり、地 方公共団体が独自に企画・実施する研修により、その資質を担保 することとし、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ 柔軟に対応できるような措置するものである。 鳥取県・徳島県からの要望については、今般の特例通訳案内士 制度の導入により、その内容の実現が可能になるものと考えてい る。 なお、今般の特例内容を一般制度化するにあたっては、特例通 訳案内士が及ぼす効果・影響や通訳案内士制度に係る社会的要 請等を踏まえつつ、通訳案内士制度全体のあり方について総合的 に検討を行った上で見直しを図っていく必要がある。	6【国土交通省】 (16)外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関 する法律(平9法91) (1)地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が設 定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度を創設する。 (11)上記の特例を一般制度化するに当たっては、当該特例ガイドがもたらす 効果やその影響、通訳案内士制度への社会的要請等を踏まえ、同制度の在 り方について検討する。
390	社会保障・税番号制 度における個人番号 利用事務の拡大	法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用 範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用など の危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民 間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動 産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討 を進めるべきである。	【全国市長会】 国民が混乱することのないように、類似の事務へ拡大 するなど、検討状況等の情報を公開しながら、利用 範囲の拡大について検討を行うこと。	○ 番号法施行後3年となる平成30年度を目途として番号法の利用範囲拡大 を検討すると法律に規定されている一方、ヒアリングではその検討の前倒しも あり得ることとであった。今回提案のあった特定優良賃貸住宅に係る事務 を別表に位置づけることについて早期実現の方向で、法改正の手法や時期も 含めて検討いただきたい。	A 実施	マイナンバーの利用範囲については、個人情報の漏えい等に関する国民の懸念も あることから、まずは、社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定し、マイナ バーの利用範囲を法律で厳格に規定し、それ以外の事務においては特定個人情報 の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止しています。 ここで、どの事務が社会保障分野、税分野などに該当するのかについては、それ ぞれの事務を個別に見る必要があると考えますが、例えば、現行の番号法におい ても、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関す る事務が規定されているなど、広い意味での社会保障制度に関する分野であって も、マイナンバーを利用できることとされているところ等です。 一方、「社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野」に該当する事務であつ ても、すべての事務が別表第一に規定されているわけではなく、どのような事務を番号 法に追加するかについては、①全ての地方公共団体において当該事務でマイナ バーの利用すること、及び番号法22条により情報提供の求めに応ずる時は当該 求めに応じる義務が生じること、②そのため、例えば地方公共団体によっては申請 件数がわずかなしき事務であったとしても、一律に、マイナンバーの利用及び情報 提供に対応するための追加のシステム整備等を行わなければならないこと、等を 勘案しつつ、制度を所管する各府省庁の意向や、地方公共団体のニーズを踏まえた 上で、マイナンバー利用の可否について個別に検討を行う必要があると考えます。 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による特定優良賃貸住宅は、中 堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅(同法第1条)ですが、 既に番号法別表に記載のある「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による 就学支援金の支給に関する事務」は、その対象者の所得上限が特定優良賃貸住宅 の入居者の所得上限を上回っており、番号法という「社会保障制度」(番号法第3条 第2項)は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」における中堅所得者層 を対象とする事務を排除する趣旨ではないことから、特定優良賃貸住宅に関する事 務についても番号法上の「社会保障制度」に含まれるとの指摘を踏まえ、「特定優 良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に関する事務について番号法別表に追加 することとします。(ただし、どこまでの事務を追加することとすることは今後検討させて 頂きます。)	6【国土交通省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事 務(19条7項)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52) に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加す る。
828	国土形成計画法に基 づく広域地方計画の 策定権限の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限移譲に向けた検討に当たっては、関係市町村の 意見にも十分に配慮する必要がある。		C 対応不 可	・国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック 全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該 広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り 込んだ計画である。こうした全国的な視点に立つて行わなければならない施 策・事業(例えば、国際空港・港湾、高速鉄道、高速道路などの交通施設の配 置、全国的な観点からのエネルギー施設の配置 等)の実施に関する計画 は、国の責務を全うするため、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 ・広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事 務の一部等について、処理することが認められているものであり、全国的な視 点からの総合的な計画であり、国の責務として策定・推進すべき広域地方計 画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。 ・また、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させ るため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成され る広域地方計画協議会における協議を踏まえて、国土交通大臣が決定する こととされている。この広域地方計画協議会への参画について、広域地方計 画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施 に密接な関係を有する者を加えることができることとされている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
60	国土形成計画法に基 づく広域地方計画の 策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく 広域地方計画の策定権限 について、関西広域連合の ような府県域を超える広域 行政組織への移譲を求め る。 また、権限の移譲がなされ るまでの当面の措置とし て、広域地方計画協議会 への参画等を通じてその 意見が反映されることを併 せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見 を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意 見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反 映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光・ 文化振興、産業振興、医療・環境保全などの広域事務や関西全体の利害調 整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携 しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策 定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえ た広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県域を超える広域行政組織において地方自らが地 域間の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案すること、市町村 や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線に立った地域ニーズを反映した広域 的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第 9条(広域地方計 画)、第10条(広域 地方計画協議会)		国土交通省	関西広域連 合	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域プ ロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連 携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的 かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・ 推進していく必要がある。 広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団 体の事務の一部について、処理することが認められているものであり 、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権 限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。 なお、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反 映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等 により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国 土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会は、必 要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な 関係を有する者を加えることができるとされている。 また、平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の 出先機関の原則廃止に向けて」において、広域地方計画に係る事務・ 権限が、地方移管する事務とされていたが、その後実施された事務・ 権限仕分け(自己仕分け)において、「C 国に残すもの」と整理し、同 年12月28日に閣議決定された「アクション・プラン ～出先機関の原則 廃止に向けて～」において、事務・権限の移譲を進める対象とはされ なかったところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は 認められない。	国土交通省の回答では、広域地方計画は全国的な視点から国が責任を 持って策定・推進することが必要とされたが、関西広域連合が主導してプ ロック単位の広域地方計画を策定することは国土形成計画法のわらいの一つ である「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、 広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。 現在、関西圏では、広域連合が、防災・観光・文化振興、産業振興、医療・ 環境保全など総合的な広域行政課題に対応した取組を進めるとともに、広域 にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整事務の一環とし て、関西圏全体を見据えた将来展望の研究を始めるなど、広域地方計画の 策定を担い得る実績を積み重ねている。 なお、広域地方計画は全国計画を基本として定める(同法第9条第2項)とさ れているが、関西広域連合主導であっても国の定める全国計画との整合性を 十分に図った上で、圏域内の市町村や住民の声を丁寧に聴くことにより地域 の視点を踏まえた計画策定を行うことができる。 また、国や他圏域との関係については、広域地方計画協議会には国の関係 各地方行政機関や隣接県なども参画することから、それらと密接に連携・調 整を図ることにより、その意見を十分に尊重し、計画策定することは可能で ある。 さらに、権限移譲までの当面の措置として、近畿圏広域地方計画協議会メン バーであった関西広域機構(平成23年9月30日解散)の後継団体であり、広 域計画の実施に密接な関係を有する者である広域連合が近畿圏広域地方計 画協議会へ参画し、意見を反映できるようにすべきである。 なお、「アクション・プラン」は国出先機関の原則廃止に向けての整理であ り、本省権限である広域地方計画の策定権限について具体的に言及されて いるわけではないので、整理済みとは言えないのではないかと。
112	都市計画法施行令及 び都市計画運用指針 の改正	下水道に関する排水区 域、管渠を都市計画に定 める事項から削除すべき である。	都市の排水処理については公共下水道、農業集落排水、浄化槽、灌漑排 水、準用河川などの手法があるが、都市計画に位置付けているのは下水道 法で位置付けられる下水道だけであり、都市内の排水処理の全てを都市計 画では網羅していない。 現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的 で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当 初の都市計画的観点が希薄となっており、近年行われている手続きは、家1 件の建築に伴う区域の追加や、区画整理により市街化編入した区域の追加 など、都市計画的議論の余地がないものがほとんどである。 また、都市計画図の中に下水道の排水区域を明示しないため、一般の方が 都市計画決定された下水道の排水区域を見るためには、都市計画案を縦覧 するか、都市計画決定図書の原簿を開示請求するしかない。 下水道の管渠は下水道排除面積1,000ha以上のものについて決定すること となっているが、どのようなルートで下水が流れるかを示した図に過ぎず、 地下鉄の決定のように平面位置や縦断高さを決定して他の構造物に対して 制限を掛けるようなものではない。また、管渠は一般的に道路下に占用する ため、土地収用の必要も生じない。 下水道の都市計画決定については、土地収用の観点や都市計画的な観点から 市民にとって迷惑施設となる可能性がある処理場、ポンプ場などの施設の 位置に限定し、排水区域及び管渠の項目を削除すべきである。	都市計画法施行令 第6条第1項第6号 都市計画運用指針 C、C-1.(1)		国土交通省	仙台市	D 現行規定 により対応可 能	下水道に関する都市計画に定める事項のうち、排水区域について は、定めるよう努めるものとされており、また、主要な管渠については 、運用指針において定めることが望ましいとされているのみである ことから、都市計画に定める下水道の位置及び区域について、当該 都市計画の内容、地域の実情等を踏まえて排水区域及び主要な管 渠を定めずに都市計画を定めることは可能。	
113	都市計画法の改正	都道府県知事の認可 が必要となる都市計画 事業から下水道を削除 すべきである。	現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的 で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当 初の都市計画的観点が希薄となっており、都市計画的議論の余地がないも のがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として 整備を行う必要がある事業とは異なり、下水道事業は下水道法で整備計画 が担保されていることから、都市計画事業認可取得手続き自体が事務的な負 担となっている。	都市計画法第59条 第1項		国土交通省	仙 台 市	D 現行規定 により対応可 能	都市計画事業を施行する場合は、都道府県知事の認可又は国土交 通大臣の認可若しくは承認を受けて行う必要があるが、都市計画決 定されたすべての都市施設について都市計画事業として施行するこ とを義務付けているものではなく、都市計画事業の手続によらずに整 備することは可能。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
60	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限移譲に向けた検討に当たっては、関係市町村の意見にも十分に配慮する必要がある。		C 対応不可	・国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画である。こうした全国的な視点に立つて行わなければならない施策・事業（例えば、国際空港・港湾、高速鉄道、高速道路などの交通施設の配置、全国的な観点からのエネルギー施設の配置 等）の実施に関する計画は、国の責務を全うするため、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 ・広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部等について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画であり、国の責務として策定・推進すべき広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。 ・また、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされている。この広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされている。	
112	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
113	都市計画法の改正	下水道事業は都市計画事業の適用除外とすべきである。ただし、下水道法の整備計画の策定にあたり、都市計画との整合性が担保されるよう制度設計を行うべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事務負担を軽減する観点から事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けて建築された後、一定期間適正に利用された土地等を活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの」の要件追加。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況となっている。 市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市においては、広大な敷地を有し、建築に併せて各種インフラも整備されている当該土地・既存建築物が、企業の受け皿として有効活用され、地域産業の活性化、雇用の確保につながっていくことが望ましいと考えている。 これらの既存建築物の未活用は空き家や廃地の増加につながり、周辺環境や治安の悪化の原因ともなる。また、既存建築物や開発許可を受けた土地の有効活用は、既存集落や生産活動等を維持するための貴重なストックとしての役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における農地転用の伴う開発行為の抑制につながることと期待されることから、周辺環境に影響を及ぼさない、一定期間適正に利用された土地であることなど、一定の要件に合致した場合は既存建築物の工場への用途変更への制限を緩和できるよう、法律への明文化についてご配慮いただきたい。 【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条10号については、一定(概ね1ha以上等)の広がりを持たない特定の土地・建築物を対象に地区計画を定めることは困難であること、同法同条14号については、「開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。	【都市計画法】・第34条第1項第1号～14号 【開発許可制度運用方針】・Ⅲ-13	別紙あり	国土交通省	高岡市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。 現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が、開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	・ご指摘のとおり、現行制度においても、都道府県が開発審査会の議を経ることによって、都市計画法第34条第1号から第13号に該当しない市街化調整区域の開発行為を許可することが可能である。しかしながら、開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用の実態の当事者である市とは異なる。このため、都道府県と市の協議、連絡調整や審査会の手続き等に時間を要し、工場立地等に係る事業の場合、市の総合的なまちづくりの視点からのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況である。 ・市内に立地する企業に事業拡張等のニーズがある場合に、立地の見直しを検討する必要があることも想定されるが、本提案の主たる目的は、今後の人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの方向性や先述のような企業のニーズを踏まえ、市街化調整区域においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が、開発審査会を工場として用途転用し、企業立地の受け皿として活用することにより、市内企業の市外流出を防いだり、新たな企業誘致につなげていくことにある。 ・以上の点から、これらの事業を個々に県と調整するよりも、今後、地方がコンパクトなまちづくりを進めながらも、必要な企業立地を行っていくことに対応した、より柔軟な開発許可の制度運用を可能とする基準が全国的なものとして法令上確保されることが、地域の実情に応じたまちづくりをスピード感を持って進めることに資するものと考え、 よって、法定基準の緩和、あるいは現行規定での対応がより円滑に進むよう、開発許可制度運用指針での例示化について、検討いただきたい。
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。 合併した自治体を持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築され、しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設においては多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】 本市は平成18年2月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれ、整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の重複する公共施設が多く存在する。 公共施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。 しかし、現在、本市面積の約9割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設については、都市計画法第34条の規定により開発が制限されることとなる。現在の要件では、民間事業者へ売買などを行う際に支障があり多くの土地が市の遊休財産となることが想定されるため。 【都市計画法第34条の改正(案)】 「ただし、普通地方公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設等の跡地利用については、地域の振興と活性化に寄与し周辺の市街化を促進しない行為である場合にあつてはこの限りではない。」	都市計画法 第34条	別紙あり	国土交通省	合志市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。 現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによつて、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによつて、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることとから、地方自治体による創造的なまちづくりを支障を来している。 そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行うことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の場の創出による、地域経済の活性化を図りたい。	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本市計画区域内に位置している。 市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域バランスを欠く状況。また、人口については、年々増加している状況であるが、個人市民税等の税収増加は緩やかであり、一部地域に集中した人口増加に対応するための、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。 そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学官連携促進等、新たな雇用創出による市政財政基盤強化への様々な取り組みを行っている。 しかし、本市の市街化区域においては余剰地が殆ど無く、約9割を占める。市街化調整区域内においては、開発行為が制限されることから、新たな企業誘致に伴う事務所・工場の設置や6次産業化に必要な農産物の加工場の設置等について土地利用の観点で支障を来している。 そのため、都市計画法第34条による市街化調整区域内の開発許可要件を一部緩和し、各自治体の創意工夫によるまちづくりを促進すべきと考える。 【都市計画法第34条の改正(案)】 「新たな要件見直しとして『市町村の財政的自立に資する、開発であり、かつ、周辺地域における市街化を促進する恐れがなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認めたもの』について市街化調整区域内の開発を認めるものとする。」	都市計画法 第34条	別紙あり	国土交通省	合志市	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによつて、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによつて、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	かつて開発許可を受けた土地の用途変更であっても、変更後の用途によっては新たなインフラ負荷を発生させたり、周辺区域の市街化を促進させたりするおそれがあることから、個別に確認する必要があるため改めて開発許可を受けることとしている。 事務処理市町村にあつては、いわゆる提案基準等の独自の基準を策定することが可能であることから、県とも調整の上運用されたい。 調整に時間を要する点については、都市計画運用指針において「開発審査会の開催については、定例会のみでなく必要に応じて随時開催する等できる限り弾力的に運用することが望ましい」と規定する等迅速化に努めるよう適直指導を行っており、適切な開発審査会の設置・運用に向けて、引き続き指導等を行っていく。 なお、開発許可制度運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって当該指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を否定するものではないので、個別の案件については、運用において十分に検討されたい。	
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和（公共施設跡地利用）		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和（市町村の財政的自立に資する開発）		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号の規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業所が不足しており、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらうための障害者の特性に応じた適切な対応施策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においても当該事業に係る施設の建築を行いやすくし、日中一時支援などのサービスができるようにしたい。 【現行制度で対応困難な理由】都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。	都市計画法第34条、同法施行令第21条		国土交通省	安城市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条第1号においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものうち、各個別法に基づき一定の公益性を付与されている公益公共施設を類型化して定めるところ。 現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等にに応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構想に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	【町都市計画の経緯】本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を機にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として繰り引きされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。 【支障事例】現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制で困難となっている。例として、S52年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進エリア」とし住環境整備促進しているが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、9市町構成で、区域区分変更は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画運用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全休人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっている。 【制度改正の必要性】繰引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、繰引き後40年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きく変わり、当初から引きずる土地利用規制の下で、狭くまちづくり推進の方向性と法制度とが大きく乖離している事例もあるものと考え、よって、特色あるまちづくりを目指すためには、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望むものである。	都市計画法第7条 都市計画運用指針IV-2-1-B	添付資料： ・聖籠町都市計画区域図 ・第2次都市計画マスタープランにおける全体構想図	国土交通省	聖籠町	D 現行規定により対応可能	区域区分を定める場合、運用指針における考え方を基本としつつも、地域の特殊事情等を踏まえ、法令の範囲内においてこれによらない方法で定めることは可能。	地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方が基本とされることは、記述の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特殊事情等も踏まえることも可能であることについて、何らかの明記を求めるものである。
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	【支障】社会資本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が起業者である事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができない。県によっては、約3年間に10回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえず、事業そのものの進捗が図れていない例もある。 【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権限移譲する。これにより、迅速な判断を可能とし、コストを削減しつつ、社会資本整備の事業効果を早期に出現することができると考えられる。 【懸念の解消策】国が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行うことは許容されるものと考え、また、公平性は、事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考：改正後の行政不服審査法の審理員)や、土地収用法34条の7に基づく審議会を活用することなどにより担保できる。	土地収用法17条		国土交通省	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県	C 対応不可	土地収用法に規定する事業認定に関する処分は、申請された事業が土地等を収用又は使用するに値する公益性を有しているかを判断し、当該処分により強制的に土地等の権利を取得する途を開くものである。 この判断にあたっては、得られる利益と失われる利益を総合的に比較衡量することを要し、得られる利益が失われる利益を上回る場合に当該事業が公益性を有すると判断されるが、比較をするにあたっては、これらのような全く異なる要素を比較することから、客観的機械的数値的のみ処理することは困難であり、最終的には主観的な判断要素を含むことが避けられない。 したがって、当該判断の適正性を確保するためには、原則として、事業を行う起業者とは別の行政庁において中立的に判断する必要があるが、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは、公平中立な判断の下、適正に事業認定を行う観点で適切ではない。	「事業を行う起業者とは別の行政庁において中立的に判断する必要がある」との回答であるが、提案するに当たっては、可能なかぎり事業認定の所管部局、所管課については、事業部局又は事業課以外が所管することを想定しているところである。 現に、国土交通省を含む国事業については、原則、国土交通省が事業認定を行っているものの、客観性や公平中立性は損なわれることなく、十分に確保されていると認識しており、これと同様の事務を都道府県が行うときに客観性や公平中立性が確保されないとするのは矛盾がある。 また、事業認定の客観性や公平中立性を確保するために、国事業の場合と同様に土地収用法第25条の2第2項に、同法第34条の7第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」の設置が規定されており、万一、認定庁の事業認定に客観性や公平中立性が確保されていない恐れがある場合には、二度に審査する仕組みが確保されている他、行政不服審査法に基づく異議申し立てや行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等司法的救済手段も確保されている。 なお、社会資本整備重点計画においては、「自立的で個性豊かな」地域社会の形成が掲げられ、創意工夫を生かした社会資本の整備が標榜されていることから、地方の事業については地方が地方の実情に沿った公益性や必要性を審査することにより、当該計画に掲げる地域社会の形成の更なる推進が期待される。 いずれにしても、全国一律に行う必要のある社会資本整備は従来どおり国の「責任」と「権限」のもと事業実施されることに異論はないが、地域の社会資本整備については、地域と密着した地方公共団体に「責任」とともに「権限」も付与されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方が基本とされることは、記述の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特殊事情等も踏まえることも可能であることについて、何らかの明記を求めるものである。		D 現行規定により対応可能	まず、都市計画運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。 その上で、御指摘の支障事例に関して、都市計画運用指針においては、「役場、旧役場周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域」については、「20ha以上を用途として飛地の市街化区域を設定することができる」としており、また、「人口フレイムを基本とする」としつつも、「都市計画区域のうち、農林業上その他の土地利用規制等により市街化することが想定されない土地の区域以外の区域にある土地について、都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる」としている。個別のケースの検討においては当該記載を含む指針の内容を勘案しながら適切に運用されたい。	
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手分け方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	土地収用法は、憲法第29条第1項によって不可侵とされている財産権に対して制限を行い、同条第3項の規定である「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひること」を可能とする最も基本的な法律であって、権利者の意向にかかわらず、強制的に土地等の権利を取得する途を開く事業認定の判断にあたっては、権利者保護に万全を期すべきであり、これは、憲法第31条及び第13条の精神からも求められるところである。また、事業の公益性等の判断に係る国民の関心も非常に高く、たびたび事業認定の処分に係る地域住民による反対運動、不服申立て及び取消訴訟等が提起されてきたところである。 以上の憲法上の要請等に応えるため、事業認定の判断にあたっては、たとえ審議会等の合議制の機関の意見を聴いた上で判断したとしても、原則として事業を行う起業者とは別の行政庁において公平中立に判断する必要があることから、現行規定においても市町村が起業者である事業については都道府県知事が、都道府県が起業者である事業については国が、それぞれ事業認定を行うこととされている。なお、国が起業者である事業については国が事業認定を行うこととしているところ、これは国の外に適切な者がいないことから、例外的に許容されているものであり、この例外的な手続きを根拠として、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは妥当ではない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
279	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付けの付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。	【制度改正の必要性等】 都市公園等については電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車等用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。 将来、電気自動車の使用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約50分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や飲食施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車等用充電器の需要が期待できる。 都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。	都市公園法施行令第5条		国土交通省	埼玉県	D 現行規定により対応可能	都市公園に設けることのできる公園施設は、都市公園の効用を全うするために都市公園法に限定列挙されている(都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条)。そのうち便益施設には駐車場が位置付けられており、公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である。	都市公園法に限定列挙されている都市公園施設については、駐車場は記載されているものの、電気自動車用充電器については記載されていない。このため、貴省が示された「公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である」旨の見解を本県を含む地方公共団体に十分に周知されていない。 電気自動車用充電器を都市公園法に明記する。若しくは本件に係る見解を地方公共団体あてに改めて通知するなど、都市公園内における電気自動車用充電器の位置付けを明確にする措置を講じていただきたい。
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。	【支障事例】 土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は400件(H24)に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.1%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H23～H25熊本県平均)は遅延届出(期限後に自主的に提出するもの)であり、遅延届出のうち約1割(平均)は契約日から3週間以内に提出されている。 このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。 また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定めており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法による届出とみなされないため、土地取引の現況把握や傾向分析に活用する土地取引規制実態統計に含まれず実態が反映されないほか、届出者にとっても森林取得時の届出免除(森林法第10条の7の2)が適用されない。 【制度改正の必要性】 上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算：H24全国無届取引件数：4,400件×0.765×0.1＝336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務(県・市町村合計2h/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	国土利用計画法第23条第1項 昭和54年12月24日付け54国土利第401号土地利用調整課長通達「無届取引等の事務処理について」の別添「無届取引等事務処理基準」	熊本県提案分 (参考1)国土利用計画法に係る土地売買等届出・無届取引の件数 (参考2)国土利用計画法に基づく無届取引の遅延期間内訳※12	国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制においては、 ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・勧告を行うことができることとされており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること ② 高額の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること 等から、契約締結後できるだけ速やかに届出をしてもらうことが必要であり、契約締結後2週間以内に届出をしなければならぬものとされているところである。 また、熊本県より提出されている平成23～25年の熊本県における届出状況(参考1及び参考2)によれば、3か年間における期限内(2週間以内)の届出件数が541件に対し、2週間超3週間以内の届出件数は17件(約3%)に過ぎず、本提案は届出の遅延を招来する結果となり、届出義務履行促進につながるものと考えられる。 以上により、事後届出制の届出期限の緩和を行うことは妥当でないと考える。	本提案は、法律遵守を目的とした提案であり、届出期限の緩和により届出義務促進につながると考えている。 遅延を招来する結果となるとは思わないが、届出期限の緩和が難しいのであれば、期限内届出の徹底を図るため、国においてもさらなる周知徹底をお願いしたい。
362	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに伴った普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制(第3条～8条、7条・8条を自ら行うことができる)。 一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けて行わなければならない。 景観行政団体は景観行政と屋外広告物の規制を一元的に実施する際には、簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持つ主体を分離していることは不合理である。 【具体的な支障事例】 また、具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を特例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある一方で、景観行政団体は独自条例を制定済であるため独自財源で対応すべきという考えがある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。 【課題の解消案】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第7条第2項から第4項及び第8条において「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。	・屋外広告物法第7条、第6条、第28条 ・平成16年12月17日付け国都公綜第148号 国土交通省都市・地域整備局長通知「屋外広告物法の一部改正について」1.2.(4)		国土交通省	広島県	C 対応不可	屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するためにも、都道府県知事が条例により権限移譲することが適切である。	景観行政団体となった市町村は、それぞれの景観計画に基づき、独自に屋外広告物を規制する条例(以下「市町村条例」という。)を制定できるが、その際には都道府県と協議・調整のうえで制定している。このため、当該市町村条例で規制されている部分については、都道府県の屋外広告物条例の規制を受けていない。 よって、国土交通省が懸念するような重複して二重に行政を行うようなことは生じない。 市町村条例で屋外広告物を規制していく中、簡易除却等のみ都道府県からの権限移譲に頼らざるを得ない状況は国が主張する「一元的に担う体系」とは言えず、一元的な体系を実現するために制度改正を求めるものである。 また、独自に市町村条例を作成している場合、簡易除却等も含めた規制を一元的に行える方が、効率的であり、より市町村独自の計画に沿った景観を実現しやすいと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
279	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与	公園施設の具体的な種類については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例により定めることとすべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	公園管理者が、都市公園本来の効用を享受する人々の利便に供すると判断して、公園施設である便益施設としての駐車場に電気自動車用充電器を設けることは、可能である。 現行規定でも可能である旨の明確化について、検討して参りたい。	6【国土交通省】 (7)都市公園法（昭31法79） (Ⅲ）公園施設である駐車場に設ける電気自動車用充電器については、公園管理者が、当該施設が設けられる都市公園の効用を全うするものであると判断した場合には、設置できることを地方公共団体に周知する。
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和				C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制における期限内（契約締結後2週間以内）届出の必要性については前回お示ししたとおり、 ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・勧告を行うことができることとされており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること ② 高額な土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があることとされているところである。 今後とも、速やかな届出を求めている制度趣旨についての理解の増進や、本制度の更なる周知徹底、運用改善の促進が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。	
362	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることや住民、屋外広告物業者等の予見可能性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。 その上で、屋外広告物法第28条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲のある市町村である景観行政団体に對して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行うことが可能な制度としている。 一方で、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県が条例を定めることにより、市町村が処理することができる。 いずれにしても、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の事務については、広域自治体たる都道府県が屋外広告物法及び地方自治法の規定を適用して適切に条例を定めることにより、景観行政団体たる市町村が景観行政と屋外広告物行政を一元的に行うことが可能である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	【現状】岐阜県の地籍調査進捗率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km ² を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定められている。 【支障事例】地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に行えるよう創設されたものであるが、補助対象地域が都市部に限定されている。平成25年度末時点の当県の地籍調査対象面積8,625km ² のうち当制度の対象面積は2,369km ² で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。 【支障事例の解消策及び効果】公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項		国土交通省 岐阜県	C 対応不可	地籍調査の進捗率は全国で51%で、その内訳を見ると都市部(DID)が23%、林地が44%、農用地等が72%となっている。このように、都市部では山村部と比べて、特に進捗が遅れているところである。 このため、第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)では都市部(DID)での地籍調査を一層進めることが定められるとともに、平成22年度には都市部における地籍整備の推進を目的とした「地籍整備推進調査費補助金」が創設されたところである。 県のご提案にもあるように、山村部における地籍整備の推進が重要であることは国としても認識しているところであるが、対象地域要件を農村部及び中山間地域に拡大することは、本補助金の創設趣旨に沿わず、また、限られた予算を都市部に重点化できないため、都市部における進捗を遅らせることにもつながりかねない。 現状では依然として、都市部の地籍調査の進捗率は他の地域と比較して極めて低い状況にあることを鑑み、本補助金については、その目的を踏まえて引き続き都市部に重点化して、地籍整備の効率的な進捗を図る必要があるところである。 なお、林地の地籍調査の進捗は都市部に続いて遅れていることから、国としてもその推進が重要であると考えており、本補助金は別に平成22年度に「山村境界基本調査」を国直轄の事業として設け、市町村による地籍調査の促進に努めてきているところである。ご提案の山村部における地籍調査については、国による地籍調査の実施に対する財政的な支援を始めとして、国直轄による「山村境界基本調査」の活用により推進されるものと考えている。	進捗が遅れている都市部の対策を重視する国土交通省の考えも理解できるが、林地の境界を知る者が高齢化しているため山村部の地籍調査も急がなければ、将来境界を確定すること自体が非常に困難になる。 山村境界基本調査の予算額は、平成25年度の250百万円をピークに平成26年度の予算額と平成27年度の概算要求額は151百万円と抑えられており、事業実施を希望する県内の市町村の要望が先送りされている状況である。 また、公共事業等に伴う用地測量を実施した地域について別途地籍調査事業を行うという二重投資を抑制する効果も期待できることから、補助対象地域の要件緩和について、是非ともご理解願いたい。	
646	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知について、都道府県を介さず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。	【制度改正の必要性】測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実施時及び終了時における公示が義務付けられており、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)＝96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時使用、土地の収用又は使用の権利行使が起こり得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県周知が必要に疑問がある。 また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都道府県知事は、測量計画機関から永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去及び廃棄の通知を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。 【具体的な効果】これら事務の変更により、80時間/年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。	測量法第14条、第21条、第23条、第39条		国土交通省 長崎県	C 対応不可	1. この公共測量実施の公示を都道府県知事に行わせる趣旨は、 ① 関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な法第15条の規定による土地の立入り、法第16条及び法17条の規定による障害物の除去、法第18条の規定による土地等の一時使用並びに法第19条の規定による土地の収用又は使用の権利の行使があり得ることを知らせ、行政運営の効率化を図る ② 都道府県知事に公共測量の実施及び終了を通知することにより、公共測量の実施主体の公共団体に、あらかじめ当該地域の公共測量の実施状況を知らせ行政運営の効率化を図る ③ 公共測量の実施主体は、国の機関、都道府県、市町村、その他の公共団体やインフラ企業等多様であり、各実施主体が直接周知を行う場合、公共測量の実施を知るためには、全ての機関の公示情報を収集しなければならない。一方、公共測量はごく一部の例外を除き単一都道府県内を測量地域として実施される。よって、都道府県知事が管内の公共測量について一元的に公示すること、確実な周知を最も効率的に図ることとできる ④ 測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的を達成するためのものであることから、本規定による全国的に統一した定めが必要である。 2. 公共測量により設置、移転、撤去及び廃棄した永久標識及び一時標識の種類及び所在を ①関係都道府県知事に通知する ②都道府県知事からは関係市町村長に通知する 手続きにより、国土地理院の長、都道府県知事及び市町村長が一体となって測量標の現状を把握し、測量標の保全を図り、設置された公共測量の測量標の利用を図ることが測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施するという法の目的を達成するためであり、本規定による全国的に統一した定めが必要である。	意見については、了解するが、公共測量実施の公示方法が、より簡素なものとなるよう、今後、検討をお願いする。	
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	【制度改正の必要性】大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村越れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなか境界の確定が進まない状況である。 については、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。 【懸念の解消策】代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・訴いを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考えられる。 例えば、度々訴訟に発展する土地収用に関する制度をみると、買受権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出なければ、関係者の同意、権利の消滅を擬制する制度がある。よって、共有地の境界確定案について、土地収用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできないか。	地籍調査作業規程第21条、第23条、第30条第1項、第2項 地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2 平成23年3月18日付け国土第633号国土交通省土地・水産局国土調査課長通知		国土交通省 大野市	D 現行規定により対応可能	地籍調査の成果は、登記所に地図として備え付けられ、土地に関する権利の第三者に対する対抗要件を構成することなどから、地籍調査には高い精度と信頼性が求められる。また、地籍調査の際の境界確認において、土地所有者等の確認を得ずに調査をした場合には、将来的に地籍調査の成果に関する境界紛争が発生する蓋然性は極めて高くなることから、地籍調査の境界確認の際、土地所有者等が複数名いる場合には、原則として全土地所有者等から確認を得る必要があるが(地籍調査作業規程準則第30条第1項)、当該土地所有者等からの委任状を頂くことができれば、境界確認を委任された代表者のみによる境界確認は可能である。		

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大		【全国市長会】 中山間地域における地籍調査の進展を図るべく、積極的な検討を求める。		C 対応不可	山村部では、所有者の高齢化や村離れの急速な進展等により地籍調査の実施が極めて困難であり、山村部における地籍整備の緊急性は国土交通省としても重々承知している。しかし、都市部の地籍調査の進捗率は23%と林地の44%に比べて半分程度であり、都市開発の円滑化等のためにもその推進は極めて重要な課題である。 このような状況から、平成22年度には都市部における本補助金制度を創設するとともに、国直轄の基本調査（都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査）を創設し、都市部や山村部における地籍整備を積極的に推進してきている。 また、東日本大震災の教訓として、地籍調査の実施により被災後の迅速な復旧・復興に貢献することが再確認されており、山村部や都市部の被災想定地域における地籍整備を推進することは重要である。特に、都市部は人口等が集中し、被災後は甚大な被害が生じるため、その推進は喫緊の課題である。 その後、国土審議会小委員会により今後の国土調査のあり方を示す報告書が公表された。同報告書では、災害への備えとしての地籍整備を優先的に進めるべきとされ、当省ではこれを踏まえた地籍整備を積極的に推進する必要があると考えている。一方、国、自治体ともに財政の厳しさは深刻化しており、本補助金や山村境界基本調査等の予算は減少傾向にあるが、当省としては、地籍調査費負担金や国直轄の基本調査の所管額の確保に向けて最大限努力しているところである。これに加えて、当省では、同報告書で示された効率的な手法（山村部での航空写真やハンディ―GPS等を用いた測量手法など）の導入に向けた検討に着手しているとともに、厳しい財政状況を考慮し、国土調査以外の測量・調査成果を最大限活用して地籍整備を推進する際の申請に伴う負担軽減等の検討を進めることとしている。 上記のような取組を通じて、山村部等における地籍整備の推進に引き続き努めていくが、本補助金については、制度の創設趣旨を踏まえ、都市部に重点化して地籍整備を推進することが必要であると考えている。	
646	都道府県が行う公共測量の実施・終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止				C 対応不可	公共測量実施の公示の必要性については第1次回答で納得いただいたものと考えているが、公示の手段については、測量法では特段の定めは無いので、各都道府県の実状に沿った最も効率的な方法をもって事務処理を行っていただきたい。	
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付けられていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
664-1	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をさせるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほばないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。 一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条		国土交通省	川崎市	E 提案の実現に向けて対応を検討	【駐車場法施行令第7条】 ・児童公園からの距離 駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためのものであり、特に、児童公園については、多くの児童が利用する施設であり、児童保護の観点より、規定されたものです。 そのため、各都市の実態を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。	小規模な街区公園等で道路交通や児童保護の観点から問題ないと思われる場合であっても、柔軟な対応ができず窓口での対応に大変苦慮しており、早急な検討をお願いしたい。 また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。
664-2	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をさせるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほばないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。 一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条		国土交通省	川崎市	D 現行規定により対応可能	【駐車場法施行令第7条】 ・交差点からの距離 駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためのものであり、その観点から、交差点の側端から5メートル以内には自動車の出入口を設置してはならないとされておりますが、同条第2項及び第3項の規定により、国土交通大臣が当該出入口を設置する道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認める場合は設置可能ですので、当該事務を委任されている地方整備局にご相談いたします。	駐車場法施行令第7条第2項及び第3項に基づき、交差点内の出入口等を国土交通大臣が認める場合には、あらかじめ道路管理者や公安委員会との協議が必要である。 当市では、大臣認定を事業者に指導した事例がないため、手続きに伴う事務量や処理期間を把握していないが、当該認定を市が事業者に指導する場合、あるいは事業者が活用する場合には、手続きの柔軟性等が求められるので、その点について御配慮いただきたい。 また、これまでに、大臣認定を受けた具体的な事例を御教示いただきたい。
664-3	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められているため、硬直的な運用をさせるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほばないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。 また、建築物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気」の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。 一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念無し	駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条		国土交通省	川崎市	E 提案の実現に向けて対応を検討	【駐車場法施行令第12条】 換気装置の基準については、排ガス対応車の台数・内訳、排ガス規制や環境基準等の制度の関連、駐車場利用者及び駐車場管理事業者への影響等、政令制定時の状況と現在における排ガス対応車の実態や制度の変更等について事業関係を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。	換気装置の基準に関する事業者からの問い合わせは年々増加しており、窓口での対応に大変苦慮している。早急な検討をお願いしたい。 また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
664-1	駐車場法施行令の見直し	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行う予定です。	6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
664-2	駐車場法施行令の見直し	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	大臣認定については、地域の実情に応じた運用がされており、平成25年度におきましては、岡山市内での丁字交差点における認定事例等があります。なお、この事例では、現地の交通状況等を踏まえた上で、信号は設置されずに、出入口の設置が認定されています。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
664-3	駐車場法施行令の見直し	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行う予定です。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。 また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令7条1項1号)については、施行令7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
751	都市計画法に基づく 開発許可制度運用指 針の改訂	開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等 関係 (18)医療施設関係 において、④として「津波浸 水対策特別強化地域に指 定された市町村において、 津波浸水想定区域内に既 に立地する第二次救急医 療機関が移転する場合」を 追加すること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難 対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部において は、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の 重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(災害応急施設) が存在している。 こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合 に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。 単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。 しかしながら、被災時における救急医療体制を確保するため地域性を踏ま えたときに、該当施設の場合、市街化区域内にある程度まとまった土地が無 いことから、近隣の市街化調整区域への移転が最善であると判断されるが、 運用指針に記載が無いため、許可が得られない状況である。 そのため、開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18)医 療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市 町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が 移転する場合」を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可 が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。	開発許可制度運用 指針		国土交通省	豊橋市	D 現行規定 により対応可 能	開発許可制度運用指針は、地方自治法245条の4に基づく技術的 助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方 によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。 都市計画法第34条第14号の規定に基づき地域の実情等に応じ開発 許可が可能である。	都市計画法第34条第14号は同法第34条第1号から第13号までに該当しない開発行 為について、個別的にその目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進する 恐れがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当であ るものについて、開発審査会の議を経て許可することができるものであることから、 本件についても本市の実情を踏まえ、必要性と妥当性を整理した上で、回答を参考 としてきた。
871	都市計画決定以前の 緑地について国庫債 務負担行為による先 行取得を可能とす ること	相続等により緊急に保全 が必要となる緑地の用地 取得について、都市計画決 定前に用地の取得を可能 にするよう制度を見直す。	【支障事例】 「特別緑地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊 急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行 取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担 が大きく対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為 により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国 都庁告示)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認める事業とし て緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲につ いて、土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業認可を受けている 事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった緑地を国 庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、 緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、 都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを 求める。	「都市・地域整備局 所管の補助事業の 用に供する土地を 国庫債務負担行為 により先行取得す る場合の取扱い要 領について」平成14 年6月28日付け国 都総第633号		国土交通省	さいたま市	C 対応不可	国が補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止する ため、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先 行取得する場合の取扱いについて」(平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通省事務次官通知)では、 先行取得の対象となる土地の要件が計画の確定した事業の用に直接供する ために必要である土地に限るものとされており、これに基づき「都市・地域 整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得 する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)では、 都市局所管の補助事業の要件について、都市計画決定が行われている事業とし ている。そのため、緑地保全事業についても、計画の確定している事業を特別 緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業としている。	補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止する ことは重要と考えるが、本市の提案は相続等によって緊急に保全が必要とな った緑地の保全を目的としている。そのため、当該緑地の地権者から緑地 保全に対する同意を得ることは都市計画の決定とほぼ同意義と捉えることが できると考える。なお、都市計画決定を行うためには、相当の日数を要するこ とから、地権者が相続税を納付する期間に間に合わないなどの問題が発生し 緑地の喪失の恐れがある。以上の観点から、本提案について再度検討して いただきたい。
13	実態的に法令に根拠 のない農政局協議を 求めている通知の廃 止	農村地域工業等導入促進 に基づき県が実施計画 を策定又は変更する場合 及び市町村が策定又は変 更する実施計画について 同法第5条第9項により県 が協議に応じようとする 場合の国との連絡調整を廃 止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、 都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に 協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策 定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、 転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者とな っている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方 自治体の権限とされているが、農林水産省構造改革部長等通知において、都 道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は 変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方 農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は 法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある 地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認め ない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団 地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議 に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を 行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していること などから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議 となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	農村地域工業等導 入促進法第5条第8 項、第9項 「農村地域工業等 導入促進法の運用 について」(昭和63 年8月19日付け63 農政第605号)第 4の4連絡調整等	別紙参照	農林水産省、 経済産業省、 厚生労働省、 国土交通省	佐賀県	C 対応不可	1 農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用機運の 高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の 趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入 基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地 利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入 の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用 状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものでは ある。 2 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の 発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事業の防止 等にも資するもので、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっ ては、必ず以上に期間が長くなることのないよう努めておきたい。	国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体として の工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務 的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施 計画策定にあたっては、国の通知も踏まえたうえで県と関係市町村、各関係 部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。 また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事業の発生を懸 念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をは じめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏ま え、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たら ないと考えられる。 いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断 については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが 適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定さ れている関与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡 調整通知は廃止すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
751	都市計画法に基づく 開発許可制度運用指 針の改訂	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」 となっているが、事実関係について提案団体との間で 十分確認を行うべきである。		D 現行規 定により対 応可能	現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
871	都市計画決定以前の 緑地について国庫債 務負担行為による先 行取得を可能とするこ と	—	【全国市長会】 緑地を保存することができるよう、提案団体の提案の 実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不 可	国庫債務負担行為により取得した土地が事業の用に供されることを確実なものとするため、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」(平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通省事務次官通知)及び「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国総国調第833号)に基づき、緑地保全事業を含む都市局所管の補助事業について、国庫債務負担行為により先行取得する場合、適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画である都市計画で決定した事業であることを要件として設定している。そのため、緑地保全事業については、「特別緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業」を「計画の確定した事業」として、国庫債務負担行為による土地の先行取得を認めているところである。したがって、「当該緑地の地権者から緑地保全に対する同意を得ている事業」であっても、「特別緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業」でない場合は、「計画の確定している事業」と同意義と見なすことはできず、国庫債務負担行為による土地の先行取得の対象要件に該当しないものと考えている。	
13	実態的に法令に根拠 のない農政局協議を 求めている通知の廃 止		【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を語った上での計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えるため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不 可	当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を探究するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするものであり、実質的な協議とはいえない。 これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。 また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今般の事業では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事業が判明したこともあり、かかる事象は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料。 なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に依拠するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。 (参考) 連絡…相手に連絡すること、相互に意思を通じ合うこと 調整…調子を整えて過不足をなくし、程よくすること (広辞苑(第5版)より)	6【国土交通省】 (13)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) (1)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公署局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
514	運輸労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。 そこで船舶所有者及び船員等と他の行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、これらの事務を都道府県が執行することで、船舶所有者や船員の労使等の問題について、スピード感を持って県行政へ反映することが可能であると考える。	船舶法第101条、第102条		国土交通省	神奈川県	○ 対応不可	船舶法に基づく労働行政については、これまで、他の海事関係法令によるソフト・ハード両面に亘る全国的・画一的な基準の適合性確保と一体的に、国において執行してきたところ、これは、船舶法に基づく労働行政の執行に当たっては、 ①広域性を有する海上運送は県境を跨いだ対応を行うことが多く、全国的かつ画一的な対応を迅速かつ適切に取れる体制を有することが必要であるため ②海上運送にあつては、遵守すべき条約や法令が多岐にわたり、それぞれが密接不可分となっていることから、条約・海事関連法令、船舶の構造設備、船舶の運輸等ソフト・ハード両面に亘る高度な専門性を有する者が他の海事行政分野と連携しながら行うことが必要不可欠であるため ③船員との労働関係や紛争による航行安全上の問題は、海上運送事業の維持や公共輸送網である海上交通の安全の維持と密接なつながりを有しているため、問題が生じないよう、専門的に適切に処理する必要があるため である。従って、引き続き、国において統一的に船舶法に基づく労働行政を執行することが合理的である。	①各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連絡調整の実績があるため、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、全国的な統一性は確保できる。また、広域性を有する海上運送について、県境を跨いだ対応が多くあるとしても、該当する都道府県間で密に連携を取り合うことで十分可能であり、ひいては、より地域の実情に応じた業務遂行につながっていくものと考ええる。 ②③高度な専門性を有する者は地方職員にもおり、対応可能であるが、専門性を有する者が不足する地域では、人材の地方移管及びノウハウを持つ職員を育成することで対応可能である。
380	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期にきている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕がなかったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設で一掃に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることとするを併せて提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱下水道法第4条	長崎県提案分	環境省、国土交通省	九州地方知事会	○ 対応不可	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると考えます。 なお、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水道処理に処理している事例収集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなって参ります。	自治体の財政事業が厳しい中で、し尿処理施設と下水道施設の統合整備は今後多くの自治体で望まれてくことだと考えております。 一方、整備目的の違う施設の統合については、多くの問題がありすでに方針は出せないとも考えております。 つきましては、回答にありましたとお調査等をおこなっていただき、お互いの施設のあり方について検討をしていただきたい。
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トラックルール認定等に係る事務、倉庫業の営業等の指導監督事務について、移譲を求める。	当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な運営に資する。 なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。	倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条		国土交通省	神奈川県	○ 対応不可	1. 倉庫業は、不特定多数の他人から寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業であり、その保管機能を通じて物資の供給網、物資の安定並びに物資の供給の確保等の産業活動及び国民生活に必要不可欠な機能を果たしている。また、倉庫業者が発行する倉庫証券は、倉庫業者に対する寄託物返還請求権を有しており、その流通によって商品売買を円滑化・簡便化し、商品担保金融のための対物信用を供与する等、公益的な機能を有する有価証券であるため、第三者の利益保護と証券の信用力の確保が必要である。 このように、倉庫業は高い公益性を有していることから、倉庫における安全対策等、事業の適正な実施を図ることが重要であり、そのためには国による全国一律の基準によって、倉庫の安全性・公益性を確保することが必要である。 2. また、物流分野においては、倉庫業者、海運事業者、航空事業者、港湾運送事業者、トラック事業者等の物流事業者や荷主企業等の国内・国外を問わず広域にまたがって幅広く活動する様々な経済主体が存在しており、倉庫業者も物流拠点としての倉庫を中核としながら、トラック、港湾運送等の他の物流事業を総合的に実施していることが多い。そのため、事業の適正な運営の確保に当たっては、トラック、港湾運送等の他の関連物流事業と総合的に一体的に判断する必要があるため、倉庫業の登録等の事務も、国において他の物流事業と一体的に施策の実施や指導監督を行う方が適切であり、また、効率的である。 3. なお、上記のように物流の中核を担う倉庫業の発展のために、国では、物流総合効率化法による総合効率化計画の認定を要し、特定物流事業施設として倉庫を対象とした規制の特例措置等により倉庫事業者の取組を支援していることである。 4. なお、ご指摘のあった都道府県等が行う建築確認事務、農地転用の許可事務及び開発行為の許可事務は、倉庫を整備する際に、建築基準法、農地法及び都市計画法の観点から適合性を確認するものであり、倉庫に限らず、一般的に建築物の建築や土地利用の変更を行う際に確認を要しなければならないものである。したがって、倉庫業法の登録に当たっては、その前提として建築確認等が必要とされることとなるが、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。	国が定めた基準に基づき、都道府県が事務を行うことによっても「高い公益性」を確保することは可能である。むしろ地方が行った方が、都市計画、交通状況、物流の内容、自然環境、住環境等地域の実情に応じたきめ細かい指導監督が可能となり、それらの環境に応じた基準によって倉庫の設置が図られることで、国が行う指導監督より公益性・を確保することができる。 また、都道府県も他の関連事業と総合的・一体的な事業の適正運営の確保に資する指導監督が可能である。 倉庫業の登録基準は省令によると建築基準法その他の法令により適合していることとあるが、建築基準行政は都道府県も担っており、専門性に欠けるとは言えないため、登録基準を参照すべき基準とした上で登録業務の執行は都道府県に委ねたとしても、倉庫の安全面の確保は可能と考える。 なお、本県から提案している物流効率化法による総合効率化計画の認定事務を併せて、倉庫業の登録時の事務についても権限移譲を行うことで、申請者の利便性を高めるものと考ええる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
514	運輸労務検査の国から都道府県への移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	地方運輸局においては、船員と船舶所有者等との間で生ずる海上労働特有の労働条件等に関する個別労働関係紛争を解決せしめる事務を実施している。海上労働については、「陸上から隔離される孤立性」、「医療等の支援や警察権がおよびにくい自己完結性」、「気象・海象により動揺する船内で労働する危険性」、「労働と生活が一体する厳格一致」という特殊性がある一方、都道府県等の地域特性は受け入れられない特徴がある。このため、船員、船舶の運航及び船舶の安全等の海事行政を一括して所掌する地方運輸局等が、船員と船舶所有者等との個別労働関係紛争について、自主的解決及びあつせん等の解決へ導くことが両者にとって有益であり、効率的である。 海上を航行する船舶における船員法関係法令の違反事案については、全国的・広域的に本船を巡回し、本船を監督する必要がある。全国の運輸局等が巡回して一元的に船舶の運輸労務監督を実施することが合理的であり、効果が高い。 さらに、各地方運輸局等においては、労働行政に携わる専門性を有する職員を長期的に養成しており、職員のプロモーションの過程で船員労務官をはじめ種々の海事行政の経験を重ねることで適切な監督を実施する人事システムを構築している。このため、新たに都道府県がこのようなシステムを構築することの合理性は乏しく、引き続き国が実施することが効率的である。	
380	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備		【全国市長会】 提案に賛同する。 ただし、公共下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないように配慮いただきたい。		C 対応不可	頂いたご意見に配慮しつつ、調査等を行ってまいります。	
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	1 物流事業事務の一体的実施による倉庫業の適正な運営の確保 2 物流事業事務の一体的実施による事業者利便の確保 3 倉庫証券の円滑な流通確保には国による倉庫業の事務実施が必要 4 大規模災害時には国による広域かつ迅速な支援物資物流体制の構築が必要 という観点から事務・権限の移譲は困難である。 詳細については別紙の通り。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
749	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次緊急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特指法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数150床の第二次緊急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側にも、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特別や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での集合移転は特例の対象外となっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中核とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で集合移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条		内閣府、国土交通省	豊橋市	○ 対応不可	ご提案の趣旨を確認したところ、要配慮者施設の単独移転について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「南トラ法」という。)第13条の特例の対象となる同法第12条第1項の事業として措置することで、又は防災集団移転促進事業の対象を拡大することで対応できないかとのことであったが、後者の防災集団移転促進事業による対応については、当該事業は防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(以下「防集法」という。))に基づき住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するためのものであり、南トラ法第16条において防災集団移転促進事業に関連して必要と認められる場合に限り要配慮者施設の移転について特例が設けられたものの、防集法の趣旨に鑑みれば、住居の集団的移転に関連しない要配慮者施設の防災集団移転促進事業による移転は不可能である。	要配慮者施設の中には、高齢者が特別養護老人ホームなどに住民票を移し、世帯主として居住している施設もある。 このような状況の中、今後、貴省は土石流・地滑り対策として、災害時要援護者関連施設を支援対象とすることし、具体的な内容を検討するとされている。こうした施策と同様、津波対策についても、「命を守る」ことを最優先課題として、実効性のある移転事業を推進するため、特に居住実態のある要配慮者施設については、住居と同様に防災集団移転促進事業による移転を認めるなどの検討をしていただきたい。
1	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料をいう。)については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調定件数数千百件のうち高額な2件(ゴルフ場)を除けば、平均が3,000円程度と低額である。このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある。 【改正の必要性】流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間分を一括徴収することを可能としたい。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額・徴収方法は条例に委任(道路法39条2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものを一括徴収することを可能としている。	河川法第32条第2項 河川法施行令第18条第2項		国土交通省	佐賀県	E 提案の実現に向けて対応を検討	占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を区切り徴収する制度となつていたところであるが、その一方で「毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある」等の提案理由も踏まえ、本提案事項については、各地方公共団体等の意見も聴きながら、今後、慎重に検討を進める必要があると考えている。その際、一括徴収による占用者の負担の増加等についても、慎重に精査する必要がある。	提案は、各自治体がそれぞれの状況に応じて占用料の支払い方法を定められるようにしていただきたいというものであり、これが実現すれば、本県としては申請者が希望された場合に占用料の一括支払いができるようにしたい。県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るために行うものであり、占用者の負担の増加等を招くことにならないように対応するので、ぜひ実現をお願いしたい。
10	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更・新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいをしている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難になることが予想される。 当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受給者と同様に、使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。	河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第38号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条		国土交通省 農林水産省	新見市	○ 対応不可	河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。 ある特定目的を達成する以上に不要となった河川の流水を引き続き許可し続けることは、他に必要な水利使用の申請がなされた際に新たに許可を付与できないこととなり、望ましい水利秩序を乱すおそれがあることから、本要望については応じられない。	本市南部に整備された畑地かんがい施設は、耕作放棄地の増加により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生している状況である。その余剰分を当初目的の畑地かんがいのみならず、農畜産業全体の振興のために活用できるよう再度検討をされたいた。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
749	「南海トラフ地震津波 避難対策特別強化地 域」の指定地域におけ る要配慮者施設の単 独移転を進める制度 改正	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不 可	防災集団移転促進事業とは、移転促進区域内の住民が防災上安全な住宅団 地では宅建設及び生活再建を図ることができるよう、移転者個人がそれぞれ 自己の居住の用に供する住宅を建設する場合に必要な一定規模以上の土地 の整備等を支援し、当該区域からの住居の集団移転を促進するものであるこ とから、社会福祉施設として事業者が経営する特別養護老人ホーム等の業務 施設の移転を支援の対象とすることはできない。	
1	河川法に基づく流水 占用料等の徴収方法 を条例で定めることと する規制緩和	地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏ま え、流水占用料等の徴収について必要な事項につい ては、条例に委任する、又は条例による補正を許容す るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の 実現に向 けて対応 を検討	○ 占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に 通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を区切り徴 収する制度となっているところである。 ○ 本提案事項については、「県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申 請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るため」とのことであるが、制 度導入には様々な懸念が想定され、例えば、 ① 各自治体には、新たに申請者へ希望を聴取する事務が発生することに なり、かえって事務の負担が増えないか。 ② 申請者の希望が少ない場合には、果たして行政コスト軽減に資するの か。 ③ 許可期間中の物価変動や税率上昇などで、条例による金額改定をした 場合、年度毎に納入する者との公平性や、都道府県の収入面の問題がない か。また、金額を改定した場合には差額を徴収できる旨の規定を設け、後年 度に徴収するのであれば、徴収事務が煩雑化するのではないか。 などの条例制定上又は制度導入上の課題が考えられるため、今後、各地方 公共団体等の意見も聞きながら、慎重に検討を進める必要があると考えてい る。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (11)流水占用料等の徴収方法(施行令18条2項1号)については、都道府県 の意見を踏まえて条例委任について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
10	かんがい用水の目的 外利用における申請 手続き及び財産の処 分等承認基準の緩和	「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整が しっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。 る。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求め る。		C 対応不 可	○ 河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認 請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分 等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その 目的を達成するのに必要な限度」において、公共用物たる河川の流水を排他 的・継続的に使用することとされており、必要な限度以上の流水を引き続き 占用することは認められない。 ○ なお、要望にあるように畜産用水や工業用水等として使用したいのであれ ば、かんがい用水の水利権を減量し、目的に応じた新規の許可を取って頂き たい。 ○ その場合は、かんがい用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取 水施設等のデータを活用することで、簡素な手続きにできる場合もある。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
361	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実行させるため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、 ①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付したことを証する書類」を追加していただきたい。 ②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款(解除条件)として、流水占用料等の納付義務を課することができるようになっていただきたい。	【支障事例】 本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。 (河川流水占用料等の収入未済額：平成25年度 29,927千円) 【制度改正の必要性】 現行の占用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点欠缺している。 許可等を受けた者は、公共財産を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう、許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。 【改正案】 ①河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加 「七 法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類」 ※現行の第7号「その他参考となるべき事項を記載した図書」で対応可能ではないかとの指摘については、同号は、治水・利水上の観点から許可を出すに当たって必要とされる書類を想定していることから、当該規定で対応するのではなく、明確化することを希望する。 ②河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加 「四 法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事から課された流水占用料等を納付しない場合は、都道府県知事は、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができること。」	河川法施行規則第11条第2項 ・河川法施行令第18条第2項	国土交通省	茨城県	○ 対応不可	・占用許可等と流水占用料等の徴収は別個の処分であり、許可権者と徴収権者も異なることであり、流水占用料等の未納を占用許可等の取消しや更新拒否の事由とすることはできない。 ・流水占用料等の未納に対しては、河川法第74条の規定に基づいた強制徴収の手続きにより解決を図るべきものである。 ・占用許可等の審査に当たっては、河川管理者は申請者の経営の健全性を確認するものではないため、本提案の条文を追加することはない。 ・以上のことから、占用許可等に係る申請書類を追加し、申請者に対して規制強化になるような本提案については応じられない。	未納占用料の削減を目的として提案したものであり、申請者への新たな規制を課することなく実効性のある方法がとれるか検討していきたい。	
705	準用河川の用に供されている国有財産の登記嘱托及び境界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱托を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱托を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱托等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。 【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度：実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度：16件、平成24年度：14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内：1、2ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国：国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県	河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号ナ、不動産登記法116条	国土交通省、財務省	鹿児島県	○ 対応不可	・権限移譲の提案のあった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号に基づき、準用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のものの取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第一号法定受託事務に位置付けられている。 ・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。現行の法令の規定により対応可能である(条例による事務処理特例)。	準用河川の機能維持の事務は、河川法に基づき、河川管理者である市町村が行っている。 一方、準用河川の敷地は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第87号)(以下「分権一括法」という。)により国有財産と市町村の公有財産とが混在する状況となっており、このうち、国有財産の部分については、国有財産法及び同法施行令に基づき、都道府県がその事務を行うこととされているため、準用河川敷地の財産管理者が都道府県と市町村の両方が存在する状況であり、地元住民にとって主体が分かりにくい状況にある。 このように、市町村は準用河川の財産管理者と河川管理者としての2つの側面を有していることや、河川管理者として都道府県よりも準用河川の状況をより把握していることから、市町村が準用河川の機能管理と併せて財産管理もすべて担うことが効率的である。 また、住民側からの境界立会等の要請の際、前述のとおり、主体が分かりにくいとの意見もあり、準用河川の財産管理と機能管理を市町村が一体的に行うことにより、住民の利便性の向上につながることから、権限移譲をすべきであると考ええる。	
51	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	道路法第30条第3項		国土交通省	愛知県	○ 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的幹線道路網を構成し、国土を縦断・横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体による維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねられているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要がある。道路構造基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。	現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。 その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
361	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し				C 対応不可		
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲	提案団体の提案に沿って準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲すべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。 なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行ってきた境界立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市へ引き継ぐこと。ただし、それらが電子化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。		D 現行規定により対応可能	○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとの第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改正による市町村への移譲を求める一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。 ○ 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。 ○ したがって、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考ええる。	
51	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	御提案のあった道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示した回答のとおり、対応することはできない。 なお、直轄道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
52	道路標識設置基準の 条例委任適用範囲の 拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	道路法 第45条第2項		国土交通省	愛知県	○ 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となつて、一般国道の機能を発揮する必要がある。道路標識基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。	現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。 その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。
302	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみ適用されるものであり、県が管理する指定区間外の国道については適用されないこととなっている。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。	【現状と支障事例】 ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。 ・具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。 【課題解決のための施策等】 ・国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外国道についても委任を求める。 ・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を追加していただきたい。 ・委任された場合の構造の技術基準については県が定めた条例の内容と同様としたい。(参考資料として「資料1」を添付。 なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。(参考資料として「資料2」を添付。) 【その他】 同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。	道路法第30条第1項及び第2項、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令	福島県資料1、2	国土交通省	福島県	○ 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となつて、一般国道の機能を発揮する必要がある。道路構造基準及び道路標識基準のいずれについても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。	(意見無し)
647	社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの(港湾施設改良費統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなどで採択要件に合致するよう調整する必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。 例えば1港の1施設が要補修となつても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上とならなければ採択不可となるため、車止めや防舷材の欠損など、安全対策上早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応となるが、予算不足により必要最小限の部分的な補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。 【制度改正の必要性】 本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3,300施設を有しており、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの対応が困難なため、今後も統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効果的な港湾施設の維持補修が可能となるものと考えている。 なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。	社会資本整備総合交付金交付要綱0-2港湾事業0-2-(1)港湾改修事業	(参考)要綱等	国土交通省	長崎県	○ 対応不可	国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところ。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行ってきたところ。以上を経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えられます。今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、事業の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえたものとなるようお願いする。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
52	道路標識設置基準の 条例委任適用範囲の 拡大		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	御提案のあった道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示した回答のとおり、対応することはできない。 なお、直轄道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。	
302	道路法(道路の構造の 技術基準、道路標識の 基準)の条例委任		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただけたものと考えている。	
647	社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの(港湾施設改良貫統合補助事業))	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、市町村の採択要件下限額についても併せて引下げを望む。		C 対応不可	第1次回答のとおり。 今後とも、港湾施設の老朽化対策の推進にあたっては、地方公共団体の意見を伺いながら、港湾事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
79	社会資本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立になっているが、従来、一つの交付金事業で自由に活用できていたものが事業間で利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会資本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	【地域の実情】 松山市の下水道人口普及率は59.9% (H24末)であり、全国平均76.3% (H24末)と比較しても16%以上低い数字となっている。また、松山市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えている施設があるため、新設化・長寿命化も喫緊の課題となっている。 【国の方向性】 国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目標に掲げており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。 【懸念の解消策】 下水道財政の確立化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めていくよう、五箇年計画を策定し、計画的に事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿命化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示額の減少に対して対応できない。従前は、未普及改善事業で調整していたが、防災・安全交付金が削減されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と未普及改善事業間の調整が出来なくなったため苦慮している。	社会資本整備総合交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金の計画別流用について(平成23年3月31日改正) 国土交通省説明資料(HP) 「社会資本整備総合交付金制度等の関係」		国土交通省	松山市	○ 対応不可	○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿命化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、他の目的に自由に流用可能とすることは、両交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。 ○ 一方で、これまでも交付申請様式の共通化などの運用改善に努めてきたところであり、今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	本提案は、柔軟な交付金間の活用が行なわれることにより、早期発注や繰越金の減少につながり、円滑な事業執行が行なわれるものである。 また、当然のことながら、インフラ長寿命化計画や老朽化対策については、計画に基づき、適切に進行管理を進めていくため、流用することで元の事業進行に影響を与えるとは考えていない。 こうしたことから、流用可能とすることは、防災・安全交付金の制度創設趣旨から逸脱するとは考えず、本提案のとおり、よりいっそう使い勝手がよくなる制度に改善することを望んでいる。
87-1	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「帰宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ-12-(11)	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性について、別紙・全体版あり	国土交通省	松山市	○ 対応不可	都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備総合交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。 ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づく計画に位置づけられているなど、政策的意義の高い都市公園については限定的に、事業費等の交付対象事業の要件を満たした上で、面積2ha未満の小規模な都市公園の整備を支援することとしている。	先の第2次一括法で委任された「市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準」について、松山市では国の指針等を参照し、整備目標として「10㎡以上」としているが、実際には、約7.0㎡にとどまり、全国平均の9.75㎡と比べても整備が大幅遅れている状況である。 本市では、H8年度からH15年度の第6次都市公園等整備7箇年計画の期間には、1人当たり公園面積が1.28㎡に拡大したが、H16年度に市町合併により0.8㎡追加されて以降、H17年度から現在までは、わずかに0.1㎡の増加に留まっている。 また、住民を対象とするタウンミーティングの中でも、身近に遊べる公園づくりへの要望が多く寄せられているが、防災面や安心安全な生活環境の向上のために整備が求められる中心市街地や周辺住宅地では、まとまった公園用地が少ない現状に加え、厳しい財政状況などから、交付対象事業の面積要件である地区公園並みの「2ha以上」の用地を確保することは非常に困難な状況である。 一方、中活計画で位置づけられた区域内では、面積要件が500㎡に緩和されるなど手厚く支援されているが、その周辺に存する住宅地域では適用できないことや、低炭素まちづくり公園では、対象事業要件が緑化率90%とされており、本市が求める遊具やキャッチボールができる広場のある公園づくりには適さないものとする。 都市公園事業について、地方分権に伴う補助金改革が行われたことは重々承知しているが、本市のように依然として整備水準に満たない自治体では都市公園の整備を進めるには、都市公園事業の交付対象事業要件を街区公園程度(0.25ha)に緩和することが必要と考える。
87-2	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「帰宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ-12-(11)	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性について、別紙・全体版あり	国土交通省	松山市	○ 対応不可	帰宅支援場所の機能を有する公園緑地は「災害発生時において、主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地」(社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編)であり、この機能を発揮するために必要な災害応急対策施設等を支援の対象としているところである。なお、交付の対象とはならないが、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地において遊戯施設を整備することは可能である。	災害発生時に、帰宅者の支援場所としての機能を発揮する施設としては、テントを張りやすい防災バーゴラ、煮炊きのできるかまどスツール、防災器具を収納できる防災ベンチなどといった災害時利用を想定した施設であると理解しているが、近年、複合遊具に災害時に「仮設避難施設」としてテントが張れる機能を付け、子ども達のための、遊具としての楽しさを損なうことなく、災害時には、テントとして機能する複合遊具が市販され、他市の防災公園には設置している事例もある。 そこで、防災公園においては、一般化されている防災設備についても防災機能を有する施設として、本交付対象事業に含めていただくよう要望する。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
79	社会資本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	〇 防災・安全交付金は地域における高齢化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿命化計画策定の促進や高齢化対策への重点的な支援が求められている中、社会資本整備総合交付金と費目を分けて、予算を確保しているところです。昨今においても、集中豪雨等の気候変動により大規模化・激甚化した水害・土砂災害等が発生しており、早期発注や繰越金の減少を防止する等の理由により、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。 〇 同一交付金の中での事業間流用等ができる仕組みとしており、円滑な事業執行にあたっては、これらの仕組みを有効活用していただきたいと考えます。	
87-1	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。	
87-2	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、大都市部における帰宅困難者の安全な避難経路を確保するための、都心部から郊外部への避難経路の沿道における帰宅困難者のための休憩、情報提供等の場所となることを想定していることから、交付対象施設を休憩所やベンチ、災害応急対策施設などに限定しており、遊戯施設はその対象には含まれず、対応は困難。 なお、ご提示の防災道具の詳細は不明であるが、一般的には災害応急対策施設として公園計画に位置づけられている施設であれば、遊戯施設としての機能を兼ねることを防げるものではなく、社会資本整備総合交付金等の交付対象施設となる。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
87-3	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち、障害支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件として定められる「(平成23年度までに着手された事業に限る。)」を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったりと懸念していることから、市民にも身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康道具の設置」など地域ニーズに即した効率的に効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5箇宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿社会計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(1)、イ-12-(11)	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性について、別紙・全体版あり	国土交通省	松山市	D 現行規定により対応可能	借地公園における施設整備については、交付対象事業の要件や処分制限期間等の条件を満たす場合、社会資本整備総合交付金の都市公園事業を活用することが可能である。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(11)の2. 交付対象事業の要件の③では、「平成23年度までに着手された事業に限る。」と時限化されているので、地方公共団体が借地公園で行う施設整備は、現行では不可と考え、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長の要件緩和を提案する。
287	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和	「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。	【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進んでいる。 (本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。) このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。 【制度改正の必要性等】 しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。) そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。	社会資本整備総合交付金 交付要綱 附属第2編 イ-12-(7)		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難である。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。合わせて、「計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況」にある理由が示されておらず、対応が困難である。	維持管理・更新に要する費用については、今後さらに増加すると見込まれているため、維持管理・更新に係る交付要件を緩和し、必要な支援措置を講じていただきたい。
337	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和	・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとらわれずに地方自らが計画するインフラの老朽化対策や、事前防災・減災対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら、同交付金についても、従前からある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能という制度となっている。このため、地域の安全防災の確保に必要な不可欠な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必要」という条件を緩和し、従来の補助助要件にとらわれずに活用可能な交付金となるよう、要件の緩和をお願いする。	本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、地域の約30%にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ポンプ(抽水場)を活用しなければ海域へ排水ができない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縦横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。 上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画一的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。 一方国におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただいたところである。しかしながら、社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうちいずれか一以上を兼むものとする。」と定められているため、防災安全画において重きを与えず施設である抽水場や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。 こうした実態を踏まえ、地方が臨む防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるものである。	社会資本整備総合交付金交付要綱 第6 交付対象事業		国土交通省	尼崎市	C 対応不可	○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところである。その趣旨に沿い、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金において、国費をもって支援すべき事業を基幹事業と位置づけた上で、併せて地方の創意工夫を生かした取組を支援するため、基幹事業と一体となつてその効果を高めるために必要な事業を効果促進事業として位置づけております。このことから、「基幹事業の必要」という条件を緩和することは、国費の充当の理由を損ねることとなり、適当でないと考えております。 ○ 今後とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	現在の社会資本整備総合交付金は地域の自主性を高めることを謳ってはいないものの、同交付金における基幹事業は全国画一的な補助制度であった従来の補助選択条件がそのまま使われており、地域の自主性を反映できる要件となっていない。基幹事業の必要の緩和が不可能なのであれば、従来の補助要件となら変わらない基幹事業に、地域の実情に応じた条件の設定をすべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
87-3	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	イ-12-(1)都市公園事業において、借地公園である都市公園の施設整備は交付対象事業として認められている。なお、イ-12-(1)市民緑地等整備事業における借地公園の整備は、緑地が不足する地域において都市公園の整備を一層効率的に推進するため時限的に措置されていたが、平成24年度において、都市公園事業に実績を踏まえた統合を行ったものである。	
287	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。	
337	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されており、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当部においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。 ○ そのため、補助採択条件の引下げは、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。 ○ 今後とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
583-1	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現在の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充當を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。 については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。 【支障事例】 ①特定構造物改修事業及び堰堤改良事業 特定構造物改修事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改修事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合交付金交付要綱 イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)		国土交通省	山形県	○ 対応不可	【総論】 ○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところ。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しが行われてきたところである。 ○ 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。	・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。 ・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えられる。 ・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の数で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。
583-2	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現在の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充當を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。 については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。 【支障事例】 ①特定構造物改修事業及び堰堤改良事業 特定構造物改修事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改修事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合交付金交付要綱 イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)		国土交通省	山形県	○ 対応不可	【支障事例について】 ①特定構造物改修事業 特定構造物改修事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。 堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改修を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。 ・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えられる。 ・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の数で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。
583-3	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。 一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現在の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充當を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。 このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。 については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。 【支障事例】 ①特定構造物改修事業及び堰堤改良事業 特定構造物改修事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改修事業の対象外となっている。) また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合交付金交付要綱 イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)		国土交通省	山形県	○ 対応不可	【支障事例について】 ②準用河川改修事業 準用河川改修事業に係る採択基準については、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきた。	・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこからも当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。 ・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えられる。 ・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の数で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
583-1	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に記されたとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の種類を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。	
583-2	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に記されたとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の種類を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。	
583-3	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に記されたとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の種類を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
649	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改築が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上とされているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。 【制度改正の必要性】 治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の数置において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 0-3河川事業 0-3-(12)大規模河川管理施設機能確保事業		国土交通省	長崎県	D 現行規定により対応可能	事業費50億円未満の河川管理施設については、特定構造物改築事業の交付要件を満たす場合、当該事業において改築が可能。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。
737-1	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実情を反映したものでないといことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は郡道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業		国土交通省	香川県	C 対応不可	1)高潮対策事業 本事業は、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきており、現在の採択要件になっている。	本県の高潮対策事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本整備総合計画における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。
737-2	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実情を反映したものでないといことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は郡道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業		国土交通省	香川県	C 対応不可	2)特定構造物改築事業 特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。	本県の特定構造物改築事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本整備総合計画における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
649	大規模河川管理施設 機能確保事業による 交付対象事業の緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			○ 対応不可	維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。 河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。	
737-1	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 対応不可	○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合化し、交付金化の中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。 ○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月 27 日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。 ○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の種類を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところです。 ○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。	
737-2	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○ 対応不可	○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合化し、交付金化の中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。 ○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月 27 日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。 ○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の種類を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところです。 ○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
122	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 しかしながら、長寿命化対策の重要度、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の人家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。 【支障事例】 石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設があるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。 【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編「特定構造物改築事業」		国土交通省	石川県	○ 対応不可	特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。	特定構造物改築事業については、これまでも、長寿命化計画策定・変更に対する事業費要件を撤廃するなど、制度拡充を図っていただいたが、総事業費が4億円未満の施設の長寿命化対策実施については制度拡充の対象になっておらず、今後は更に、これらの施設の老朽化が進行し、洪水時には動作不良による浸水被害の発生が懸念されている。 今回の提案は、予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、事業費の多寡にかかわらず、各地方公共団体の裁量で、周辺の人家・資産等への影響も勘案し、優先順位をつけて、必要とする河川管理施設の長寿命化対策を実施できるよう、特定構造物改築事業の交付対象の事業費要件の撤廃を提案するものである。
650	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱0-3-河川事業0-3-(13)特定構造物改築事業		国土交通省	長崎県	○ 対応不可	特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。
652	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する35ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱0-3-河川事業0-3-(15)堰堤改良事業		国土交通省	長崎県	○ 対応不可	堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
122	河川管理施設長寿命 化対策(特定構造物 改築事業)の制度拡 充について	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○ 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところ。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところ。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。	
650	特定構造物改築事業 による、管理施設の更新・点検業務の交付 金対象事業の緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			○ 対応不可	維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。 河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。	
652	堰堤改良事業による 交付対象事業の緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			○ 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところ。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところ。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の数量で優先順位をつける事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))」に該当する事業であって、「を削除。財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業」に該当するとの制約が付されている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 施設機能向上事業(ロ-3-(2))		国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	○ 対応不可	広域河川改修事業は、一定規模以上の事業において限定し、重点的に整備を進めることにより、効率的かつ効果的な整備を図ることを目的としている。 平成26年度に新規制度として創設した施設機能向上事業は、広域河川改修事業のうち既存の河川管理施設の機能向上を図るために行うものを切り出し、重点的に整備を進めることを目的として創設している。	「施設機能向上事業」を新設したことについては、評価している。しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で局地的に発生している状況に鑑みると、小規模な河川管理施設の機能向上についても地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。 再度、拡充に向け御一考いただきたい。
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の数量で優先順位をつける事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象要件として「…4億円以上…」との制約が付されている。この「交付対象事業の要件」を「…1.5億円以上」と「規制緩和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))		国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	○ 対応不可	堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更等について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で発生している状況に鑑みると、ダムの適切な維持管理の重要性は規模の大小に関わらず一層増しており、地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。 再度、拡充について御検討いただきたい。
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の数量で優先順位をつける事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1砂防設備等緊急改築事業」のイ(イ)「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して」を「現在の技術基準に照らして」に拡充。 「緊急改築」総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区間の砂防堰堤等が対象となっている。しかし、土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象にする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改築の採択要件に含致さない施設を単独費で対応するのは難しい。 緊急改築の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(1)中)		国土交通省	徳島県・大阪府・兵庫県	○ 対応不可	砂防設備等緊急事業は、地域における安全の向上を図ることを目的に、都道府県が管理している既設の砂防設備及び地すべり防止施設について、改築を行う事で既存の砂防設備等を有効活用するものである。 また、平成26年度予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。しかしながら、土石流区間以外(掃流区間)における砂防設備には昭和30年代以前に設置され、品質や耐久性の劣っているものが多く、破壊されれば被害が広範囲に及ぶ恐れがあることから、地域における安全の向上を図るため、改築の必要性がある。 再度、拡充について御検討いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されたとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。	
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されたとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところである。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところである。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。	
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	施設の長寿命化を図る観点から、まずは現在の施設の状況について評価を行い、長寿命化計画を策定することが重要であると考え。 砂防設備等の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実に、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
106-1	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第7条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可が可能な施設等に駐輪場を設け取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。 駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。 金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。 このことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	都市公園法第7条 河川敷地占用許可 準則(河川法第24 条関係)		国土交通省	金沢市	D 現行規定 により対応可 能	【都市公園法関係】 都市公園法第7条では、地下に設けられる公共駐車場を占用物件として規定しており、都市公園の地下を占用し、平等の条件で一般に公開される自転車駐車場についても、政令で定める技術的条件を満たすことを条件に、占用物件として設置可能である。 なお、都市公園においては、その空間の自由な利用が都市公園の効用の一部となっており、占用物件としての公共駐車場については公園利用の妨げになる虞があることから、地下への設置に限定しているところである。	・本市では、「金沢まちなか自転車利用環境向上計画」を策定し、自転車の安全・快適な利用の促進を図っており、自転車の放置についても禁止区域を設定し、放置防止に取り組んでいるところである。 ・自転車は、気軽に利用できる交通手段であることから、自転車駐車場が目的地から少しでも離れていると利用せず、目的地の近くに駐車してしまうことから放置が発生していると考えられる。 ・このような状況から、地上の利便性の高い場所に小規模な自転車駐車場を新たに設けることが放置自転車を減らすための有効な手段の一つであると考え検討しているが、駐車場として利用できる土地がなく苦慮しているところである。 ・一方で、まちなかで本市が設置している公園は、小規模な公園を多数設けているが、その規模から地下に公共自転車駐車場を設置することはコストや管理の点から困難である。 ・都市公園においては、公衆電話所や太陽電池発電施設等が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさない等の要件を満たす場合に占用が認められており、自転車駐車場についても同様の要件を満たす場合に、限定的な占用を可能とする余地はあると考えている。
106-2	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第8条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可が可能な施設等に駐輪場を設け取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。 駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。 金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。 このことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	都市公園法第7条 河川敷地占用許可 準則(河川法第22 条関係)		国土交通省	金沢市	D 現行規定 により対応可 能	【河川敷地占用許可準則関係】 河川敷地占用許可準則では、占用の許可の目的とすることができる一般的な施設を列挙しているところであり、これら列挙された施設に限定されるものではない。 駐輪場については、当該施設の公共性等を勘案して、例えば、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として位置づけるなど、現行基準の中で整理することが可能である。	現行規定で整理可能である旨了承した。 各自治体にも周知していただきたい。
107	樋門の最小断面の緩和	樋門の最小断面は課長選達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。	河川や用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は課長選達(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の開度を保持し開口する「バランスウエイトスワップゲート」を採用しており、より堆積土砂等が排除される構造としている。 今後設置する予定の樋門は、市内北部の大宮川河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋門の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資)も抑制できる。 求める制度改革の内容は、例えば、選達を改正して、内径1.0mという基準にとらわれることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋門のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能としたい。	河川管理施設等構造 法令第47条第2項 課長選達16令第47 条関係(2)		国土交通省	金沢市	C 対応不可	従来、小口径パイプにおける樋門に土砂や流木等の堆物が詰まった場合に、その排除の手段に窮している事例があることから、当該規定が定められている。昨年、幅0.8m、高さ0.9mの矩形断面の樋門において刈草による閉塞が発生しその撤去が困難であった事例があり、その他にも、内径1mの樋管において土石の堆積の排出が困難となった事例がある。このため、当該規定の緩和を行うことは不適当である。 なお、当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造法令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。 同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特務構造河川管理施設等認定実施要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造令技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。	今後、樋門の設置にあたっては、回答の手続きを踏まえ、検討していきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
106-1	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	都市公園において占用許可の対象となる工作物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	都市公園は、公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。都市公園の利用者を対象としない公共自転車駐車場については、公園としての効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならないので、地上での占用については認めていない。 なお、自転車利用者が当該都市公園の利用者となる場合には、公園施設(便益施設)として、地上に駐輪場を設置することが可能である。	
106-2	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	都市公園において占用許可の対象となる工作物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	○河川敷地占用許可準則で定める占用施設の位置づけについては、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)において明らかにされており、現行規定で整理することが可能であることについては、既に各自自治体へ周知しているところであるが、今後事務連絡等で周知していきたい。 「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)記7(1)「占用施設を・・・各号に具体的な施設名を例示するとともに、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることを明らかにしている。」	6 【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (1)河川敷地の占用許可(24条)について、通知において例示している一般的な施設のほか、駐輪場については、当該施設の公共性を勘案して、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」等として、占用許可の目的である施設となり得ることを、地方公共団体に情報提供する。
107	樋門の最小断面の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	○当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。 ○同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特殊構造河川管理施設等認定実施要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造令技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。 ○手続きを進めるに先立ち都道府県、地方整備局の河川担当部署に相談していただくとして、現行規定により円滑に進めていただきますようよろしくお願いします。	6 【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (iv)樋門の構造(河川管理施設等構造令(昭51令199)47条2項)について、国土交通大臣がその構造が同項の規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であること(同令73条4号)等を、地方公共団体に改めて情報提供する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
294	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。 【支障事例等】 規模拡大のため1,000㎡を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。	建築基準法第20条第1項第2号、第25条		国土交通省	三重県	〇 対応不可	建築基準法第20条の規定では、建築物が地震等に対して安全な構造とし、国民の生命・財産を確保するために、必要な構造方法や構造計算の方法を定めており、畜舎等に関しては、その構造・用途の特性に見合った特別の基準としているところである。 法第25条の規定では、畜舎等も含め、木造の大規模建築物は火災が発生した場合に大規模の火災となる危険性が高いことから、周囲の建築物と近接しており外部からの延焼のおそれがある部分については、防火構造とするなど必要な規制を定めているところである。 このように畜舎等に関しては、その構造や用途の特性に配慮しつつ、地震時、火災時の安全性及び国民の生命・財産を確保するために必要な基準を定めているところであり、コスト増加を理由に緩和するのは困難であると考ええる。	〇畜産を取り巻く情勢は、飼料価格や燃料価格、農業用資材価格の高騰により、生産コストが上昇し、収益性が低下するなど、大変厳しい状況にある。畜舎等の設計・建築や畜産施設の維持管理等についても一層のコスト削減を図ることが必要となっていることから、他の建築物と近接して設置されることは少なく、人間の滞在強度(滞在する密度、頻度)が小さいことなどを勘案して、畜舎についてはさらなる基準緩和を進めていただきたい。
867	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理窟展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。 また、本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻発に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。 以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。	建築基準法第80条		国土交通省	さいたま市	〇 対応不可	建築審査会は、私的財産権に直接関わる事項について拘束力を有する判断を行う準司法的な機関であり、建築行政の根幹に関わる判断を行う極めて重要な権限を有する。 建築審査会の事務が公正・公平な判断のもと適切に実施されるためには、全国的に同水準の審査体制・審査基準が整備されていることが必要であるため、建築審査会委員の任期についても、一定の統一的な期間ごとに委員の適格性を判断の上任命することが必要である。 このため、建築基準法第80条第2項において、委員の再任については特に回数の制限無く認めているところであり、ご提案の目的である地域の実情に応じて柔軟に対応することは可能であることから、ご提案の任期の設定方法の规定的緩和については、対応不可であると考ええる。	全国的に同水準の審査体制、審査基準が整備されていることが必要であるとしているが、委員の定数ほか建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項については、すでに条例委任されており、任期のみ全国一律の基準とする必要はないと考える。また、委員の的適性を判断する必要があることは理解するが、判断の時期を全国一律に2年とする理由についても明確ではないと考える。例えば、委員の任期について2年とすることを参酌基準とした上で、権限移譲することはできないか再度検討していただきたい。
651	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋そく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋そくの基準値の引き下げ)	【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そく」となっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが県単独費で実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3・2・(六)の「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14・(二) 公共土木施設災害復旧事業査定方針第3・2・(六)	別紙あり	国土交通省	長崎県	〇 対応不可	河川の埋塞に関しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項第6号において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」を除き、災害復旧事業の適用対象外となっており、同法事務取扱要綱第14(2)において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、河道が著しく埋そくしたため、破壊した場合、堤防、護岸等が決壊した場合、流水の経道を害し人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は時期出水でこれらのおそれが大きい場合の当該埋そくに係る災害復旧事業としている。 この基準は、通常の河川維持工事として対応すべきものまで災害復旧事業の対象となることは不適切であることから、設けられている基準である。 このため、当該条件に満たないものは通常の河川維持工事として対応すべきところ、提案にあるように、単に、当該条件に満たない箇所が多いという理由のみをもって、採択条件の緩和をすることはできない。 なお、採択基準に満たない場合でも、全額起債対象となる一般単独災害復旧事業が適用されることである。	回答については了解するが、頻発する災害の復旧を適切に行うことがこれまで以上に重要となることから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
294	畜舎等の建築基準等の緩和				○ 対応不可	○ 建築基準法(以下「法」という。)第20条については、建築物に常時負荷されるものではない積雪荷重等については、畜舎等には人が滞在する時間が少ないことを踏まえ、構造計算において考慮すべき荷重を緩和しているところである。 ○ 法第25条については、建築物から一定以上離れている場合には、外壁等からの延焼のおそれがないことから、外壁等を防火構造とする必要がないこととしているところである。また、屋根を一定の構造とすることについても、法第84条の2に基づき、開放的な構造の畜舎については、一定の基準に該当する場合、適用を除外しているところである。 ○ このほか、畜舎に適用される主な規制として、法第26条に基づく防火壁の設置等があるが、これらについても、滞在する人が少ない畜舎については、建築物から一定以上離れていること等を条件に、適用を除外しているところ。 ○ このように、畜舎については、ご指摘の、他の建築物との近接状況や人の滞在頻度等を考慮して適切な緩和措置を講じているところであり、人が滞在する際における構造安全性、避難安全性の確保等の観点から、これ以上の緩和は困難である。	
867	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員の任期については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】委員の再任について回数の制限なく認められていることもあるため、規定の緩和については実態を踏まえ検討されたい。		○ 対応不可	○ 建築審査会は、行政不服審査法の特例として、特定行政庁、建築主事等の処分等に係る不服申立ての審査庁となる準司法的な機関であり、行政不服審査法に基づく行政不服審査会と同様に、全国統一的な体制において適切な審査が行われる必要があるとともに、一定の建築物について建築基準法の適用を除外する際の同意事項なども行っており、適切な審査が行われない場合には、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがある。 ○ 委員の任期は、全国統一的な体制において適切な審査が行われるために最も重要となる委員の適格性について、積極要件・欠格要件への該当性を全国一律の期間ごとに確実に確認するために設けられているものであり、議事等は条例に委任しつつ、委員の任期等を法定し、全国一律の基準としていることについては、合理性があると考えている。 ○ なお、前回回答にお示ししたとおり、委員の再任は可能であるところ、具体的な支障があればご示願したい。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (2)建築審査会の委員の任期(80条1項)は、条例(制定主体は建築主事を置く市町村及び都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
651	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋そく)		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○ 対応不可	○ 地方公共団体の意見も聞きながら、今後も適切な災害復旧事業の推進に努めてまいりたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
58	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱により、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受けると、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられている。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があり、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。	【制度改正の経緯】 平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受けると、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があり、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第7条、第77条	(参考) 「生活交通改善事業計画」図様式	国土交通省	千葉県	○ 対応不可	バリアフリー化設備等整備事業については、その効果的・効率的な実施を図る観点から、個々の事業者の経営判断に基づく取組のみならず、地域の特性・実情に応じたバリアフリー化の取組と一体となって行われる車両のバリアフリー化に対して支援することとしている。 このため、地域の協議会において作成された計画に基づく事業に対して補助を行うこととしており、効果的・効率的な事業の実施に不可欠であることから、廃止は困難である。	補助制度の理念は理解するが、少なくともノンステップバスに関しては、導入費用の1割未満となっている補助制度においては、事業者の経営判断が大きく影響することは事実である。 また、国庫補助金でありながら、計画策定にあたっての協議会開催、パブコメの実施等、上記実情を踏まえるとは有意性に疑義があるにもかかわらず、当初計画、変更、追加募集の都度地方公共団体に過剰な事務負担を強いていることも確かであり、見直しをお願いしたい。
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。	【支障】 本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を熊本市に移譲している。なお、本件事務は、熊本市の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道等に転移されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度から移譲したもの、しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を経由することとなり、十分な事務の簡素化に繋がっていない。 【制度改正の必要性】 經由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2〜3週間程度)が短縮されたと考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。 【その他】 軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件經由制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。	地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効果) 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項	総務省、国土交通省	熊本県	○ 対応不可	構造改革特別区域法第15条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を受けることで、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理することとなった場合の、地方自治法第252条の17の3第3項の規定による都道府県知事の経由は省略することができます。	意見なし	
572	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームを設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。	現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。 観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の欄に記載の基本方針をクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成24年の基本方針改正後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。 地域のやる気をそぐ高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。 観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域におけるワンストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。 プラットフォームの設置要件を緩和する代替としては、プラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針 二―1―(5)		国土交通省(観光庁)	神奈川県	○ 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。	観光圏の活動を中長期的に機能させていくための多様な企画・調整等は、民間人材でなければ行えないということはなく、むしろ、地方自治体の観光セクションや地域の商工団体、観光協会等の人材で行う方が地域に即した実施が可能であり、要件を緩和すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
58	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	補助制度の趣旨は、あくまで地域の協議会において作成された計画に基づく事業を前提として国庫補助を行うこととしているため廃止は困難であるが、例えば、軽微と認められる計画内容の変更について手続きの簡略化が可能かどうか別途検討することとする。	6【国土交通省】 (20) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （ⅱ）バリアフリー化設備等整備に対する補助については、ノンステップバスの導入台数を削減する場合等について、手続を簡略化する。
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止（軌道法部分）		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。	
572	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和				C 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。 また、地域の商工団体、観光協会等が法人格の取得、区分経理、民間人材を含めた観光地域づくりマネージャーの確保等の要件を満たしていれば、これらの団体を観光地域づくりプラットフォームとすることが可能であり、地域の商工団体、観光協会等の人材を活用した地域の実態に即した運用が行われることは望ましいものと考えている。	6【国土交通省】 (18) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平20法39） 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平20農林水産省・国土交通省告示3）に基づき、観光地域づくりプラットフォームの構成員とされている観光地域づくりマネージャーについては、民間からは1名を確保すればよいことを、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当該でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5〜10件程度(H25は国から依頼なし) 【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の数量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条		国土交通省(観光庁)	神奈川県	○ 対応不可	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法については、現在観光庁において制度全体の技術的見直しを検討しているところである。 かかる状況において、現行制度を前視とする登録事務のあり方について検討することは有意義ではなく、現時点で左記提案事項を認めることはできない。	現行制度がある以上、登録とその後の報告、検査の実施主体が一致しない場合があるわかりにくい制度であることや、登録を行う者の利便性を向上させることについて検討することが有意義でないとは言えない。 こうした課題解決や利便性向上につながる都道府県への権限移譲を、見直し後の制度にも反映するべきである。 H26.7月に行われた「総務省の行政評価結果に基づく動向」においては、「登録ホテル・旅館について、登録義務者に課される義務を遵守させるための国の取組はほとんど行われておらず、登録制度が機能していない状況が認められる。」と指摘されている。 また、本県においてもH24まで検査の依頼を国から受けて実施した実績があり、このことから県においてもきめ細かな取組が十分に行われているとは言い難い。 これらを踏まえると、住民に身近な行政である都道府県に移譲することで、より住民にわかりやすい制度となり、また、きめ細やかな指導監督が可能となる等、登録制度の実効性担保の観点からも意義が大きいと考える。 よって、抜本的見直しの過程において議論の上、都道府県への権限移譲を、見直し後の制度に反映すべきである。
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当該でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5〜10件程度(H25は国から依頼なし) 【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の数量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条		国土交通省(観光庁)	神奈川県	D 現行規定により対応可能	【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体が観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。	現在、地方運輸局が行っている相談窓口業務は全て都道府県において実施可能であり、国と県の二重行政とならないよう、利用者の利便性の観点から都道府県に一元化すべきである。ひいては、国の行政改革にも資すると考える。
576	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	【現行制度】 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。 【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の造成が可能な旅行者の参入が少ない。このような現状から、自治体自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場合がある。 市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エッセイ等)では、旅行業登録がないことから、旅行者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。 一方で、近年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提案(第3種旅行業よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討会提言」(平成25年4月)等)がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時より増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条		国土交通省(観光庁)	長野県	○ 対応不可	営業保証金供託義務及び旅行業取扱管理者選任義務は、旅行取引の公正及び消費者保護を図る上で重要であり、これらの規定を過疎地域であること、対象を行政限定することのみを理由に免除・緩和することはできない。 なお、営業保証金供託義務については、旅行業協会に加入することでその5分の1の金額の弁済業務保証金分担金(地域限定旅行業の場合20万円)を納付することで足りる。	本提案は、過疎地域市町村が地域振興や少子化対策のためのイベントなど(例、農村体験ツアー、婚活ツアー)を企画する際に必要となる交通や宿泊などを独自に手配可能とすることで、地域の諸課題解決の取組みを支援することを目的としており、市町村が実施主体のため、トラブルが発生した場合などは責任ある対応が可能であり、消費者保護の観点からは問題ないと考えられる。 なお、市町村による募集型企画旅行の適切な企画・催行を担保するため、研修会では旅行業取扱管理者試験科目の内容に準じた①法・規制などの旅行業約款・運送約款・宿泊約款③国内旅行業務について解説し、知識・能力の確認のための修了試験を実施することを予定しており、この点からも消費者保護を担保できるものとする。 また、他法令(宅地建物取引業法)では取引の公正が確保されることをもって、地方公共団体を適用除外とする例もあり、旅行業法においても取引の公正が確保されると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	いただいたご意見のとおり、今後、本制度の抜本的見直しに関する検討を行う過程において、ご提案のあった登録制度等の都道府県への権限委譲についても議論を行ってまいりたい。	4【国土交通省】 (1)国際観光ホテル整備法(昭24法279) ホテル及び旅館の登録制度の在り方については、旅行者及び業界の意向やニーズを調査し、その結果等を踏まえ、抜本的な見直しも視野に入れて検討を行い、平成27年中に結論を得る。
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体においても観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。 なお、国の観光地域づくり相談窓口は、全国各地の事例や各省庁の施策などについて全国的見地から情報提供を行っているものであり、国と県の二重行政となるとのご指摘は当たらないものと考ええる。 また、観光地域づくり相談窓口では、相談内容に対して全国各地の事例や国土交通省に留まらず広く各省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介等の情報提供を行っているが、このような情報はこれまでも都道府県との共有に努めてきたところであり、今後も引き続き、都道府県との情報共有を強化するとともに、都道府県が実施する施策との連携を図ってまいりたい。	
576	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	ご指摘の「観光産業政策検討会提言」に加え、本年5月にとりまとめた「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」においても、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大が提言の一つとしてなされており、その重要性については認識している。現在、本提言を受け、市町村による商品造成・販売を含め、今後の旅行業法制度のあり方について検討を行っているところである。	6【国土交通省】 (6)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業を営む地方公共団体については、営業保証金の供託義務(7条1項)及び旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
770	国有港湾施設の管理 権限の国土交通大臣 から港湾管理者への 移譲	国直轄事業により整備され た港湾施設を港湾管理者 が効率的に維持管理する ため、国有港湾施設の管 理権限を移譲することを求 める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工 事により生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けるか、管理を委託することとさ れている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する 施設と一体的に行った方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限 自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及 び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施して いる防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】 国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するとき は、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望 により小型防舷材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を 要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利 用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委 譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対 応できる。	港湾法第52条、第 54条		国土交通省	兵庫県、大塚 府	D 現行規定 により対応可 能	国が直轄工事により整備した港湾施設は、国の行政財産であり、原則 としては国有財産法に基づき国土交通大臣が管理すべきものである。 しかし、港湾法では、港湾の管理は港湾管理者に一元化されている ことから、国が直轄工事により整備した港湾施設についても、管理権 限に制約はあるものの、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率 的に管理できるよう、国有財産法の特例として、管理委託が可能とな されているものであり、制度そのものを廃止することは適当ではない。 また、国有財産法により、原則的に行政財産の処分等はできないこ ととされているが、国有港湾施設については、港湾法第53条に基づ く譲渡を受けることができるため、現行制度で行政財産の管理権限の 移譲をすることは可能である。	・管理受託者たる港湾管理者は、受託に係る国有港湾施設をその用途又は 目的に応じて善良な管理者の注意をもって第1に管理しているため、原状変更 等を行う場合の国の承認の義務付けは不要である。 ・このような国による過度の義務付けを廃止するために、港湾施設の管理権 限そのものを都道府県に移譲すること。 ・なお、港湾法に規定されている譲渡は有償譲渡であるが、本県は有償譲渡 を受けることは想定していない。
880	新交通ネットワークに おけるインフラ外施設 の整備及び設備更新 に対する経費制限の 緩和	新交通ネットワークにおけ るインフラ外施設の整備及 び設備更新に係る地方自 治体が負担する財源に対 して地方債が充当できない ため、地方債の制限緩和 を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま 西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在 は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備 を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸 整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直し を進めている。 その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化 が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が 実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するた め、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみな せるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	地方財政法第5条		国土交通省、 総務省	広島市	D 現行規定 により対応可 能	地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が 資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の 整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起こ すことができることとしている。 広島高速交通(株)は、広島市が資本金の二分の一以上を出資し ている法人であるため、同法人が行うインフラ外施設の整備事業への 助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当するこ ととなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単 独・一般事業の対象となる。	意見なし
881	地域公共交通の利便 性向上に資する事業 に対する経費制限の 緩和	「地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律」に 基づく軌道運送高度化事 業及び道路運送高度化事 業同様、連携計画事業(コ ミュニティレール化)につ いて、地方財政法第5条第 5号に規定する経費とみな せるよう、地方債の制限緩 和を行う。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニ ティレール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付 要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化 事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに 鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティレ ール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第 5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通 の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けるこ とにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の 向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通の活 性化及び再生に関 する法律		国土交通省、 総務省	広島市	C 対応不可	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」とい う。)においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、 既存の制度では充分な対応が図られていないものであって、地域 公共交通の活性化及び再生を促進する上で特に重要と考えられる取 組みを「地域公共交通特定事業」として、当該事業ごとの実施計画に 係る国土交通大臣による認定制度を設け、認定を受けた計画に係る 事業に対する法律上の特例措置を講じることにより、当該事業の促 進を図ることとしている。 法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化 実施計画及び道路運送高度化実施計画について、当該計画に定め られた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例 を認めているところ。 以上から、ご提案の連携計画事業(コミュニティレール化)につい ては、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方 債の特例を措置することはできない。	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
770	国有港湾施設の管理 権限の国土交通大臣 から港湾管理者への 移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実装による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。			C 対応不 可	○ 国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要な ものとして国が直轄事業で整備した施設であることから、用途変更 や原状変更等がなされる際には、当該施設の本来の用途や目的 が妨げられないよう、国が責任をもって確認する必要があることか ら、これらに関する国土交通大臣の承認は不可欠である。 ○ なお、ご提案にある小型防眩材の設置など、軽微な変更につ いては、事務手続きの負担を考慮して、部局長の承認を要しない こととしている。	6【国土交通省】 (2)港湾法(昭25法218) 国有港湾施設の管理受託者による原状変更の大臣承認(施行令17条の6)に ついては、事務の円滑化を図るため、大臣承認を要しない軽微な変更の範囲 を、管理受託者に通知する。
880	新交通ネットワークに おけるインフラ外施設 の整備及び設備更新 に対する起債制限の 緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。		D 現行規 定により対 応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体 との間で確認している。	
881	地域公共交通の利便 性向上に資する事業 に対する起債制限の 緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不 可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答 で納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
210	開発行為の許可権限 の希望する市町村へ の移譲	現在、都道府県及び指定 都市、中核市及び特別市 の外に設置が認められて いる開発審査会について、 希望する市町村については、 開発許可権限の移譲を 可能とするともに、開発 審査会を設置できることと する。	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開 発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化してい ることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発 審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差が できている。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利 用の妨げとなっている。 【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に 歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土 地利用を図ることができる。	都市計画法第29条 第1項、第34条第1 項第14号、第78条 第1項、第3項		国土交通省	磐田市	D 現行規定 により対応可 能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しにつ いて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22 年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出て いると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと 考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定 都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以 外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する 法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正 化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に 居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係 事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることと したところであり、当該制度の活用を検討したい。	都市計画法上、開発許可権限を有する市には開発審査会が設置されている が、事務処理特例制度により開発許可権限を有する市は開発審査会を設置 できないというのば、どちらも実質的には同様の権限を有していることを確 めると均衡を欠いていると思われる。設置を希望する市には権限を法定移譲 し、開発審査会の設置を可能とする道筋は検討できないか。 本提案は、市街化調整区域における住宅整備を限定しない開発許可につ いてのものであり、市街化区域および住宅整備に特化された立地適正化計 画制度の活用は困難である。
221	開発行為の許可権限 の希望する市町村へ の移譲	都市計画法第29条第1項 の規定に基づく都市計画 区域又は準都市計画区域 内における開発行為の許 可権限を希望する市町村 に移譲する。	【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的理由として、本市のまちづくりを具現化する 観点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要 と考えているからである。 【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条 に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳 細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づ きな権限が担保されているが、事務処理特例により開発行為許可権 限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準) について、当該運用基準とは異なるところの市独自の基準を設定できること までは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関とな る蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、事務処理特例による許可権限の移譲ではなく、法に基 づく権限の付与を求めるもの。	都市計画法第29条 第1項		国土交通省	中津市	D 現行規定 により対応可 能	現行制度においても、事務処理特例により都道府県知事の権限 に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然 に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の 協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強 化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。	御指摘の事務処理特例により、当方の目的が達成されることは十分承知してい るところであるが、例えば、基地理葬法において同条例により基地経営等の許可権 限が既に市に移譲されていたにもかかわらず、一括法により改めて市に当該権限が 直接授けられた事例もあるところである。 当市としては、開発行為の許可権者を特例市の長まで授権している実態を踏まえ、 また、本年6月の地方分権改革有識者会議による「個性を活かし自立した地方をつく る」、「新たなステージへ地方分権改革の更なる展開」という提言に照し、都市のグ ラウンディングに影響する開発行為の許可権限は、半準付方式によりやる気のある基 礎自治体に対して法律が直接授けすべきものとする。
429	開発行為の許可権限 の希望する市への移 譲	都市計画法第29条第1項 の規定において、あらか じめ国土交通省令で定め るところにより、都道府県知 事(指定都市、中核市又は 特別市(以下「指定都市 等」という。))の区域内に あっては、当該指定都市等 の長の許可を受けなければ ならない、としている現 行の規定を、都道府県知 事(指定都市、中核市又は 特別市その他国土交通大 臣が認めた市(以下、「指 定都市等」という)の区 域内においては、当該指定 都市の長の許可を受けな ければならない、と改正す る。 (上記に伴い、同法第78条 第1項に規定する開発審査 会の設置も可能となる。)	【具体的な支障事例】 都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道 府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置で きないため、県の開発審査会を利用することになる。 しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案 件との調整等が必要であるなど、開催までに4〜5か月の期間を要している状 況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法 第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求され る民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。 【制度改正の効果】 希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日 程調整が可能となり、諮問に要する期間を2か月程度に短縮できることから、 開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能 となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。 また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものと、ますます複雑なも のとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発展 状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、 市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応 じた運用が可能となる。 【過去の検討経緯】 過去において類似の提案がなされているが、本市は県内で最も多くの申 請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自 治体・自立したまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権 限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせたい提案をするもので ある。	都市計画法第29条 第1項、第78条第1 項	別紙あり	国土交通省	東広島市	D 現行規定 により対応可 能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しにつ いて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22 年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出て いると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと 考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定 都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以 外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する 法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正 化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に 居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係 事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることと したところであり、当該制度の活用を検討したい。	本市が求める措置の具体的な内容は、都市計画法第29条第1項に基づく許 可権限の付与に関して法改正を求める希望であり、現行法において移譲は困 難である旨の回答では本市からの提案に対する直接的な回答となっており ない。 過去の議論では、「開発審査会については、開発許可処分を行う地方公共 団体の付属機関として、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう議決 を行うこととされていることから、開発許可権限を有する地方公共団体に設 置するのが適切である。したがって、開発許可権限を有しない市に、一律に開 発審査会の設置権限を移譲することは困難である」との回答が示されている が、開発審査会を設置する理由は、法第34条第14号は裁量的な要素が多く、 開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるように学識経験者から構成さ れる第三者機関の判断を基礎として開発許可権者が許可権限を行使するも のであり、審査会として適切な運営が行われるのであれば、市が設置すること で支障はないと考える。 なお、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」における立地適正 化計画制度は、既存の市街化区域において建築制限を設定するものであり、 人口が増加している本市において適用できるものではなく、市街化調整区域 における本市の問題解決を図れるものではない。 また、現に開発審査会を設置されている指定都市等と比較して、県の開発 審査会に諮問する場合には、開催までに相当の時間を要している実態があ り、現行法における対応では解決が困難であることから、再度の検討をお願 いしたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
210	開発行為の許可権限 の希望する市町村へ の移譲	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案に賛同する。 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助業して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分の公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないかと。 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないかと。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付属する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務（日程調整、案件説明等）を特段の支障（開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等）がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること等 等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	5【国土交通省】 (1) 都市計画法（昭43法100） (2) 開発許可に関する事務（28条1項）については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）を活用して当該事務を処理する市町村に限る。）において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。
221	開発行為の許可権限 の希望する市町村へ の移譲	都道府県との協議が整った場合には、法律により希望する市町村に移譲できるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助業して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分の公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないかと。 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないかと。	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。 よって、「開発許可基準を独自に条例で定めたい」という本提案については、開発許可基準を希望する市町村へ移譲するための制度改正をすることなく実現することが可能であることから、まずは現行制度を活用することを検討されたい。	
429	開発行為の許可権限 の希望する市への移 譲	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を助業して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分の公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないかと。 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込めるようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないかと。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付属する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務（日程調整、案件説明等）を特段の支障（開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等）がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること等 等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	〔再掲〕 5【国土交通省】 (1) 都市計画法（昭43法100） (2) 開発許可に関する事務（29条1項）については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）を活用して当該事務を処理する市町村に限る。）において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
68	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。 本町は、町域が小さい(19.02km²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが(首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。 ※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。 【具体的な支障事例】 現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全体的に統一した運用が求められていることから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。	都市計画法第19条第3項		国土交通省	酒々井町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。 この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第1次分権一括法)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。	地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主体の地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。 しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。 平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方が挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んでおり、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないが、第1次一括法の義務付け・特付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。 【制度改正の必要性】 首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いはいは「協議」に一体化すべきである。	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	本件については第4次一括法(平成26年5月28日成立)に向けて提案していたものであるが、第4次一括法では実現されなかったものである。	国土交通省	全国町村会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。 この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第1次分権一括法)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。	首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いはいは「協議」に一体化すべきである。 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というのだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に促された取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案とおり前向きな検討をお願いしたい。
117	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の21に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することとなり、策定にあたっては、都道府県との協議の機会がある。同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映することから、「都市計画マスタープラン」定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。 【具体的な支障事例】 ①旧炭鉱地区における都市公園の取扱 旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。 ②長期未着手となっている都市公園の取扱 都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などできない状況である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るという状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。 また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40.25m²/人(全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	都市公園法第16条		国土交通省	芦別市	D 現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止あるいは、当該土地等について、それが別に供されている事業にそのま提供され続けることによつて得られる公共の利益とその他の事業とは別の新しい事業の用に供することによつて得られる公共の利益とを比較衡量し、後者が前者を上回ることという、とされていることから、これらの観点を踏まえ、本市の様な他の事業の用に供する予定がない都市公園の廃止は極めて難しいと考える。 このため、本市が提案させていただいた、都市公園法第16条第1項に第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える、または、同法同条同項第1号の規定による「公益上特別の必要がある場合」から「特別」を削除する、あるいは技術的助言において他の例示を追加する等により、土地利用法に規定する程度に満たない必要性であっても、自治体の判断と責任において都市公園の廃止を行うことが可能であることを明確にすべきと考える。	都市公園法第16条及び都市公園法運用指針は、過去の判例などから厳格に判断せざるを得ず、社会経済情勢の変化に対応した弾力的な運用を妨げていると言わざるを得ない。 都市公園法運用指針は技術的助言ではあるものの、そこでの例示が、「少なくとも土地利用法第4条に規定する程度の特別の必要」に置かれているところであり、土地利用法に係る過去の判例においては、「[特別の必要]があるとは、当該土地等について、それが別に供されている事業にそのま提供され続けることによつて得られる公共の利益とその他の事業とは別の新しい事業の用に供することによつて得られる公共の利益とを比較衡量し、後者が前者を上回ることという、とされていることから、これらの観点を踏まえ、本市の様な他の事業の用に供する予定がない都市公園の廃止は極めて難しいと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
68	町村の都市計画の決定に随する都道府県の同意の廃止	全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。	【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。	○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。 ○ こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。 ○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握することとがであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (ⅳ)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。	【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。	○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。 ○ こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。 ○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握することとがであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (ⅳ)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
117	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止(長期未着手である都市公園の廃止を含む)は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。 ○ あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しを行うべきではないか。	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的な手法については、検討して参りたい。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (ⅰ)公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し、公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合には、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
340	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正された。	【制度改正の必要性】 現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地域団体や地域住民に活用されていまいばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防災防災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在125箇所・約125ha。このうち、約24%(箇所ベース)が供用後30年以上経過。10年後は約4割が供用後30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。 【現行制度で対応困難な理由】 本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。	都市公園法第16条	都市公園の保存規定の弾力化について(必要性、支障事例、制度改正の効果等)	国土交通省	北上市	D 現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権限を借受たけにより取得した都市公園について、当該借受契約の終了又は解除によりその権限が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容及び②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。	都市公園法第16条第1号における「公益上特別の必要がある場合」は都市公園法運用指針において「土地収用法に規定する程度の特別の必要」と明示されており、非常に厳格なものとされていることから、廃止にあたり公園管理者の説明責任は相当に重いものとなっており、本市としては判断を躊躇せざるを得ない。また、第16条第1号の規定及び技術的指針の厳格な記述はいずれも、市が廃止にあたりますもって合意を得るべき市民・議会にとっては都市公園の廃止が困難であるとの印象を抱かせるもので、合意形成の障壁となる。このことが、狭小な都市公園、老朽化・機能劣化した都市公園を廃止し、集約化できない大きな理由となっている。しかし、こうした地域の課題解決のための廃止は、地方議会や自治体の政策的な判断に委ねるべきという考えにより本提案を提出したものである。ご提案の主旨を理解して頂き、条例委任条項の設置等所要の法改正の実施を期待するものである。
861-1	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地建設も公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建設時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建設する場合は、公営住宅建設事業(法定建設)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が継続し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未満の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建設事業が不可能である。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅地として活用するわけではなく、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建設事業として認められていない。 公営住宅法第36条において、公営住宅建設事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替を実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を確保するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。
861-2	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地建設も公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建設時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建設する場合は、公営住宅建設事業(法定建設)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が継続し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未満の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建設事業が不可能である。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅地として活用するわけではなく、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建設事業として認められていない。 公営住宅法第36条において、公営住宅建設事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替を実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を確保するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
340	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止（長期未着手である都市公園の廃止を含む）は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。 ○ あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しも行うべきではないか。	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的手法については、検討して参りたい。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (7) 都市公園法（昭31法79） (1) 公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合には、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。
861-1	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、現地要件については、仮に非現地建替を認めた場合、明渡し請求という入居者の権利を強く制約するものを伴うことから、事業主体の判断により行われる公営住宅の建替のために、責めに備せられるべき事由のない居住者が非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、如何なる条件を付付たとしても、現地要件を撤廃することは不適当である。	6【国土交通省】 (4) 公営住宅法（昭26法193） (1) 公営住宅の建替えについては、公営住宅建替事業の施行に係る現地要件（公営住宅の存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設することを必要とするもの）(2条15号)を満たさない事業についても、事業主体において円滑な施行が可能となるよう、引き続き財政面の支援など必要な措置を講ずる。
861-2	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	D 現行規定により対応可能	市街地要件で定める「市街地の区域内」や「市街化が予想される区域内」とは、公営住宅法上具体的な定義があるわけではなく、また都市計画法、都市再生特別措置法等他法令から特に引用されている概念でもないが、少なくとも「市街地の区域内」という文言により、ご指摘のような「都市計画区域外等の郊外」にある公営住宅を一律に排除する趣旨ではない。 なお、個別の建替事業について、当該事業区域が市街地要件を満たすものの、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。	6【国土交通省】 (4) 公営住宅法（昭26法193） (1) 公営住宅建替事業の施行に係る市街地要件（除却すべき公営住宅が市街地の区域又は市街化が予想される区域内の一定規模以上の土地に集団的に存していることを必要とするもの）(36条1号)については、除却すべき公営住宅が都市計画区域外等の郊外にある場合を一律に排除する趣旨ではないことを、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
861-3	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きく必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転)に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未満の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条		国土交通省	愛媛県	○ 対応不可	公営住宅制度の建替・目的は、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な実質で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んでいた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。 公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅への再入居を保证するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。 また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されることがあるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなり、コンバクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【同意確保の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 求める措置内容 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項		総務省、 農林水産省、 国土交通省	愛知県	○ 対応不可	過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体の基本は市町村とし(法第2条)、これに都道府県が協力し(法第7条第2項)、国が特例措置により支援する(法第4条)ことにより推進されることとされている。過疎対策事業を定める方針(都道府県策定)、市町村計画、都道府県計画の策定に際しても、過疎市町村や関係都道府県の自主性・主体性を最大限尊重する趣旨から、国の関与は必要最低限にとどめられている。 過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は国による必要最低限の唯一の事前の関与として定められているものであり、廃止することはできない。	国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案のとりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支障はないものとする。 また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。 協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合には、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。 そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、道県間事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行通第143号、22農振第173号、国都地第71号		総務省、 農林水産省、 国土交通省	宮城県	○ 対応不可	市町村計画はあらかじめ都道府県とその内容について協議をすることとされている(法第6条第1項)。 市町村が実際の過疎対策を講ずる場合には、都道府県の密接な連携と都道府県の広域的見地からの施策が不可欠である。市町村と都道府県が市町村計画について協議することによって、都道府県の施策との、さらには他の諸施策との整合性が図られ、都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。 市町村が事業を中止又は大幅な事業量の減について変更の手続きをしようする場合についても、他の諸施策との整合性を図って都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進等を推進する観点から、都道府県との事前の協議を要するものである。	特に意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
861-3	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	D 現行規定により対応可能	公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、戸数要件については、公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するために設けられた要件であるが、当該除却されるべき公営住宅の土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合等「特別の事情がある場合」においては、現行法にいても、「当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認(公営住宅建替事業に関する計画の国土交通大臣承認)の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数を超えれば足りる。」としていているところ。 現在、地域の状況によっては公営住宅に対するニーズが減少していることも考えられることから、そのような場合において居住者の再入居を保障することを前提に、「除却前の入居者数以上」となるように公営住宅を建て替える場合には、公営住宅法第36条第3号の「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことが可能である。 なお、個別の建替事業について、当該地域において公営住宅に対するニーズが減少している等の「特別の事情がある場合」に該当するものか、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (Ⅲ)公営住宅建替事業の施行に係る戸数要件(新たに整備すべき公営住宅の戸数が除却すべき公営住宅の戸数以上であることを必要とするもの)(36条3号)については、地域の公営住宅に対するニーズが減少している場合には、居住者の再入居を保障することを前提に、同号の「特別の事情」に該当し、新たに整備すべき公営住宅の戸数が入居者の存する戸数を超えていれば足りることを、地方公共団体に通知する。
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止		【全国市長会】 都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大本となるものであるため、国の事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできないと考える。 過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に関し、都道府県に勧告すること(法第9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことはできないものとする。 なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることは賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。	6【国土交通省】 (17)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省及び農林水産省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手續の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化		【全国市長会】 提案に賛同する。 また、市町村計画の変更に当たり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。		C 対応不可	提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
153	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。 ※鳥取県:19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結。 上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限については、「第四次分権一括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることとなった。 これについて、二重行政の解消といった趣旨であることを踏まえると、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域においては、マスタープランの策定権限を市町村に移譲して頂きたい。 ※都市計画区域マスタープランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画法の手続きにおける関係協議→同意)が廃止されることから、より地域の主体性が拡大される。 ※市町村が都市計画区域マスタープランと都市計画決定する際、都市計画法19条3項による関係協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。 【具体的な支障事例】 都道府県が都市計画区域マスタープランを策定する場合は、関係市町村の意見を尊重しながら策定することとなるため、特に単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域の場合、都市計画区域マスタープランと市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)とでは、基本的な方向性はほぼ同文となり、市町村マスタープランに限り地区名、路線名が記載される等具体的な地域における方向性が記述されるというのが実態である。	都市計画法第15条第1項第2号	・都市計画区域マスタープラン策定権限の市町村への移譲(参考資料)	国土交通省	鳥取県・徳島県	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・特付けの第4次変置しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 ① 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めらるべきとされている。 都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。 また、都市計画区域マスタープランを定めるにあたっては、広域的観点を確保するため、必要に応じ、隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案することが望ましいことから、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。 この点、指定都市については、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して都市計画区域マスタープランを定める能力があることから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号、第4次分権一括法。)において一の指定都市の区域の都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランの策定権限を移譲したところであり、指定都市以外の市町村における都市計画区域マスタープランについては、引き続き都道府県が定めることが適切である。	本提案の趣旨は、単一の市町村内で完結する、単発的・独立的な市街地(例:中山間地の拠点地区)としての都市計画区域に限って、策定権限を移譲するものであり、広域的な観点での調整の必要性は低いと考える。 また、指定都市であっても広域的な観点での調整は必要であるにも関わらず、都道府県に準じた都市計画決定権限があることを理由に第4次一括法で権限移譲がなされており、広域的調整を理由に移譲を拒むのは適当でない。
771	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開閉しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。 【移譲による効果】 淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	都市公園法第2条の3		国土交通省	兵庫県	〇 対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的知見を未供用区域の整備に反映させ、また、供用後も利用状況をふまえた施設の追加整備を行うなど、部分区域の供用をもって整備が概成するものではなく、さらに、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)もあり、既供用区域のみを切り分ける前提とはなっておらず、整備と概成までの管理は密接に関連している。以上より、整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管することは困難である。	・移譲された既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的知見を未供用区域の整備に反映することができるように、調整会議等において協議することで、対応は可能である。 ・また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設については、管理区域を明確にすること等により対応は可能である。
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる助効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き 同法施行令第3条第4号ア	佐賀県提案分 【提出資料】 ・佐賀市の財政力指数の推移※05	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会	〇 対応不可	1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、 ・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域 ・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市については、法の対象地域から外すこととしたものである。 2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。 3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指図の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」とこととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。 A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。 法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
153	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都市計画区域マスタープランは、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定される都市施設に関する方針なども含めて都市計画区域全体の基本的方向性を示すものであって、必要に応じて隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況や今後の見通しを勘案し、都市計画区域内の市町村の合意形成とともに広域的な課題の調整を図られるよう策定されるべきものであり、都市計画区域の指定を行う都道府県において決定することが適切である。	
771	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	手挙げ方式により、一部が概成している国営公園について、当該部分を移譲するべきである。			C 対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。 仮に整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管した場合、既供用区域の追加整備を行う者と管理を行う者が異なり、多大な調整が必要となる。また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)の管理についても、事業主体が二者となることにより、維持補修や大規模更新における工実施の調整を都度行うなど事務の効率化が損なわれ、円滑な事業実施に支障をきたす。 したがって、一部が概成している国営公園について、当該部分を移譲するべきであるとの意見については、前回の回答のとおり、国営公園については、部分区域の供用をもってその部分の整備が概成するものではないことから、当該部分のみを移譲することは困難である。	
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和				C 対応不可	平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものの史料。 財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。 農工法においては、 ・原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするともに、 ・人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業者率を基準として法の適用の可否を判断しているところ。 このため、合併により20万人を超えたという事実のみをもって、法の対象から外れたと解釈するのではなく、今般の事案においては、A市のように、例外としての取扱いが無くなると解釈するべきである。 また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は市町村内の一定の地域ではなく、土地利用のあり方を勘案し、当該地方公共団体全体で考えるべきものである。以上により、要件の緩和は困難である。	6【国土交通省】 (13)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) (ⅱ)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされているところである(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。	6【国土交通省】 (15)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(総務省及び農林水産省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不可	○ 河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き占用することは認められない。 ○ なお、要望にあるように雑用水として使用したいのであれば、工業用水の水利権を減量し、新規に許可を取って頂きたい。 ○ その場合は、工業用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手続にできる場合もある。	
70	改良住宅の譲渡処分に必要な国の承認権限を都道府県へ移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	ご提案の「耐用年数を経過した改良住宅」については、住宅地区改良法第29条第1項等の規定により用途廃止を行った上で、草津市のご判断で譲渡処分することは可能である。	6【国土交通省】 (10)住宅地区改良法(昭35法84) 耐用年数を経過した改良住宅の処分については、法29条1項において準用する公営住宅法(昭26法193)44条3項の規定により改良住宅の用途を廃止した上で、地方公共団体の判断により譲渡を行うことが可能であることを、地方公共団体に通知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
409	市(特別区を含む)が 建築主事を設置する 際の都道府県知事同意の廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。 しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。 ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都市計画として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることはありえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々が充実してきている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3		国土交通省	特別区長会	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」及び同閣議決定を受けた地方分権第2次一括法(平成23年法律第105号)における議論)において見直しを行わないという結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、都道府県と市町村で要綱などを含め建築関係規定の運用全般について整合性を図る必要があること、本条項については平成11年の分権一括法により、同意付協議であることを明確にするため「同意」が追加されたこと等から、見直しを行わないこととなっている。 なお、ご指摘の都市計画法上の市が都市計画を決定する際の都道府県知事の同意においては、平成21年12月15日閣議決定(「地方分権改革推進計画」)において結論を得たものであり、同閣議決定を受けた平成23年の地方分権第1次一括法(平成23年法律第37号)による都市計画法改正以降、事情変更等は認められないと考えている。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。
35	土地利用基本計画の 策定義務の廃止	都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したものの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という。)第9条第1項において、都道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとされており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも「後追い計画」との批判が多い。 なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用については、重編設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、都局を跨って審議することにより、個別規制法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規制法の総合調整機能を果たしている。 【支障事例】 以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかける必要のない1ha未満の計画図変更)についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせ修正していかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。にあたり、多大な事務量が生じている。	国土利用計画法第9条第1項		国土交通省	愛知県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進委員会第3次勧告)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に関わる行政処分」の直接的な根拠となる計画を策定する場合等として、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当するととの結論が得られている。	土地利用基本計画は、国土利用計画法第16条第1項第3号等の規定において、土地取引規制の直接的な根拠となるものであるが、規定上は「土地利用基本計画その他土地利用に関する計画」とされており、実務的には、個別規制法の土地利用に関する計画により規制している。 また、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」(平成25年3月22日)においても、「土地利用基本計画は規制措置を個別法に委ね、かつ、個別法には独自の地域指定要件があり、実質的には土地利用基本計画独自の視点での運用は困難である。このため、土地利用基本計画の最低限の機能は、①情報共有を通じて総合調整と②今後の土地利用に係る大所高所の視点からの問題提起を行う場である」と整理した。(P3抜粋)とされており、実質的に、土地取引規制についても、個別規制法の土地利用に関する計画があれば足りるものと考えられ、土地利用基本計画が策定されなくても、土地取引規制に支障が生じることはないものと考えられる。 以上から、土地利用基本計画は、「私人の権利・義務に関わる行政処分」の直接的な根拠として必ず策定しなければならないものとは考えられないため、同計画の策定義務を廃止しても支障はないものとする。
176	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取・報告への 変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告へ変更する。	【支障事例】 国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要している。 具体的には、現在の手続きフローである①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議を、①市町村意見聴取→②国への意見聴取(国意見の計画への反映)→③審議会諮問→④国への報告に変更することにより、2重の手続きが解消され約1か月の期間短縮が図られる。 【制度改正の必要性】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限、関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取する制度とすれば調整は可能になる。また、審議会で意見が付けられた場合には、再度、国への意見聴取を行うことによって適切な計画の策定が可能であると考えられる。	国土利用計画法第9条第10項、14項	(参考資料) 鳥取県土地利用基本計画の変更にかかる手続き期間の事例	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において議論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一」の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ事分担権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの等の場合において許容される、同意を要しない協議とするととの結論が得られている。	現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を図ることは可能であり、あわせて事務処理の効率化も実現すべき。 なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、第1次一括法による見直しでは不十分である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
409	市(特別区を含む)が 建築主事を設置する 際の都道府県知事同 意の廃止	地方分権改革推進委員会第1次勧告を基本とし、同 意は不要とすべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不 可	○ 建築基準法(以下「法」という。)第4条第3項において協議・同意を必要としているのは、建築基準法の基準は建築物の安全等を確保するための最低の基準であることから、市町村の事務執行のための人的・物的体制が不十分な状態で建築主事が置かれ、不適正な事務執行が行われた場合、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがあること等から、都道府県の建築行政の責任者である都道府県知事が市町村の事務執行が適正に行われることを確認し、同意することが不可欠であるためである。 ○ また、特別区については、一定の範囲内の事務について、法第97条の3に基づき協議・同意手続を経ずに建築主事を置くことができることとしているところである。なお、同条に関する提案については、全国知事会より事務配分の協議中であるため慎重な対応が求められているところ(提案事項397)である。 ○ 以上の状況を勘案すれば、現時点において、改正は困難と考える。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (1)市町村(特別区を除く。)の建築主事の設置に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条3項)については、同意を要しない協議とする。
35	土地利用基本計画の 策定義務の廃止	土地利用基本計画の策定は都道府県の自主性に任 ぜ、任意の計画とすべきである。			C 対応不 可	国土利用計画法においては、「土地利用基本計画の作成」により「総合的かつ計画的な国土の利用を図る」ことを目的としており、土地利用基本計画は、各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている。他方、土地利用の規制又は誘導に関する個別規制法による計画ないし規制は、本来的にそれぞれの立法趣旨を背景とした各個別の観点からの必要性に基づいて土地利用のあり方を定めるものであるため、種々の制度における調整規定により調整等を行っているものの、制度上は土地利用の基本方向を示す基本となるべき共通の部分欠いており、そのため、個別行政の枠を踏み越えた総合的な地域空間計画を一体的に再編成し、客観的な土地利用の可能性を評価する土地利用基本計画の策定が必要となる。 また、この総合調整機能に鑑み、土地取引規制の観点から、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に関わる行政処分直接的な根拠となる計画を策定する場合」である等として、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当するとの結論が得られたところ。 なお、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、運用改善に努めている。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (1)土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。
176	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取・報告への 変更	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣 への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきで ある。			C 対応不 可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (11)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
246	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同時に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項		国土交通省	広島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、読すべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。 現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考えられる。
718	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要がなくしたことによる農業地域の縮小(市街化区域編入)、農業振興事業の実施に伴う農業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。 土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多面からの意見聴取を行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。 【支障事例】 計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される)。 (※)提出書類:変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果	国土利用計画法第9条第14項		国土交通省	栃木県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	計画図の変更案件は、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了しているため、計画図変更の協議は、実質的に各個別規制法の手続きと重複した手続きとなっていることが多く、そのための、形式的なものとなっている。 また、土地利用基本計画は、都道府県が土地利用調整等に関して必要な事項を策定しているもので、さらに、知事の附属機関である都道府県国土利用計画審議会において、多面からの審議を行い変更されるものである。 このように、計画図の変更案件については、各個別規制法による国の関係機関との事前調整や都道府県国土利用計画審議会での審議を経ていることから、「国との調整が不可欠である」とは言い難いため、各個別規制法の手続きとの重複を避け、事務処理の簡素化・迅速化を図る上でも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。
820	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要とされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各府省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第9条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同等内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてもよいのではないかと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	国土利用計画法第9条第10項		国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各府省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第9条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同等内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてもよいのではないかと考えている。	そもそも同意を要しない協議にどのような合理性があるのかが不明である。 第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、この「同意を要しない協議」においても、実態的には事務処理に相当の期間を要している。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
246	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取への変更	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣 への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきで ある。			C 対応不 可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。 このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることにも鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の内滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	〔再掲〕 6〔国土交通省〕 (14) 国土利用計画法（昭49法92） (ⅱ) 土地利用基本計画の変更（9条10項及び14項）については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の内滑化を図る。
718	都道府県の土地利用 基本計画の変更に係 る国土交通大臣への 協議の事後報告へ の変更	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣 への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきで ある。			C 対応不 可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。 このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることにも鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の内滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	〔再掲〕 6〔国土交通省〕 (14) 国土利用計画法（昭49法92） (ⅱ) 土地利用基本計画の変更（9条10項及び14項）については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の内滑化を図る。
820	土地利用基本計画の 変更に係る国土交通 大臣への協議の報告 への変更	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣 への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきで ある。			C 対応不 可	土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。 このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることにも鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の内滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。	〔再掲〕 6〔国土交通省〕 (14) 国土利用計画法（昭49法92） (ⅱ) 土地利用基本計画の変更（9条10項及び14項）については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の内滑化を図る。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
967	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取への変更	国土利用計画に基づき、 都道府県が土地利用基本 計画を策定・変更する際に 義務付けられている国土 交通大臣への協議を廃止し、 意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考え、具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係府庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項		国土交通省	中国地方知事会	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの等」の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講すべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。 現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現すべきと考える。
36	土地利用審査委員 の任命・解任に係る議 会の同意の廃止	実情に即した審議会運営 を行うため、都道府県知事 が行う土地利用審査委員 の任命・解任に当たって 、都道府県の議会の同意 を不要とする。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に関与して大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以後、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連する都市計画法に基づく「開発審査委員会」において、議会同意が義務付けられていないことと比べると、都道府県の議会の同意を不要とする。 【現行制度の支障事例】 議会同意に係る事務手続きは5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	国土利用計画法第39条第4項、第7項		国土交通省	愛知県	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・付付けの第4次見直し」の議論)において結論が出ていると承知している。 土地利用審査会は、開発審査会と異なり、私人の土地取引を規制する権限を有しており、国民の財産権の制約に関与して極めて大きな影響力を持つことから、その委員の任命等に関しては都道府県の議会の同意が必要とされているものである。 また、開発審査会の主な事務は、都道府県知事等が行った開発許可の処分に対する審査請求の裁決であり、土地の区域計画の変更等の事実行為を規制するものであるのに対して、土地利用審査会の主な事務は、規制区域の指定の確認等を行うものであり、同区域内における土地取引契約という法律行為に規制をかけるもの、つまり土地所有の内容である処分権に規制をかけるものであるという点において大きく異なる。 一方、委員の選任について議会の同意を要する機関には、土地利用審査会のほか、公安委員会、教育委員会、収用委員会などがある。このうち土地利用審査会と同様に土地に関する権利を取り扱う収用委員会は、制度創設に対する大きな影響を与える権限を担うことから、その委員の選任には議会の同意を必要としている。 土地取引においては、収用委員会の裁決に先立って、国土交通大臣又は都道府県知事が事業認定を行うこととされており、事業者の事業を遂行する意思・能力、土地を収用する公益上の必要性など事業の適格性を判断するとともに、収用の対象となる土地が特定される。その上で収用委員会は、裁決申請の対象となる土地が事業認定を受けた事業の対象区域に含まれるか否か、補償額や権利取得の時期が適正か否かを判断するものである。 これに対して、土地利用審査会は、規制区域の指定等についての確認(確認が得られなければ指定の効力は失われる。)や規制区域における土地取引等の許可申請に対する不許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や監視区域の取返への意見申出などを行うものである。 収用委員会が都道府県知事の事業認定後、事業区域内のうち裁決申請された個別具体的な事業にその権限を有しているのに対し、土地利用審査会は、個別具体的な事業に権限を有していることに加え、区域指定に関する権限も有している。 以上のような土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員任命にあたって議会同意をなすことは、きわめて困難である。	土地利用審査会は、公安委員会、教育委員会、収用委員会等の行政委員会とは異なり、附属機関である。 制度創設以来、指定されたことがない規制区域を除けば、主な役割は、都道府県知事が監視区域の指定や土地取引の届出についての勧告をするなどの場合に意見を述べることである。 規制区域についても、都道府県知事が区域の指定をする際に審査会の確認が必要であったり、不許可処分に係る審査請求の裁決を行うなどの役割を担うこととなるが、裁決については、国土交通大臣に再審査請求もできることから、これらをもって財産権の制約に大きな権限を有するものではない。 このため、土地利用審査会は他の附属機関と異なるものではないことから、委員の任命・解任に係る議会の同意を不要としても支障ないものと考えられる。
81	区域区分に関する都 市計画の決定権限に 係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項 第2号を削除し、区域区分 に関する都市計画は市町 村が定めるものとするこ	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔りがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。 もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考えられる。 そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考え、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。	都市計画法第15条第1項第2号		国土交通省	松前町	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・付付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設等の整備状況、緑地等自然環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合的に定められるものであることに鑑み、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	基礎自治体の都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即したものになっているため、区域区分については地域の実情を勘案しながら基礎自治体において定めることが適切であると考えている。 他にも類似の提案がされており、「元気で豊かな地方の創生」を目指すためには、議論の段階で基礎自治体の意向を反映することを望む。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
967	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取への変更	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣 への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきで ある。				土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基 づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府 県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスタープランで あり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。 このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏 まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにと どまる「意見聴取」では調整手続として不十分である。 また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民 の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地 利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、 計画策定に先立ち、協議が必要である。 加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどの ような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別 規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画 策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省 庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省 庁との調整の内滑化にも寄与する。 なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の 各省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽 減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、 「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平 成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努 めている。	〔再掲〕 6【国土交通省】 (14) 国土利用計画法(昭49法92) (ii) 土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と 都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情 報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の内滑化を図る。
36	土地利用審査会委員 の任命・解任に係る議 会の同意の廃止					土地利用審査会の委員について、議会の同意を得て任命されることとされ ている趣旨については前回お示ししたとおりである。 規制区域制度については、これまで指定実績はないが、国民の財産権の制 約に関して極めて大きな影響を与えるものであり、土地利用審査会の権限に 臨みれば、土地利用審査会の委員任命に当たって議会同意をなくすことは困 難であると考え、今後とも、委員任期の延長や審査会開催方法の簡易化などの事務負担軽 減や、土地利用審査会の活用に関する情報共有が図られるよう、きめ細かに 相談等に対応してまいりたい。	6【国土交通省】 (14) 国土利用計画法(昭49法92) (iii) 土地利用審査会(39条10項)については、委員任期の延長や審査会開 催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を 行う。
81	区域区分に関する都 市計画の決定権限に 係る市町村への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、 区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都 市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望す る自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に 尊重されたい。 【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出て いるので「対応不可」というものだが、今回の「提案募 集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法とし て、地方の発意に根拠した取り組みを推進し、地方分 権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて 検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえら れ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。			前回回答のとおり。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容と なるべき事項を申し出ることができていること(法第15条の2第1 項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととさ れていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律 上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定 するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村か ら案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏ま え適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。 このほか実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しな がら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の 趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良 い制度運用の在り方を検討されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
82	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができなければ、適切に決定又は変更をすることは困難と思われる。 また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。 よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。	都市計画法第15条第1項		国土交通省	新座市	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	
658	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。 【支障事例】首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の高尾山インター―相模原愛川インター間の開通に伴い東名高速道路、中央自動車道及び圏越自動車道をつなぐ新しい大動脈ができる。また、八王子西インター近くの約172ヘクタールについて、物流拠点として整備を進めている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入する予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな転換期を迎えたとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の変更が急務となる。 【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従来から処理している事実と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体として地域の特質を活かした土地利用の誘導等が可能になる。 【懸念の解消策】懸念は特になし。	都市計画法第15条第1項、第87条の2第1項		国土交通省	八王子市	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところ。 この点、指定都市については、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が高いことから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号、第2次分権一括法。)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。	指定都市に移譲できる理由である「区域区分を定める事務執行能力が高い」という点は、地域の実情に応じたきめ細かな都市計画決定ができる市に広域的な観点が求められる場合には、必要に応じて都道府県と連絡調整を行い事務を進めることで問題が解決できるため、市においても対応が可能と料考する。
839	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。	【本町の可能性】 本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸・海・空の交通アクセスに恵まれたポテンシャルの高い町として、県央地域の極大な地位を占めつつあります。 【制度改革の必要性】高度成長期につくられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地活用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられないため町外に出ることを整理しているほかならないという問題があります。かつて、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められ有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまちづくりや土地活用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。 【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。 【まとめ】 については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	都市計画法第15条第1項	別紙あり 安倍首相は地方活性化や人口減少対策のため設置する「地方創生本部」(仮称)において、今後、政策の推進に全力を挙げる考えを示している。	国土交通省	茨城町	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を総合的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	経済成長時代につくられた法律の基本形は、現状の地方の社会経済情勢にはそぐわなくなっている。特に人口減少に悩まされている市町村においては、できるだけ歳入権を緩和し、有効な土地利用が可能な制度に速やかな改正をお願いしたい。現状のままであれば、ますます遊休地が増え、人口減少が加速することになりかねない。土地利用(特に宅地の用途指定)の制約が厳しければ厳しい程、地方はますます疲弊の方向に向かわざるを得なくなると感じている。地方の深刻な実情を勘案して、是非、再検討していただくよう要望します。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
82	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。	
658	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、指定都市は、人口・産業及びそれに伴う都市的土地利用・公共施設整備が極めて集中しており、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が極めて高いことから「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次分権一括法。)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き継ぎ都道府県が定めることが適切である。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会が法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、都と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。	
839	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、用途地域に関する都市計画については、第2次分権一括法施行後は全て市町村決定となっており、また、従来から市町村が決定主体である地区計画と用途地域を適切に組み合わせ活用することにより、地域の実情等に応じた独自のきめ細かな土地利用を実現することが可能となる。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会が法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
875	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	【現行制度の支障事例】 少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りをかけ、緊急的に各種施策を取り組むことが必要である。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続を処理や同じ都市計画区域内の市町村との調整等に多大な時間を要することになる。 また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。 ただし、都道府県と協議することは必要と考える。 【制度改正による効果】 この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね添えた政策展開が機動的に実施可能となる。	都市計画法15条		国土交通省	近江八幡市	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を間地的に総合勘案して定められるものであることに鑑み、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	「地域主権戦略大綱」の基礎自治体への権限移譲の基本的考え方の中で、「住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に専断業務を徹底的に配分し、基礎自治体が地域における行政の主体的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。」と記されている。 第1次回答では、過去の議論とこのことであるが、区域区分については「国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画」と位置づけられていることから、基礎自治体への移譲事務の議論がなされていないのではないかと、また、「国の利害に重大な関係があること」の定義について、示していただきたい。 更に、区域区分が一の市町村の区域を越えて指定される広域都市計画区域となっていることから、基礎自治体の主体性が発揮できないことに繋がっている。市町村合併が行われたことから、市においては単独で、町村においては広域の都市計画区域とすると、都市計画区域の再編についても検討いただきたい。 上記の要望が実現できれば、「義務付け・枠付けの第4次見直し」によって行われた、都市計画基礎調査実施要領の見直しも更なる意味を成してくると思われる。人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化が起こっている激動の変革期の課題に、適切に対応し発展し続ける基礎自治体となることができる。
171	一般国道(指定区間外)及び一般河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道(一般国道・一般河川等)) このうち、一般国道(指定区間外)・一般河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく(国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。))については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出されたケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し」(平成25年7月24日付都市局長通知)(以下「標準処理期間通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただくところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと。 「一般国道(指定区間外)」及び「一般河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。))については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国の利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の意願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	都市計画法第18条第3項 都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	別紙あり	国土交通省	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、一般河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 なお、一般国道及び一般河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。	一般国道(指定区間外)・一般河川(指定区間)は国ではなく、県が主体的に整備・管理をしており、実質的に県管理道路・河川と相違なく、極力関与はなすべき。 仮に「国の利害に重大な関係があったとしても、個別法(道路法等)において国の審査が行われることから、利害調整を担保することは可能であり、同意協議を廃止しても支障はない。
965	一般国道(指定区間外)及び一般河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道(一般国道・一般河川等)) このうち、一般国道(指定区間外)・一般河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく(国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。))については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出されたケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し」(平成25年7月24日付都市局長通知)(以下「標準処理期間通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただくところである。 これに対し中国地方知事会としては、国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要す結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)」及び「一般河川(指定区間)」(以下これらを「協議不要希望施設」という。))については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国の利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の意願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ		国土交通省	中国地方知事会	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、一般河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 なお、一般国道及び一般河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。	一般国道(指定区間外)・一般河川(指定区間)は国ではなく、県が主体的に整備・管理をしており、実質的に県管理道路・河川と相違なく、極力関与はなすべき。 仮に「国の利害に重大な関係があったとしても、個別法(道路法等)において国の審査が行われることから、利害調整を担保することは可能であり、同意協議を廃止しても支障はない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
875	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮した上で指定されるものである。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ、実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。	
171	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、個別法において、事業内容、事業区域等について個々に調整しているものの、都市の健全な発展や良好な都市空間の形成などのため、例えば国道等の機能により広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置がなされているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点から都市計画案の協議、同意が必須とされており、実際その中で指摘をするケースもある。こうしたことから、一般国道及び一級河川に関する都市計画については国の利害に重大な関係がある都市計画であり、協議、同意は必要。	
965	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止				C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道でいえば広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づく計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
704	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。	【規制緩和の必要性】 都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定されている。しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事業であっても、道に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事業及びその理由は別紙のとおり) 【県管理国道に係る同意協議の事務の実績】 平成10年度から平成21年度、7件 申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条	(都市局追記)参考資料あり	国土交通省	鹿児島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・付付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定))の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、「指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。」との結論が得られているものである。	1 都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみで構成される場合又は指定区間外国道及び県道で構成される場合の協議については、道路法第12条により「国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う」とされているが、「道路法の一部を改正する法律(昭和39年7月9日法律第14号)」の附則第3項より「当分の間、一般国道(法改正前の一般国道の区間以外の一般国道)の新設・改築は都道府県又は政令市が行う」とすることができるとされ、指定区間外国道については、県が維持管理や改築を行っている。 また、「指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成している」としているが、当県の種子島及び奄美大島にある国道58号は、島内において他の国道と直接に接続していないところである。 以上の実態を踏まえれば、都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみ(特に種子島・奄美大島における国道58号の場合)又は指定区間外国道及び県道で構成されている場合、国の利害関係が重大であるとは言いえないのではないか。(別紙「1」参照) なお、国土交通大臣への同意等の手続を廃止しても、国道の新設・改築の内容、状況等については、国庫補助に係る国との協議があることから、国の政策との整合性を図ることは可能であると考え。 2 都市計画道路の変更箇所が指定区間外国道又は県道の場合の協議について、変更箇所が指定区間外国道の場合については、1と同様の理由により、国の利害関係が重大であるとは言いえないのではないか。 また、一般国道及び県道で構成される都市計画道路において、変更箇所が県道である場合は、一般国道に関する都市計画の変更ではないため、国の利害関係がより重大であるとは言いえないと考えられることから、国との同意協議は廃止すべきと考える。(別紙「2」参照)
175	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。))については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議については、「義務付け・付付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上述と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・付付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議10日間)を設定していたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考え、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行った。都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考え、ことから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第4号イ及びホ	別紙あり	国土交通省	鳥取県・大阪府・徳島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・付付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定))の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることとなる。	個々の都市計画決定においては、都市計画法23条1項で農林水産大臣との協議が義務付けられているので、指摘されているような市街化区域と農業振興地域の混在が起きるおそれはなく、国土交通大臣との同意協議を廃止しても支障はない。 また、許認可を行う都道府県においても、当然、都府相互で調整を行うので、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。
249	区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整業務に多大な時間を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会へ諮ることができなかった。)。都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】 「国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組みの保持が必要」としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行いうことが可能。	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号		国土交通省	広島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・付付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定))の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることとなる。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、法第18条第3項の国土交通大臣への同意協議について「同意を要しない協議」、法第23条第1項の農林水産大臣への協議について、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の方針に係る部分及び区域区分に関する都市計画について農業振興地域と市街化区域が重複する場合は「同意を要しない協議」、その他の場合は「廃止」とされており、これまでの見直しでは不十分である。 「都市政策と農地・農業政策との連携・一体性」は、国の同意協議を廃止したとしても、都市計画手続において都道府県内部の関係部局間で調整することにより、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保されると思われる。 直近の事例においては、事前協議を含めて約2年を要し、予定していた都市計画審議会へ諮ることができないという支障が生じている。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
704	指定区間外の国道に 関する都市計画決定 等に係る国への同意 協議の廃止				C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道でいえば広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配置がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づき計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。	
175	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	区域区分に関する都市計画策定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とすべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ、農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。	6 【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
249	区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とすべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ、農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。 なお、都市計画区域マスタープランについては、区域区分に関する方針及び関連等国土交通大臣への協議が必要な都市計画に関する方針に限定しており、また、区域区分は都市計画区域マスタープランに即して定められるものであることから、都市計画区域マスタープランに定められる区域区分の方針が国の利害との調整を図る観点から不適切な内容であった場合は、当該方針に即して定められる区域区分の都市計画に対して不同意となってしまうために、国土交通大臣との協議、同意を行う必要がある。	【再掲】 6 【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
599	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」の大臣同意の廃止	【制度改正の必要性】 都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意(5～7月)の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整備事業に遅れを生じさせている。 【廃止を求める理由】 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。 また、「区域区分」に関して、市街地調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくい。これら都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止を求める。	都市計画法第18条第3項		国土交通省	京都府・大阪府・徳島県・鳥取県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・付付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることとなる。 このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容することの結論が得られているものである。	貴省の御意見における「農地・農業政策」との連携が必要なケースや国の政策との調整が必要なケースについては、大臣同意の必要性は認められるが、現行制度は、全ての「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」に関する都市計画の(変更)決定について、一律に同意が義務付けられており、必ずしも他法令や国の政策に直接関わらないと判断される案件についても、長期にわたる協議期間を要する状況である。 このため、国の重大な利害に關係し、大臣同意が必要な都市計画決定で、例えば、「三大都市圏」や「農業振興地域内」等に係る変更」の場合や、「特殊要件」など、一定の要件を設けて、要件に当てはまらない案件については大臣同意を廃止していただきたい。 なお、地方分権改革推進委員会第1次勧告では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっては国土交通大臣の同意は廃止する旨記載されているところである。
676	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に関する都市計画法の協議、同意の廃止	【制度改正の必要性】 第1次勧告では、区域区分の大臣同意不要、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整備計画」という。))の大臣同意は区域区分の方針に係る部分を除き不要とすべきとしている。 整備計画、区域区分及び近郊緑地特別保全地区に関する都市計画は、地域の実情にあった計画であるべきだが、国の関与が必要のため、市民に最も身近な基礎自治体が自らの責任で都市づくりを進める支障となっており、また迅速な手続を進める上でも支障となっている。 【協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係がないと考える理由】 ①整備計画及び区域区分について 以前は大規模開発の影響から当制度の意義が大きかったが、現在は一般的に市街化調整区域の開発制限のため、国の施策の実現ができない恐れはないと考えに加えて、必要があると認めるときは、都市計画法第24条第1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるため。 また、農林漁業との調和は、農振法等との調整を図る必要があるが、必要な許可手続を経れば足りると考える。 ②近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区は近郊緑地保全区域・保全計画との整合性や交付金活用等との調整はあるが、都市計画としては他の特別緑地保全地区と同様と考えるため。 【法改正イメージ】 都市計画法第19条第3項及び法第87条の2第3項の規定に「但し、法第6条の2の規定は、適用しない。」を追加する。	都市計画法第6条の2、第7条、第18条、第87条の2		国土交通省	横浜市	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・付付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、 ・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることとなる。 ・また、近郊緑地特別保全地区については、特別緑地保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に係る土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位置付けから、特別にその55%を国が補助することとされている。(通常の特別緑地保全地区に対する国の補助率は1/3とされている。) ・近郊緑地特別保全地区が地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがある。 このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容することの結論が得られているものである。	協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係があると国が認めるときは、都市計画法第24条第1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるが、そのことと、本市提案による支障をご教示いただきたい。
804	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとしているが、国の利害に重大な関係がないと思われる都市計画について廃止すること	【現行】県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)は、国土交通大臣に協議の上同意が必要とされている。 【提案内容】道路(高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路)、空港(関西国際空港)、河川(1級)など県境を越え、広域的見地から確認が必要な施設は国の利害に重大な関係があるため協議等は必要であるが、それ以外の都市計画は以下の観点から廃止を求める。 【廃止を求める理由】 ①住民に身近な所で都市計画決定すべき ・多様化複雑化した住民ニーズへの迅速柔軟な対応が可能 ・地域の実情に合った創意工夫により豊かな暮らしの実現が可能 ②地方自治体の基盤強化に繋がる ・多様な多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される ③迅速な意思決定による業務効率の向上 ・意思決定に要する時間を短縮した多様なニーズへの迅速な対応が可能 【廃止対象都市計画及び「国の利害に重大な関係がないと判断した理由」】 ①区域区分：一府県内で完結するため、府県の都市部局と農政部局等との調整等で適切に対応可能 ②都市再生特別地区：都市再生特別措置法に定める都市再生緊急整備地域指定等の諸手続の中で、国の経済政策に即した施策展開が図られるよう十分に担保されており、同地域内で用途、容積率等の緩和を行う都市再生特別地区について改めての大臣協議等は不要 ③臨海地区：港湾法に基づく港湾管理者である地方公共団体からの申出により都市計画決定するもので国の関与は不要 ④近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別地区：区域が限定的で一府県内で完結するため、府県の都市部局と関係部局との調整等で適切に対応可能	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第1項		国土交通省	兵庫県 【共同提案】大阪府	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・付付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、 ・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることとなる。 ・また、近郊緑地特別保全地区については、特別緑地保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に係る土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位置付けから、特別にその55%を国が補助することとされている。(通常の特別緑地保全地区に対する国の補助率は1/3とされている。) ・近郊緑地特別保全地区が地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがある。 このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容することの結論が得られているものである。	・区域区分に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との連携・一体性は十分に確保することが可能である。 ・近郊緑地特別保全地区は、国が指定した近郊緑地保全区域内の限定された地区において定めるものである。また、歴史的風土特別地区は、国が指定した歴史的風土保存地区内の限定された地区において定めるものである。同地区とも、国の指定方針等に沿って、特に保全や保存の必要がある地区を定めるものであり、都市計画決定に際して改めて大臣協議等を行うことは不要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
599	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とすべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が随った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたこと、農地法を改正すること、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。 都市計画区域マスタープランについては、区域区分に関する方針及び国道等国土交通大臣への協議が必要な都市計画に関する方針に限定しており、また、それら個々の都市計画は都市計画区域マスタープランに即して定められるものであることから、都市計画区域マスタープランに定められる個々の方針が国の利害との調整を図る観点から不適切な内容であった場合は、当該方針に即して定められる個々の都市計画に即して不同意となってしまうために、国土交通大臣との協議、同意を行う必要がある。 なお、都道府県が決定する都市計画の中で、国との協議が特に必要な都市計画はその一部に限定されている。また、協議の円滑化を図るため、協議における同意の意思を各地方整備局より提示していることであるが、当該同意書案に即して明らかに無関係と思われる指摘をされるケースがあった場合は、個別に相談されたい。	〔再掲〕 6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
676	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定にあつての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とすべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	都市計画は生活に身近な計画から広域的・根幹的な計画まで様々な内容を有するもので、国の施策とも適合しつつ一体として総合的に定めるものであるため、市町村、都道府県、国の各主体が各々の特性に応じた役割を果たしながら適切に決定されることが必要である。また、強力な財産権の制限を行うものでもあることから、法律による公正な基準に従って定められるとともに、事後の是正が困難であるため、事前に十分に調整を図ることが不可欠である。よって、事後の指示・要請等ができることをもって事前の調整を図る手段が必要という制度趣旨に反する考え方により、国土交通大臣との協議、同意を廃止することは認められない。	〔再掲〕 6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
804	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	都道府県の都市計画のうち、国の利害に重大な関係がある都市計画の範囲を見直し、地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ国土交通大臣の同意を不要とすること。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的に検討すること。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が随った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたこと、農地法を改正すること、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。 近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区については、それぞれ国土交通大臣が指定する近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域のうち特に必要な地域について定められる都市計画であり、それぞれ国土交通大臣が定める計画との整合が図られていること等を協議の中で判断している。これらの区域における土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段として特別に国が補助することとされており、地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがあることから協議、同意が必要である。	〔再掲〕 6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 (大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。) 【本県における協議状況】 区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	都市計画法第23条第1項		国土交通省、農林水産省	兵庫県	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 これまで区域区分の経易な変更に関する都市計画を定める際には、都道府県が農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	・区域区分の経易な変更に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との連携は十分に確保することが可能である。 今回、大臣許可を要する農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に提案しており、国土交通大臣への同意協議を廃止することにより、都道府県において一体的処理が可能になる。
966	区域区分に関する都市計画決定に係る都府県間の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく(国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。))については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していたところである。 これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ		国土交通省	中国地方知事会	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	許認可を行う都道府県においても、当然、部局相互で調整を行うので、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。
209	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できるとする。	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が増えている。市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならぬこともあり、市が行いたい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。 【制度改正による効果】 人口減少が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性を持った用途地域設定などにより、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考えに基づいて、推進することができると考える。	都市計画法第19条第3項、第21条第2項		国土交通省	磐田市	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画について、都道府県知事は広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、協議を行う必要があり、地方分権委員会第3次勧告においても存置すべきとする結論が得られているものである。	—

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	区域区分に関する都市計画策定に当たっての農林水産大臣への協議を廃止するべきである。			C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都道府県の都市部局と農政担当部局との間で区域区分の設定に係る調整を前提とし、国の農業施策との調整を図る観点から農林水産大臣への協議は必要。	〔再掲〕 6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときに除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
966	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	区域区分に関する都市計画策定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあつては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連絡を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ、農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。	〔再掲〕 6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときに除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
209	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付けされていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
434	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不賛分)に係る都道府県協議の廃止	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。	【提案概要】 都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされている。 このたびの第4次一括法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にかかるとをを除いて、都市計画区域マスタープラン決定権限が指定都市に移譲されることとなった。 このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域マスタープランを定めることができる指定都市が、都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。 なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市においては都市計画道路等の計画段階において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに下協議1か月＋本協議3週間＝合計約2か月の期間を要している。 年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の経費、都市計画審議会などを実施しなければならない。 また、県との協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・法定図書に加えて参考資料(都市施設など)の変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。 さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。	都市計画法第19条3項		国土交通省	神戸市	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定都市を囲む市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うとされてきたところ。この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制・経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第2次分権一括法。)において、同意は廃止し、同意を要しない協議としたところであり、指定都市を含む市においては同意を要しない協議を引き続き存置すべき(地方分権委員会第3次勧告)においても存置すべきとする結論が得られているものである。)	回答に示されたとおり、これまでの地方分権の議論のなかで、市が決める都市計画について、県の同意を廃止し同意不要の協議となったことは、市として一定の事務の簡素化にはなっているが、この度さらなる地方分権として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限が政令市に移譲されたところである。 都市計画区域における都市計画の考え方の基本となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定主体となる政令市が、当該都市計画区域について定める都市計画においては、県協議を廃止したとしても、当然に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した計画とするものであり、その方向性を逸脱することはないと考える。 また、広域調整についても、これまで事前(計画案策定の段階)に関係市協議を行うことにより調整を図っており、問題ないものと考えられる。 そこで、今後より一層の都市計画手続きの迅速化、事務の効率化を図るため、一の指定都市の区域内の都市計画区域に係る都市計画決定について県協議の廃止を提案するものである。
253	開発審査会設置の主体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)	【制度改正の必要性】 現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、高岡市に移譲されているところ。 市街化調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第4条各号に定めのあるものであるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号により、都道府県知事が開発審議会(同法第78条)の議を経て、同法に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができない。すなわち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委ねなければならない状況となっている。 【制度改正の内容】 開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(事務処理特例条例)により、事務処理市町村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機関としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り計らうことができることとすることが望ましい。 現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどとして、適当と認められた希望する事務処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自らの責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直ししていただきたい。	【都市計画法】・第78条第1項 【開発許可制度運用方針】・II-3		国土交通省	高岡市	D 現行規定により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」)(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画(市街化調整区域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができること)としたこととあり、当該制度の活用を検討したい。	・現行制度の開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用の実際の当事者である市とは異なる。このため、都道府県と市の協議、連絡調整や審査会の手続等に時間と費用、工費土地等に係る事業の機会、市の地盤なまじつくりの視点からのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況である。 ・また、ご指摘のとおり、今般の都市再生特別措置法の改正により、市町村が立地適正化計画を作成し、都市計画(市街化調整区域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができる)とされているところであるが、今回の本市の提案は市街化調整区域での開発を適切かつ迅速に行いたいという趣旨のものであり、本制度を活用することには直結しないものと考えられる。 ・市内に立地する企業に事業拡張等のニーズがある場合に、立地の見直しを検討する必要があることも想定されるが、本提案の主たる目的は、今後の人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの方向性や先進のような企業のニーズを踏まえ、市街化調整区域においてかつて住居・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用し、企業立地の受け皿として活用することにより、市内企業の市外流出を防いだり、新たな企業誘致につなげていくことにある。 ・したがって、そのような開発許可事務の柔軟な運用の必要性を踏まえ、当該権限に関連する事項を審査する開発審査会機能を、条例により都市計画に係る許可事務の権限を握っている市町村に権限移譲することが適当である。
395	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第3条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。	【制度改正の必要性】 平成24年4月1日、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては引き続き、東京都に残されたままとなっている。 用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市の骨格に即して定める地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が用途地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関与することができない状況にある。特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応ができる等、より臨機に円滑な指定が可能となる。 【懸念に対する方策】 東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や都、関係自治体との協議により確保が可能である。 このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特段の問題が生じる恐れはないものと考えられる。 また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。 ※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」過去の議論に係る意見については、別紙に記載。 ※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所)：大手町・丸の内・有明町地区 ※東京都における「高層住居誘導地区」(2か所)：港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地区	都市計画法第87条の3第1項	別紙あり	国土交通省	特別区長会	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地が隣接していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の運用に際し、特別区において検討した結果提出しているものである。 「地域主権戦略大綱」では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革として基礎自治体へ権限委譲を進めるものとし、用途地域権限について基礎自治体への移譲が行われたものと認識している。 このような考えの基で、特別区のみ権限が存置された理由として、「相互に市街地が隣接している」としているが、市街地が市市区町村を超えて相互に連担する地域は、他の都市圏等にも言えることである。また、「広域調整の確保する必要がある」とは、基本的に現在の都市計画法において十分確保されていると考えるが、以上の区にまたがる変更は都決定とするなどの措置で対応できるのではない。 実際の支障としては、随時適切に行うべきとされる用途地域変更について、基礎自治体である区が地域の実情に合わせて行うべきところ、都の基準や方針などにより土地利用の変化に対して機動的に行っていない。特にこれまで市街地変化に対応して都で区で行ってきた用途地域の一斉見直しについて、都では行う予定がないとしており、地形地物の改変や土地利用の変化に対し区として適切な対応ができない状態である。 現状は、実務上の支障があることと併せて、地方分権の原則や都市計画法の趣旨を鑑みて適合性のあるものではない。あくまでも都の特例を残すのであれば、国として用途地域、地方分権の制度趣旨に基づき、その理由と見解を明確にすべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
434	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したもの。一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。	
253	開発審査会設置の主体の拡大	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにすべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付随する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付随との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付随するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	〔再掲〕 5 【国土交通省】 (1) 都市計画法(昭43法100) (ⅱ) 開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)292条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村(34条14号)に該当する開発行為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。
395	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	反対である。 市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。 地域に身近なまちづくりの権限は、既に相当。区市町村に委譲されている。その上で、広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも委譲するとなれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力が低下し、ひいては日本全体の国際競争力の失墜を招くことになりかねない。 以上より、首都東京の都市機能等を維持・向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため、東京における用途地域等の決定権限は委譲すべきではない。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
406	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特例において、都道府県との協議に縛られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。 ※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり	【制度改正の必要性】 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月に施行され、市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づき規制等と一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができるとされたが、東京都においては実績がない。 特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区が景観行政団体としての屋外広告物の規制に取り組むべきであり、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。 【現行制度で対応困難な理由】 条例制定に向けた正式な協議は行っていないものの、事前に東京都の考えを確認したところ、「首都景観は一体的に統制されるべきと考えている。また、地方都市と異なり街並みの連続性があるため、区境をこえた途端に屋外広告物の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考えている。過去に相談があった区にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。	屋外広告物法26条	別紙あり	国土交通省	特別区長会	○ 対応不可	屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するために、都道府県知事が協議するスキームとすることが適切である。	特別区においては、現在、「東京都屋外広告物条例」等に基づき、東京都と特別区で役割分担し、屋外広告物行政を行っている。その結果、様々な問題点や支障が生じている。 「1次回答」の中で懸念されている「二重行政の弊害」を回避し、かつ、現行制度で生じている様々な問題点や支障を解決するためには、現行の都と区の役割分担制を改め、屋外広告物行政について、中核市と同様の権限の委譲を受け、地域に密着した区が一元的に屋外広告物行政を担う必要がある。大型液晶ビジョンや広告宣伝車等様々な支障を解消し、地域にあった屋外広告物行政を行うためには、区が、屋外広告物行政と景観計画に基づく規制等を一元的に行うこと、景観行政と屋外広告物行政の統一の運用を図ることが、必要である。また、より実効性のある屋外広告物行政を行うためには、屋外広告物の直接規制や違反広告物対策に加え、屋外広告物業者に対する施策を講じること(営業停止命令等)が是非とも必要であると考えられるため、中核市と同様の権限の委譲を求める。
50	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主體的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。 このため、都市施設の位置、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要があるとき」に実施する旨の規程に改めるべき。	【現状】 おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。 【支障事例】 例えば、本県では、5年をかけて全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要している。 【求める措置内容】 「かみ」5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街地調整区域内の都市施設や土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が可能となるよう、調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能となるよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。	都市計画法第6条第1項		国土交通省	愛知県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行っていくことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現況および将来の見通しを的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされてもいるところ。このため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。 なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項目の削減等が行われているところ。	回答の主旨は理解できるが、調査項目の削減のみならず、調査対象とする地域や期間についても地域の実情に応じて選択が可能となるよう対応をお願いしたい。
93	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 都市計画運用指針において『都市計画の決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている』と、並びに区域区分や都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。 【支障事例】 新潟県の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利用に関する調査など調査がボリュームが大きい調査項目は、関係市町が実施しているが実態である。 人口調査など調査区分の設定は関係市町の案をもとに行われているが、調査途中における修正や変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠ける部分が生じたほか、調査区分による人口データやGIS対応の成果データとしたかったが、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叶わなかった事例がある。 【制度改正の効果】 指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。 【惑念に対する方策】 都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都市が相談し、調査項目やその仕様を決めておくことで、調査の統一性を保つことが可能と考える。 権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市に対する交付税措置で支援していただきたい。	都市計画法第6条、都市計画運用指針「Ⅲ-2運用に当たっての基本的考え方」2市町村の主体性と広域的な調査		国土交通省	新潟市	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要がある。都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の現況及び将来の見通しを、的確かつ統一的に把握する必要がある。 また、都市計画の決定・変更は、都市計画基準に従って行わなければならないが、基準の適用に当たっては、基礎調査の結果に基づいて行わなければならないとされている。(都市計画法第13条第1項19号) 都市計画区域マスタープランや区域区分の決定など都市計画決定にかかわる権限移譲が指定都市へ進んでおり、指定都市の役割は増している。それにも関わらず、基礎調査においては従来どおり都道府県が行うこととされており、指定都市が都市計画決定するに当たり必要と考える項目を盛り込んだ基礎調査を行おうとしても実施できず、支障をきたしている。したがって、指定都市の主体的な都市計画決定を実現させるために、当該都市計画立案の基となる基礎調査についても指定都市に移譲すべきである。 都市計画区域の指定・変更に必要な調査項目は、あらかじめ都道府県と指定都市が協議して決めておけばよく、都市計画によるまちづくりを主体的に行う指定都市に権限移譲した上で、都道府県の求めに応じ指定都市が調査結果を提供することで支障にはならないと考えられる。	都市計画基礎調査は都道府県による都市計画区域指定の前提のみならず、都市計画区域マスタープラン、区域区分、地域地区、都市施設など、あらゆる都市計画の決定・変更の基となる調査である。 また、都市計画の決定・変更は、都市計画基準に従って行わなければならないが、基準の適用に当たっては、基礎調査の結果に基づいて行わなければならないとされている。(都市計画法第13条第1項19号) 都市計画区域マスタープランや区域区分の決定など都市計画決定にかかわる権限移譲が指定都市へ進んでおり、指定都市の役割は増している。それにも関わらず、基礎調査においては従来どおり都道府県が行うこととされており、指定都市が都市計画決定するに当たり必要と考える項目を盛り込んだ基礎調査を行おうとしても実施できず、支障をきたしている。したがって、指定都市の主体的な都市計画決定を実現させるために、当該都市計画立案の基となる基礎調査についても指定都市に移譲すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
406	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	東京都は、複数の区市町村が一体となって都市圏域を形成しているため、街並みに連続性がある。区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考える。当該提案により、広域なく景観行政団体の条例制定が可能となることは、こうした首都東京の一体的な景観形成を妨げることとなるため、東京都としては当該提案については支障があると考ええる。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることや住民、屋外広告物業者等の予見可能性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。その上で、屋外広告物法第28条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲のある市町村である景観行政団体に対して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行うことが可能な制度としている。（屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部）	
50	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。なお、地方分権改革推進委員会第2次勧告ではメルクマール非該当とされている。			C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都道府県が県下統一に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を求めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。	
93	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	第4次一括法によって一の指定都市の区域内の都市計画に係る都市計画区域マスタープランの決定が指定都市に移譲されたことを踏まえ、一の指定都市の区域内の都市決定に係る都市計画基礎調査の権限は指定都市に移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定をはじめとする都市計画区域全体における都市計画の基礎となる調査であり、都道府県が広域の見地から区域内の都市の現況及び将来見通しを的確に把握するため、第一義的な責任をもって調査を行うとしつつ、関係市町村に対し必要な協力を求めることで適切に役割分担、情報共有をすることが適切である。市町村が実施する調査結果を活用するなど、調査がより効果的・効率的なものとなるよう、都道府県と市町村間で十分に協議・調整を図られたい。 なお、市町村が主体的な都市計画決定を進めていく上で、市町村が独自に調査して得られた結果を基に都市計画を策定することも可能であることから、市の主体的な都市計画決定を実現することができないとの指摘には当たらない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
598	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	【制度改正の内容】 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じて実施されるべきである。 【具体的な支障事例】 事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけた全都市計画区域の調査を行っており、5年間で7,300万円程度の調査費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。	都市計画法第6条第1項		国土交通省	京都府・徳島県	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要がある、都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の現況及び将来の見通しを、的確かつ統一に把握する必要がある。 また、人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行っていくことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現況および将来の見通しを的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされているところ。このため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。 なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査実施案の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項目の削減等が行われているところ。	都市計画基礎調査は、都市計画区域ごとを実施することとされているが、都市計画区域によっては1市町村でひとつの都市計区域を指定しているケースもあり、また、複数市町村による広域都市計画区域においても、実際の調査実施の過程において、必要な人口規模、市街地の面積や土地利用の状況について、国勢調査等、既存調査の結果を活用する際、各データは市町村単位で収集することとなる。 貴省の御意見では、都市計画基礎調査は都道府県が市町村を超えた広域的な見地から行う必要とのことであるが、実際は、必要に応じて市町村別のデータを統合し、広域的な調査結果を導いているものである。 都市的課題の解決に向け、都市計画基礎調査により区域の客観的なデータを得ることが必須であることには本府も異議はないが、社会情勢の変化が及ぼす都市的課題については、地域によってはその変化のスピードや状況が異なることから、一律に同一の間隔で調査を実施することが適切でない場合もあり、実施主体及び実施する間隔は地域の実情に応じた柔軟な取扱いを求める。
670	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置	【支障事例】 区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)に即して行わなければならない。 広域都市計画区域に属する本市(指定都市)が区域区分の変更を行うためには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものをベースに調整する必要がある。 制度上、法第15条の2の申出、法第18条の意見聴取、法第87条の協議により、指定都市の考えを大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。 【制度改正の必要性】 一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考えで「区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。 同じ指定都市であっても、都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域が単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。 【制度改正の内容】 一の指定都市の区域を一の都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の法整備を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限を全ての指定都市が有することになり、主体性が発揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。	都市計画法第5条、第6条の2、第15条、第87条の2		国土交通省	堺市	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていと承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえで指定されるものである。 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されることが、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることとされている。 都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。	都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域が単独都市計画区域)により、指定都市の間で権限の格差が生じている。 権限の格差を解消し、全ての指定都市で地方分権改革の目的を完遂するためには、当該措置を講じることが必要と考える。
713	地方公共団体が行う市街地調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。))については、行為目的により必要な開発審査会の議を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	【法改正による規制強化】 都市計画法第29条(43条)においては、綿引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。 【今後の機会】 今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局：県)を経る必要が生じるものとなるが、開催は3ヶ月毎を要としており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付随して、開発権者が許可受当と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していることも考えられる。 【制度改正の必要性】 市町村が強い意志をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピードある住民サービスの向上や大幅な事務量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限委譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。	都市計画法第29条及び43条		国土交通省	聖籠町	〇 対応不可	市町村が行う開発等行為について、民間等による開発等行為であれば許可を要することの均衡を図る観点等から、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」(平成18年5月15日公布)において、開発許可を要することとした。 但し、市町村については都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議が成立することをもって、許可があったものとみなされることとしているところ。	都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議においても、案件によっては開発審査会の議を要することとなり、相当な事務量が必要となることは、なんら変わらないものである。地方分権改革に関する提案募集の趣旨を勘案し、仮に「協議の成立」を必要にしても、市町村が行うことができる開発等の範囲を拡大する等、望むものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
598	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。			C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都道府県が県下統一的に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を求めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。	
670	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	都市計画区域は一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定されるべきものである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえで指定されるものであり、大阪府との間でよく協議・調整されたい。	
713	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、国土交通省から現行規定による対応が可能である旨の回答があることから、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、平成18年改正においては、生活圏の広域化が進むとともに、大規模な病院や市役所等の公共公益施設が市街化調整区域等の郊外部へ移転する事例が多数出現し、一部で無秩序な開発を誘引したことから、市町村が行う開発等行為について新たに開発許可の対象としたものである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
674	都市計画事業の認可権限に係る指定都市への移譲	現在指定都市が都道府県知事の認可を受けて施行することになっている都市計画事業の認可権限を指定都市に移譲	【具体的な支障事例】 都市計画法第61条において、「事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることから、都市計画と事業の認可は一体のものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建設局都市計画課)が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 【懸念に対する方策】 都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。なお、土地収用法の事業認定権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。 都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせて迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【法改正イメージ】 都市計画法第87条の2に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	都市計画法第59条		国土交通省	横浜市	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されることから、土地収用法の仕組みと整合性をとる必要がある。収用権付与については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要であることから、土地収用法においても、収用権を付与する事業の認定は都道府県知事が行っているところである。	都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収用に対する公平性・公正性・透明性を確保できると考える。
83	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 (仮称)大和田・三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。 本地区は、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業誘致や想定地割込みを行っている。 しかし、設計概要の認可が遅れ、結果として事業に遅れが生じた場合、進出企業の撤退等を誘因するとともに、関係地権者の意欲低下につながる可能性がある。 このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が遅やかに行われる必要がある。 なお、地方公共団体施行の土地区画整理事業において、スピード感を持って事業を推進していく潜在的ニーズは高いと推察される。 以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲願うものである。 【過去の議論を踏まえた検討】 設計の概要については、省令第9条において、詳細な技術基準が定められており、これに基づけば、適合の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、既に市に認可の権限が移譲されており、市は省令第9条等に基づいて審査し、認可事務を行っている。 また、事業計画については、設計の概要を含め公衆の縦覧に供し(法第55条第1項)、利害関係者は意見書を提出することができ(同条第2項)、当該意見書については都市計画審議会に付議しなければならない(同条第3項)こととなっており、利害関係者の意見や専門家等第三者の判断を考慮する制度が確立されているため、市が独断で定めるものではない。	土地区画整理法第52条第1項	別紙あり	国土交通省	新座市	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては「土地区画整理事業は、その事業の性質から関係権利者の権利に強い制限をかけるものであり、事業の施行については、慎重な判断をすべきものである。そのため、土地区画整理事業の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することを必要としているところ。従って、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事が行うこととすべきであり、都道府県知事による認可を廃止することは困難である。」としているところである。	
405	区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲	市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事に協議をしなければならない(特別区を含む)」と都市再開発法に定められているが、市町村が決定をした市街地再開発事業においては、市町村施行を除き、市町村は都道府県知事に協議をしようとする市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。	【制度改正の必要性】 都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同ビル建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい区市町村が認可事務処理することが望ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされた。 【制度改正の効果等】 権限移譲がされた場合の効果として、「地元市町村からの經由事務が不要となる。地権者の合意形成状況を的確に把握できる。地元市町村からの意見聴取が不要となる。公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。過小床基準を速やかに判断できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。」といった事務処理が効率化されることが見込まれる。 また、特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区役ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことから可能である。 ※その他(特記事項)のとおりに「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。	都市再開発法第7条の9、第11条	別紙あり	国土交通省	特別区長会	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては「都道府県知事が処理している個人施行者又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同事業に対する措置命令及び監督(7条の9第1項、11条1項から3項、50条の2第1項、72条1項、124条3項、124条の2、125条、125条の2)については、指定都市へ移譲する。」としているところである。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 また、特別区における再開発事例は、その他市町村に比して多くの蓄積がある。については、左記の過去の結論にある指定都市に特別区を付け加えられたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
674	都市計画事業の認可 権限に係る指定都市 への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都市 計画事業の認可権限については、都市計画決定権者 に移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不 可	都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されること から、土地収用法の仕組みと整合性をとる必要がある。収用権付与については は、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正 性を確保することが必要であることから、土地収用法においても、収用権を付 与する事業の認定は都道府県知事が行っているところである。	
83	市施行土地区画整理 事業の認可権限の市 への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、市施 行土地区画整理事業の認可権限については、土地区 画整理事業に係る都市計画決定権者(50ha以下は市 町村、50ha超は都道府県)に移譲するべきである。	【全国市長会】 手挙げ方式による移譲について、提案団体の意見を 十分に尊重されたい。		C 対応不 可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いた だいたものと考えている。	
405	区市町村施行を除く 区市町村が決定した 市街地再開発事業に 係る認可権限の区市 町村への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、 個人施行に係る第一種市街地再開発事業の施行の 認可は都道府県又は指定都市の権限とするべきであ る。	【全国市長会】 指定都市に移譲している実績があることから、手挙げ 方式による移譲について、提案団体の意見を十分に 尊重されたい。		C 対応不 可	個人・再開発会社による事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立認 可等の事務を適切に遂行するためには、実際に認可等の業務に携わり、習 熟することが必要であり、地域の発意や地域における再開発事業の事例の蓄 積のみをもって権限を移譲することは適切ではない。 個人・再開発会社による事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立認 可等については、私人の財産権に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑 な施行の担保と私人の財産権の制限との比較考量や技術的な審査を慎重か つ適切に行える体制・能力が必要不可欠である。このような観点を踏まえ、検 討が行われた結果、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年 3月12日閣議決定)において、指定都市への権限移譲が妥当であると結論づ けられたところ。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
48	埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付についても迅速に対応する必要がある。公有水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止すべき。	【制度改正の必要性】 公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第19条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が用途変更に係る許可をするときに、それぞれ国土交通大臣に協議することが定められている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化して上、経営判断が迅速化しているため、一刻も早い許可を求められている。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、期間の短縮化が図られその企業ニーズに応えることができ、なおかつ埋立地を有効に活用をしていくことができる。 【事件変更(現行制度の支障事例)】 企業との交渉端緒において、通常の契約行為に要する期間とは別に、4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)が必要であることを説明すると、調達コストの見直し・出店計画など経営判断に時間を要することになり、進出をためらう要因となっている。標準ガイドラインのお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能とされているが、企業のリスク管理としては4か月を見込む必要がある。 また、外資系企業の進出事例が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付けた契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別判断が必要な事例もある。	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項		国土交通省	愛知県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	国土交通大臣の協議については、企業のニーズや地域の実情に合わせた有効活用推進に対して速やかな対応が可能となるよう、更なる迅速化への改善をお願いしたい。
215	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止	公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしている場合は不要とする。	公有水面埋立の免許申請を都道府県知事に行った場合、埋立面積50ha超等の国土交通大臣の認可を要する許可に当たっては、埋立の申請に係る「公有水面埋立免許願書」(法第2条関係)の添付図書において、当該願書中「3 埋立地の用途」の概要(権利移転の予定を含む)が判明する資料を添付しており、分譲埋立てとして権利移転を含めて認可を待たなくても、実際の権利移転の際に国土交通大臣の協議が必要とされており、事務処理が2重となっている。このため、免許の出願内容と併りに権利移転する場合については、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。	公有水面埋立法第27条第3項		国土交通省	福島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	<回答> 本提案は、通知を受けたうえで更なる措置の提案である。 国から認可を受けた埋立免許の処分計画書の内容に基づいて埋立地の処分を行うのであれば、埋立地の適正な利用について国の確認は受けており、その場合の埋立地の処分に係る大臣協議については、事務処理が2重となるものであるため不要としていただきたい。
803	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。	【支障事例】 港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の国の認可を要する埋立ての場合は、埋立に関する工事竣功の告示日より起算し10年以内は国土交通大臣への協議が必要とされている。 当該協議に係る審査内容は、処分価格、処分相手方の選考方法、用途等で、都道府県が行う許可基準と同じであって重複が生じている。この審査には事前協議を開始してから約2〜3ヶ月の期間を要しており、迅速な事務処理を行ううえで支障が生じている。 【制度改正の必要性】 港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な利活用の観点から、国土交通大臣への協議を廃止することにより、用地の売却・貸付、用途変更について迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項		国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	・国土交通大臣協議を要しない、一定規模以下の地方港湾に係る埋立地等の権利移転、用途変更等の手続きについては、従来から港湾管理者が適切に行なっている。さらに、国土交通大臣協議を要する手続きにおいても、その審査内容は処分価格、処分相手方の選考方法、用途の適合等であり、都道府県が行なう許可基準と同じである。 ・港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する同協議には、事前協議から約2〜3か月の期間を要しており、早期に進出を希望する民間企業等のニーズに対して迅速に対応できていない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
48	埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっては、国土交通大臣への協議は廃止するべきである。			C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 ○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。 ○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、環境認可後公募手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。	
215	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっては、国土交通大臣への協議は廃止するべきである。			C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 ○ 免許に係る認可時は、埋立の実施の可否を判断するため、埋立が国土利用上適正かつ合理的であること、埋立地の用途が法定計画に违背しないこと、埋立地の処分方法や予定対価が適正であること等を、願書や処分計画書等の添付図書により確認している。一方、処分等の許可に係る協議時は、埋立造成後に免許どおりの土地利用・処分がなされるよう担保するため、実際の処分方法や対価等を確認しており、免許出願時と手続が重複するものではない。 ○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。 ○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、環境認可後公募手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。	
803	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっては、国土交通大臣への協議は廃止するべきである。			C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 ○ 公有水面の埋立ては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから、公有水面埋立法においては、公有水面は、国の所有に属するものと位置づけ、より慎重な取扱いを要する一定の埋立免許については、国の認可にからしめられているところであり、環境認可後においても、その土地利用・処分適正さを担保するため、国が協議を受け、確認を行うことが必要である。 ○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。 ○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、環境認可後公募手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分することが可能となるので、活用を検討されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
49	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特例措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を告示し、処分制限期間を短縮するときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならないとされている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化して上り、経営判断が迅速化している。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、その企業ニーズに応え、埋立地を有効に利活用をしていくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 標準ガイドラインによると4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)を要することされており、なお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能と記載されているものの、低未利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する迅速かつ柔軟な対応を行うためには、判断材料を欲する企業に対して時機を造る原因となる。	港湾法第58条第3項		国土交通省	愛知県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直し)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出てされており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	国土交通大臣の協議については、地域の実情に合わせた有効利活用推進に対して速やかな対応が可能となるよう、更なる迅速化への改善をお願いしたい。
408	生産緑地指定下限面積の廃止	生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。	本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。 大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営農者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営農者が生産緑地の指定を望んでも500㎡の指定下限面積があるので指定が進まない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。 これらの実情を踏まえて、都市農地が地域環境に安らぎと潤いを醸成し快適な都市社会の形成に寄与している事実に鑑み、営農者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。 なお、営農者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持つて営農に臨進できる環境を整備でき、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上にもつながることが期待される。	生産緑地法第3条第1項		国土交通省	特別区長会	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当事者としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 現在、特別区に存する生産緑地は、都市化された市街地において、小規模といえども都市農地としての防災機能、食糧物供給機能を十分に果たしてきたところである。 特に、密集地においては延焼防止、一時避難場所の確保など防災上重要な役割を果たしている。また、農業経営者と生産緑地が集積している地域では、面積300㎡程度の小面積であっても農地の持つ緑地としての機能は発揮される。 また、特に地価の高い都市部においては、固定資産税や相続税、贈与税は農業経営にとって大きな負担となる。営農を続けてきた農地が下限面積未達であるが故に生産緑地に指定されず、税の優遇を受けられなため、転用・売却せざるを得ない事例がある。更には、生産緑地に下限面積要件があるが故に、①複数の所有者の農地が一体となって指定されている場合に、一部所有者の相続発生に伴う転用等により全体で下限面積を下回る。②生産緑地の一部が用地買収されて下限面積を下回る。などによっても解除されてしまう。また、そうした農地について相続税等の納税猶予を受けていれば、農地所有者は納税猶予を打ち切られる(期限の確定)だけでなく、利子税も負担することがある。 以上のことから、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。
827	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	【現行】 現行制度においては、面積の一団が500㎡以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ることとなっている。 【支障事例】 複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。 また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要であるにもかかわらず、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ない。 一方、後継者がやむを得ず農業は行えないもの農地として継続させたい意思があり、市町・JA等が開設する市民農園など農地を賃し出した場合は、相続税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。 このように、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利子税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少に一層の拍車がかかることになってしまふ。 【提案内容】 そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を貫する場合、についても生産緑地地区の面積要件及び解除要件を緩和すべきである。また、公共事業用地として収用された場合にも、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。	生産緑地法第3条		国土交通省	兵庫県	○ 対応不可	本提案のうち面積要件については、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当事者としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。 また、農業用施設用地の相続や生産緑地の買賃は、生産緑地地区の指定の解除とは関わりがない。	国の示している最低限度(500㎡)については、作物の種類や農地の形状等による生産緑地について考慮されたものではなく、合理的な根拠はない。 ・生産緑地には、内水氾濫防止やヒートアイランド対策といった多面的効果が期待されていることから、その減少を防ぐことが必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
49	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	公有水面埋立に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべきである。			C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・特付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 ○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は柔軟に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。	
408	生産緑地指定下限面積の廃止	・生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。	【全国市長会】 法2条の2の地方公共団体の責務を全うし、都市における農地の緑地等としての機能が発揮されるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の特付けを廃止することは困難である。 なお、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、市町村において設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。	
827	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	・生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。	【全国市長会】 法2条の2の地方公共団体の責務を全うし、都市における農地の緑地等としての機能が発揮されるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として、樹木保存法における樹木の集団の指定面積や農地の所有形態・取引慣行等を踏まえ、500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の特付けを廃止することは困難である。 なお、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、市町村において設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
513	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置付け、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲するべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、移譲により、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。	雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(確認)、第10条(4)(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(基本手当の減額)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)		国土交通省	神奈川県	○ 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は船員の求職活動を確認して行うものであり、船員職業紹介と密接不可分であるため、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下のとおり。 ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ(※)、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府官事保険として運営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の遅延の恐れがあることから不適切である。 ※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。 ③ さらに、雇用保険は、仕事を捜す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の遅延が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両者を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせることで実施することが先進国の国際標準である。 ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱う船員職業紹介所で行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。	雇用保険を都道府県で分割することは考えておらず、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行すれば、全国統一性が確保でき、給付の遅延の恐れがあるとの指摘は当たらない。なお、生活保護や介護保険など地方の担っている全国統一の事務は多い。こうしたことから、ハローワークの移管と併せて、雇用保険関係事務を都道府県に移譲し、利用者の利便性を高めるべきである。
512	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲	船員の職業紹介に係る事務(求職申込の受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。	職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の船員の住所地である身近な場所で職業紹介を行うようにすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)一貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。なお、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる、全国一斉の雇用対策が講じられなくなる、ILO条約を守ることができなくなる、という点については、全国知事会が作成した「ハローワークは地方移管でどう変わる」(別添参照)により、解決できるものと考えられる。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に密に接点を持っており、よりきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能である。	船員職業安定法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17・18条(紹介)、第20条(求人求職の開拓等)		国土交通省	神奈川県	○ 対応不可	船員の職業紹介は、海上輸送を担う優秀な船員の安定的確保を図るために不可欠な事務である。また、当該業務は、求職者の住所、求人者の住所、就業場所が船舶が航行又は操業する海域及び出入港する地域という広域にまたがることから都道府県・地域ブロック単位ではなく(国が広域的・一元的に実施する必要があり、かつ、海上労働の特殊性から他の海事行政(免許その他の資格、職務その他の労働条件、労働基準、産業等)と一体的に実施する必要があることから、地方公共団体へ移管することは合理的でないため、適当ではない。	各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連絡調整の実績があるため、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、広域的な統一性は確保できる。 また、海上労働の特殊性があることをもって、国が広域的・一元的に実施しなければならないとの理由はない。
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなど)ことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表、助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
513	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務の一部を都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の差給の恐れがあることから非合理的であり合理的ではない。 また、雇用保険の給付には失業認定を必要としているが、これは失業状態(労働の意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状態)にあることを確認する業務であり、保険事故である「失業」が現に発生しているかどうかの判断は、極めて裁量的であり、業務の適正性の観点から保険財政の責任を負う保険者の責任で実施すべきものであり、地方自治体への移管・委託は困難である。また、失業者には、職業紹介及び再就職のための訓練等が必要であり、国がこれらを一元的に実施する必要がある。	
512	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	求人者(船舶所有者等の船員を求人する者)においては、船員として乗り継ませようとする船舶の種類及び職種に応じ、受有する海技資格及び当該船舶における経験等を求めることから、その求人条件は、ピンポイントでかつ限定的である。他方、船員の勤務場所は海上で航行する船舶であることから、船員の住所・居所に拘束することなく、また、求人者の住所・所在地を超え全国的・広域的に求人する特色がある。求職者についても住所・居所に関わりなく、自己の保有する海技資格及び海上実態に合致し、かつ、より良い労働条件で雇用されることを選好する特色にある。一般的に船員職業紹介事務においては、求人者及び求職者のマッチングを適宜適切に実施することが重要であり、住所と勤務地に根ざす地域性はマッチングに拘束されない。つまり、海技資格制度、海上運送法その他の業法で事業所を所管する国が、海事行政の一貫性をもってこれを運営することが合理的であり、効果が高い。また、船員職業紹介事務と雇用保険事務については、一体的に実施することで、就労機会を創造・確保するセーフティネットとしての役割を果たしているため、いずれかの機能の一部を切り替えることは、非合理的であり合理的ではない。 ※理由については、整理番号513も参照された。 他方、若年層に対する海事思想の普及を図り、海への関心を高め、船員志望者の拡大を図るといった観点からは、都道府県の協力が不可欠であり、とりわけ、中・高校生に対する周知啓蒙活動を一層推進するための連携を要請したい所存。 これに加え、都道府県の学校等が行う無料の船員職業紹介事業については、国として出来る協力をしたい所存。	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他の食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食料の製造等の過程において生ずる食品残さの大量に排出が、資源として有効利用できなくなるとともに、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一した観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。 食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物を食品と見做せる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。 また、食品リサイクル法を促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは数値化する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効果的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要であるから、取付けに必要とされる廃棄物処理法上の要件を柔軟にすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくなるという考えに基づいたものである。 したがって、本法は、主務に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理等や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・協働によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造・流通・消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の業務の履行に支障にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には周法に基づき制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 従い、権限を移譲した場合の取組上の問題点については別紙に示す所である。	4【国土交通省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた法的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方運輸局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自自治、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事等の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収への指導、助言、事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、会同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条		経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	○ 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域適合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守するための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却処理といった状況を生み、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業等に対して取組を促していくべきとの考えがあったことと、 また、食品/サケルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の枠を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村に必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づいたものである。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の事情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の取扱いについて把握し、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。これらの食品/サケル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかわらず、監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。	【再掲】 4【国土交通省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合 は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守するための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。 法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却処理といった状況を生み、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業等に対して取組を促していくべきとの考えがあったことと、 また、食品/サケルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の枠を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村に必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づいたものである。 したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の事情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の取扱いについて把握し、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。これらの食品/サケル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかわらず、監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。	【再掲】 4【国土交通省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	(1)資源の有効な利用の促進に関する法律の理念 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号、以下「法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。 具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者として取り組むべき事項を主務省令「判断の基準となるべき事項」として定めており、住民に最も身近な市町村において地域の事情に応じて適正に処理する産業廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製造及び製品は一地域で完結するものではない)で発生廃棄物の取扱いを目的としたものであり、製造事業者等における義務の履行状況にかかわらず、監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとは、おおよそ法の想定するところではないと考えられる。 (2)貴県の意見について(別紙に記載) (3)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。 (別紙あり)	4【国土交通省】 (4)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管)【再掲】 特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進、「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みにより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場、事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	○ 対応不可	平成25年11月22日付けで、全国知事会から内閣府地方分権改革推進室に対して、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されている。	昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できると考える。
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	当該業務は、県(一都市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該業務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政府が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。 なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を考える観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各県点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条		国土交通省、経済産業省、農林水産省	神奈川県	○ 対応不可	1. 国際競争力強化に資する基幹的な物流ネットワークの形成を重点的に図っていくことは、国際的・全国的な見地から実現していく必要がある。国によって実施されることが適切である。日本再興戦略改訂2014においても、我が国産業等の国際競争力強化を図るため、交通政策基本法に基づき、国際陸上輸送網と全国的な国内交通網とを結節する戦略の強化等を要するとは、政策上より優先的に取り組むこととしている。 2. 流通業務総合効率化事業は、我が国の国際競争力の強化等を目的として、事業の核となる流通業務施設を社会資本の近郊に整備し、輸送、保管等の流通業務の総合的かつ効率的な実施により、物流全体のネットワークの改善、国内の物流コストの削減やロードタイムの短縮を実現していくための事業であるため、当該施設が存在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要がある。総合効率化計画の認定は国が行うことが適切である。 3. また、流通業務総合効率化事業は、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に実施する事業であり、これらの作業を実施に担う物流事業者が主体となって実施する事業であるため、過渡期や過渡期後の整備を含め、これらの事業が適切に行われているかについても合わせて確認をしている。そのため、各輸送モードに係る行政を所管する国土交通省で総合効率化計画の認定を行うことが合理的であり、また、効率的である。 4. さらに、上記のとおり、流通業務総合効率化事業は、輸送、保管等の流通業務を総合的に効率化する事業であるため、モーダルシフト、トラック輸送の効率化、荷主から物流を一貫して駆け回すサービスである3PL事業※の導入等の各輸送モード及びモードを超えた地産地消の一体的に推進する必要がある。そのため、物流事業全般に係る施策を所管している国土交通省において実施することが適切である。 ※ 3PL事業：荷主に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築について包括的に受託し、実行すること 5. 上記のように国際として行っている流通業務総合効率化事業を推進していくために、国では、総合効率化計画の認定を要件として、貨物自動車運送事業等の事業許可等があったのみならず、特定流通業務施設を対象として民営の整備を推進しているところである。 6. なお、この指摘のあった都道府県等が行う農地転用の許可事務や開発行為の許可事務は、特定流通業務施設を確保する際、農地法や都市計画法の観点から適合性を確認するものであり、特定流通業務施設に限らず、一般的に土地利用の変更を行う際には必ず許可を受けなければならないものである。また、物流総合効率化法の認定に当たっては、あらかじめ、都道府県知事の見解を聴くこととされており、十分な調整を図りながら認定を行うこととされているため、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。	物流ネットワーク形成を図るため、有効な施策を推進していただきたいが、提案した「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等当該業務は、県(一都市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 また、企業誘致、中小企業への各種支援等により生産者と結びつきがあり、かつ、道路などの社会資本の整備状況に精通している都道府県が計画の認定を担うことで、生産拠点の状況を踏まえた輸送・保管等の流通業務を総合的かつ効率的に判断し、物流全体のネットワークの改善を図ることが可能となると考える。特定流通業務施設に関連する施設が複数都道府県にまたがる場合は、当該都道府県間で連携を取ることで、国際的・全国的な見地の欠如の懸念を払拭できると考える。 総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する責の権限等に成り、国(国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)または都道府県が行うことになっており、申請者にとっては煩雑な制度となっている。 この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国(三主務大臣)の所管分全てについて同時に行う必要があると考える。
18	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	用途地域等の制限緩和とする場合、現状国の承認が必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について国への報告とすることで、市の土地利用を有効活用できるようにする。	【制度改正の必要性】市内において特別用途地区の手法を活用し、土地を有効に活用していきたいと考えている。 狛江市の玄関口である狛江駅北口は、再開発事業により駅前広場など整備されているが、南口については基盤の整備も進んでいない。 狛江駅の再開発事業を機として、様々な手法が考えられる。都市計画事業として開発を行うことも一つであるが、住民発意による地区計画の設定や特別用途地区を設定し商店街呼び込み、狛江独自のまちづくりを推進することでもできると考えている。 【制度改正の内容】建築基準法第49条第2項の国土交通大臣の承認を規制緩和をしていただき報告とすることで、手続きの時間を短縮し、地元住民との調整なども市民との協働の時間に活用したい。	建築基準法第49条第2項 都市計画法第8条		国土交通省	狛江市	○ 対応不可	本規定は、特別用途地区の区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で用途制限を緩和することができることとした規定である。用途制限は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはならない。	都市計画施設等の区域内における建築等の規制(都市計画法第53条)の許可や用途指定の変更等、都における権限が基礎自治体への権限移譲の具体的措置として平成24年4月1日から地方公共団体に移譲されている。また、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について平成25年9月13日付けで地方分権改革推進本部において決定されている。権限移譲は今後進めていこうと考えている。 地域の自主性及び自立性を高める良好なまちづくりを推進するためには、面的な指定を行う用途地域指定では解決できない実態が多く存在しており、現状では地区計画により解決を図る手直しが必要でない。しかし、地区計画の指定については時間をかけた議論を行う必要がある。有効な解決手段として機能していない。このため、地方公共団体が地域独自のまちづくりを推進するためにも、権限移譲や照会、報告等手続きの簡素化を行なうことで、合理化を図っていければと考え、提案するものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの、	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。 2. 国は省エネ法の目的にあるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するため、『事業者全体の状況』と『個々の事業者の状況』の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。 3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上での事務を実施することが不可能となる。 4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率のかつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体毎に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。 5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に問わず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。 6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。	4 【国土交通省】 (3)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	1. ご指摘のあった都道府県等が行う農地転用の許可事務や開発行為の許可事務については、繰り返しになるが、特定流通業務施設に限らず、一般的に土地利用の変更を行う際には必ず許可を受けなければならないものであり、かつ、物流総合効率化法の認定に当たっては、あらかじめ、都道府県知事の見解を聴くこととされており、十分な調整を図りながら認定を行うこととされているため、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。今後とも、総合効率化事業の認定に当たっては、貴県を含む都道府県と十分に調整を図るよう努めて参りたい。 2. なお、総合効率化計画の認定の提出にあたっては、総合効率化事業の区分に応じて政令で規定されており、貨物流通事業者であれば国土交通大臣に提出することとなるが、これは、実施しようとする総合効率化計画が、物流関係事業の許認可に係る事務との一体的処理等を行う必要があるからである。 総合効率化事業は、法施行から平成25年度末までに222件の認定があるが、ほぼ全ての総合効率化計画において貨物流通事業者が主体的に実施しており、今後物流効率化を主体的に実施するのは貨物流通事業者となる傾向は変わらないと見込まれるため、国土交通省に認定の申請を行えばよいことになっていることから、申請者によって煩雑なものとはなっていない。	
18	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に従い、法律で用途を限定的に列挙している。 また、用途規制は市街地の環境を保全するためのもっとも基本的な制限であり、特にその特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聴取することが義務づけられている。 このような用途規制の条例による緩和は、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、国の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	6 【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (46)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(88条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
786-1	建築基準法における 特別用途地区等内の 建築物に係る市町村 等条例による制限緩和 の際の承認権限の 都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項 中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第5項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっては都道府県との協議(町村においては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	建築基準法第49条第2項、第68条の2第5項		国土交通省	兵庫県 【共同提案】 徳島県	〇 対応不可	(第49条第2項関係) 本規定は、特別用途地区の区域内の用途制限について、用途地域における用途制限を補充し、当該区域の特性に相応しい土地利用の増進等の目的を達成するために必要と認めるときは、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で定め、最低基準である用途地域の用途制限を緩和することができることとした規定であるところ、用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまないとして示しているところ。	・特定行政庁でもある都道府県においては、用途規制が始まって以来、その運用及び例外許可(建築基準法第48条各項許可)を積み重ねるとともに、用途地域の変更等にあたって、都市計画行政と建築行政との緊密な連絡調整を図ってきたところである。 ・制限の緩和について、当該用途地域の指定の目的に背離しない範囲であること、緩和に伴う環境悪化や利便性の低下を招かないこと等、地域事情を熟知した都道府県においてこそ、より適切な判断が可能である。
786-2	建築基準法における 特別用途地区等内の 建築物に係る市町村 等条例による制限緩和 の際の承認権限の 都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第6項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっては都道府県との協議(町村においては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	建築基準法第49条第2項、第68条の2第6項		国土交通省	兵庫県 【共同提案】 徳島県	〇 対応不可	(第68条の2第5項関係) 本提案は、すでに過去の議論(平成20年の第2次勧告の議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、本規定は、地区計画の区域内の用途制限について、用途地域における用途制限を補充し、当該区域の特性に相応しい土地利用の増進等の目的を達成するために必要と認めるときは、国土交通大臣の承認を得て、条例で定め、最低基準である用途地域の用途制限を緩和することができることとした規定であるところ、用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまないとして示しているところ。	・特定行政庁でもある都道府県においては、用途規制が始まって以来、その運用及び例外許可(建築基準法第48条各項許可)を積み重ねるとともに、用途地域の変更等にあたって、都市計画行政と建築行政との緊密な連絡調整を図ってきたところである。 ・制限の緩和について、当該用途地域の指定の目的に背離しない範囲であること、緩和に伴う環境悪化や利便性の低下を招かないこと等、地域事情を熟知した都道府県においてこそ、より適切な判断が可能である。
787	建築基準法における 伝統的建造物群保存 地区内の建築物等に 係る市町村条例による 制限緩和の際の承認 権限の都道府県への 移譲	市町村の条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっては都道府県との協議(町村においては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第3条1項各号の法の適用除外等については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。 また、景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和についても、伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和と同様の手続であることから、都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。	建築基準法第85条の2、第85条の3		国土交通省	兵庫県 大阪府、徳島県	〇 対応不可	建築基準法第85条の3の規定により、伝統的建造物群保存地区内においては、伝統的建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している伝統的建造物以外の建築物を含む周囲の環境を対象として、市町村の条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合は、国土交通大臣の承認を得て、条例で建築物に係る制限の緩和を行うことができる。 一方、建築基準法第3条第1項の規定は、国宝、重要文化財等として個別に指定又は認定された建築物単体について建築基準法を一律適用除外としているものである。 これらを踏まえ、法第3条第1項の規定が個別の建築物を対象とするのに対して、法第85条の3の規定では、本来は建築基準法を遵守すべき伝統的建造物以外の建築物や新たに建築する建築物を含めて、例外的に制限を緩和するものであり、緩和の対象となる建築物の性質が異なることから一概に比較はできないと考える。 また、緩和の対象となる制限は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものである。その制限の緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまないと考える。 なお、伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和措置は、伝統的建造物群を構成する建築物が、法の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等以上の環境を確保することをもって認められるものでなく、伝統的建造物群の保護の必要性から認められたものであるため、適用除外の事項、緩和の程度を伝統的建造物群保存のため必要とされる最小限のものに限るべきであることを申し添える。	・古民家等の歴史的建築物の保存活用を推進することとして、防火避難・構造安全性の確保に関する事項について建築審査会の包括同意基準化が示唆されるなど、一層指定を行っていくこととされ、都道府県において、多様な建築物を対象とした法の適用除外が可能となつたところである。 ・伝統的建造物群保存地区内の建築物に係る規制の一部緩和にあつても、法の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等の環境確保をより考慮したうえで、地域の実情を熟知した都道府県においてこそ、国よりも適切な判断が可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
786-1	建築基準法における 特別用途地区等内の 建築物に係る市町村 等条例による制限緩和の 際の承認権限の都道府県への移譲	特別用途地区、地区計画は市町村が都道府県と協議をして決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に従い、法律で用途を限定的に列挙している。 また、用途規制は市街地の環境を保全するためのもっとも基本的な制限であり、特にその特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聴取することが義務づけられている。 このような用途規制の条例による緩和は、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、国の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	【再掲】 6【国土交通省】 (1) 建築基準法（昭25法201） (vii) 以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和（49条2項） ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和（68条の2第5項） ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和（85条の3）
786-2	建築基準法における 特別用途地区等内の 建築物に係る市町村 等条例による制限緩和の 際の承認権限の都道府県への移譲	特別用途地区、地区計画は市町村が都道府県と協議をして決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に従い、法律で用途を限定的に列挙している。 また、用途規制は市街地の環境を保全するためのもっとも基本的な制限であり、特にその特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聴取することが義務づけられている。 このような用途規制の条例による緩和は、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、国の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	【再掲】 6【国土交通省】 (1) 建築基準法（昭25法201） (vii) 以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和（49条2項） ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和（68条の2第5項） ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和（85条の3）
787	建築基準法における 伝統的建造物群保存 地区内の建築物等による 市町村条例による 制限緩和の際の承認 権限の都道府県への 移譲	伝統的建造物群保存地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は市町村において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止すべきである。			C 対応不可	緩和の対象となる制限は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものである。 伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和措置は、伝統的建造物群を構成する建築物が、法の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等以上の環境を確保することをもって認められるものではなく、伝統的建造物群の保護の必要性から認められたものであるため、適用除外の条項、緩和の程度を伝統的建造物群保存のため必要とされる最小限のものに据えるべきであるとともに、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、防火規制等による建築物の安全性を担保できなくなるおそれがあるため、国の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	【再掲】 6【国土交通省】 (1) 建築基準法（昭25法201） (vii) 以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和（49条2項） ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和（68条の2第5項） ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和（85条の3）

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府県庁	提案団体	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
788	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な避難や構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	超高層建築物や大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火避難性能の確保において、建築物ごとに構造方法を「国土交通大臣」が認定する仕組みを「都道府県知事」の認定に改めること。	【現行】建築基準法に定めていない特殊な建築材料や構造方法などの認定(構造方法等の認定)については、国土交通大臣はその性能を評価し、その結果に基づき審査することとされており、その審査に必要な評価を指定性能評価機関に行わせている。 【支障事例】例えば、兵庫県立芸術文化センター建設時において、大規模な空間を確保するため、法の認定が必要な避難安全検証法に基づく設計としたため、国への認定手続きに時間を要した。 【移譲による効果】認定対象となる構造方法等のうち、「超高層建築物等」、「避難安全検証」、「耐火性能検証」は、①建築物等ごとの個別検証となること、②民間の性能評価機関において性能評価の実務が行われていることから、都道府県知事の認定とすることが可能で、かつ認定に要する期間の短縮を図ることができる。 ＜認定対象となる構造方法等のうち、移譲を求めるもの＞ ・超高層建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号) ・耐火性能検証等の認定(建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項) ・避難安全検証の認定(第129条の2第1項及び第129条の2の2第1項) ・煙突の認定(構造耐力)(第139条第1項第3号及び第4号口) ・鉄筋コンクリート造の柱等の認定(構造耐力)(第140条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口) ・広告塔又は高架水槽等の認定(構造耐力)(第141条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口) ・乗用エレベーター又はエスカレーターの認定(構造耐力)(第143条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号口) ・遊戯施設の認定(構造耐力)(第144条第1項第1号口及びハ(2))	建築基準法第20条第1号、第68条の26、同施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2の2第1項、第139条第1項第3号及び第4号口(令第140条第2項、令第141条第2項、令第143条第2項、において準用するものを含む。)、第144条第1項第1号口及びハ(2)		国土交通省	兵庫県	〇 対応不可	構造方法等の認定は、申請ごとに異なる内容の構造方法等について個々に審査し、認定するものであるが、申請される構造方法等の内容は多岐にわたり、かつ、高度な検証が必要であるため、認定の判断を行う主体が異なる場合、同一又は類似の構造方法等であっても審査結果が異なる場合が生じ得ると考えられる。 具体的には、構造方法等の認定に当たっては、高度な検証による性能評価を実施した上でこれに基づき審査をすることとされており、大臣は、性能評価機関を指定してこれを行わせているところであるが、都道府県知事が性能評価機関を指定して性能評価を実施させ、これに基づき審査・認定を行う場合、試験方法等の高度な検証の実施方法や評価基準について都道府県ごとに差異が生じ、結果的に認定に差異が生じることが想定される。 建築基準法は、全国一律に適用される建築物に関する最低の基準を定めるものであり、国民の生命・財産等の保護を図る観点から、国土交通大臣が全国統一的に認定を行うことが必要であり、権限委譲は認めべきではない。	・今回の提案は、構造方法等の認定に係る性能評価機関の指定権限の移譲を求めるものではなく、大臣が指定した評価機関の審査結果に基づく認定の権限を都道府県知事に移譲することを提案するものである。 ・耐火構造、不燃材料の認定等全国一律に適用される建築物に関するものについては、事務の効率性を含め、国土交通大臣が全国統一に行うことが必要であるが、今回提案の「超高層建築物等」、「避難安全検証」、「耐火性能検証」等については、建築物ごとの個別検証に關するものであることから、都道府県による迅速な認定が可能になると考える。
330	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	建築基準法48条別表2の(ハ)欄2項及び(ト)欄2項、「原動機を使用する場合で作業床の床面積の合計が50㎡を超えるものに」「(学校の給食調理室を除く)」を加える。	【提案の内容】 ・学校内または学校敷地内に併設されている給食調理室で、他の学校の給食を調理する場合(いわゆる親子方式)の共同調理場を住居系地域においても建築できるように提案するものです。 新たに中学校等で学校給食を実施する場合において、児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校で、他校分の給食もあわせて調理しようとするもので、既存施設の有効活用及び経費の節減を図れるものと考えます。また、既存の給食調理室を利用するため、近隣環境への影響は少ないと考えます。 【制度改正の必要性及び現行制度で対応困難な理由】 本市では、実施していなかった中学校給食を今後実施する方向で現在検討をしています。実施方法として、自校方式、共同調理場方式、親子方式等がありますが、この内、児童数の減少で調理能力に余裕がある既存の小中学校の調理場で調理する親子方式が、既存施設の有効活用や経費の軽減などから、有効な候補と考えています。しかし、親子方式は用途が工場として取り扱われるため、住居系の用途地域では建築基準法に抵触します。例外規定により、個別に建築許可を得る方法がありますが、許可を保証されたものではありません。給食の実施方法の検討等を複数年かけ、市民や議会に報告し、予算の計上ができても、最終的に建築審査会の同意が得られず不許可となる可能性があります。そのため、建築許可の制度に期待することは困難と考えます。	建築基準法48条別表2	別紙あり	国土交通省	八幡市	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・付け付けの見直し(第4次見直し)の議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配送等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、特定行政が個別に許可した場合は建築を行うことが可能であると示しているところ。	本提案は、学校敷地内における多数校の調理を行う学校給食共同調理場の中で、少子化等による児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校において、その調理能力の範囲内で他校の調理をするいわゆる親子方式に限定したものです。そのため、近隣への環境には影響を及ぼさないものと考えます。 本市においては、新たに中学校給食の実施を検討しており、築後数十年経過した中学校に調理施設を整備することは、構造的な問題等から困難な状況にあります。そのため、近隣の調理能力に余裕のある小中学校で調理し、搬送するいわゆる親子方式を採用することが、最も効果的と考えています。中学校給食の早期実現のため、親子方式に限定して、住居系地域でも建築できるよう配慮願います。
602	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。	【制度改正の内容】 用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようにする。 【現行制度で対応困難な理由】 建築基準法第48条第14号の規定では、前各条のただし書きの規定による制限建築物の建築を許可する場合には、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならないとある。このような手続きに関しては、時間がかかり必要となり、また、建築の許可もあり得るとは限らないため、給食共同調理場の建築場所が決定できず、保護者等への説明ができない。 【具体的な支障事例】 当市においては、小学校の敷地内に給食共同調理場の建築を検討しているが、その場所が第1種住居地域に指定されており支障を来たしている。	建築基準法第48条第14号		国土交通省	宮津市	〇 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・付け付けの見直し(第4次見直し)の議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配送等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、特定行政が個別に許可した場合は建築を行うことが可能であると示しているところ。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
788	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な避難や構造方法などの構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			○ 対応不可	○ 構造方法等の認定は、申請された構造方法等が、建築物の安全等を確保するための最低の基準である建築基準法令で定める性能を満たすものであるかの評価・認定を行うものであり、適切な判断がなされない場合直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがあるとともに、建築物ごとの認定であっても、性能を満たす構造方法等を新たに示すこととなるため、統一的な判断が行われる必要がある。 ○ 具体的には、申請される構造方法等は、新たな技術や検証方法を用いるなど個々に異なるものであり、大臣が性能評価を踏まえて認定を行う際には、当該性能評価のための試験方法等の妥当性を性能評価機関や専門家等の意見も踏まえて検討するとともに、同一・類似の技術・検証方法への認定状況等との整合性等を考慮の上、認定を行っているところ。 このため、仮にご提案のとおり大臣が指定した性能評価機関の性能評価に基づき都道府県知事が認定を行うとしても、ある都道府県では認定され、別の都道府県では認定されない事態が生じることとなるため、都道府県知事への認定権限の移譲は困難である。 ○ なお、認定手続の迅速化等を図るため、審査項目が多岐にわたる超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な申請に資するよう、申請内容の不足等に関するチェックリストの作成等の対策を講じることとする。	4【国土交通省】 (2)建築基準法(昭25法201) 超高層建築物等の構造方法に係る国土交通大臣の認定(20条1項1号)については、認定手続の迅速化等を図るとともに、事業者の円滑な申請に資するよう、申請内容に関するチェックリストの作成等の措置を講ずる。
330	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		D 現行規定により対応可能	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)の議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配送等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、住居の環境を害するおそれがなく、公聴会を経て、建築審査会の同意が得られたものであれば、特定行政庁は個別に許可することができる。	6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48条1項から7項)をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
602	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。	【再掲】 6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (vi)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48条1項から7項)をするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
397	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が直く主事の事務に改める。	建築主事の設置は、都道府県又は人口25万人以上の市等建築主事を設置する市が行うこととされているが、特別区においては都区双方に建築主事を設置し、都の建築主事が処理する事務以外の事務を特別区の建築主事が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の権限に属しないものとされているため、都の建築主事の事務となっている。 移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるときにも、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。 さらに、実際の事例においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には法の適用は一律であって、事務の実施には問題はない。 以上の観点から、特に都の建築主事でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において実施することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。 また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31㎡超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31㎡超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	建築基準法第97条の3第1項、2項 建築基準法施行令第149条第1項		国土交通省	特別区長会	○ 対応不可	延べ面積が1万㎡を超える建築物については、床面積の大きさ、その構造の複雑さ等から審査の事務負担が大きいところ。東京都(特別区内)においては、1万㎡超の建築物の建築件数が他の地方公共団体と比べて極めて多く、全ての建築物を区に移管した場合、区の負担が増加することとなるが、お示しの提案事項からは、特別区においてこれらの事務の適正かつ迅速な執行に支障がないことに対する根拠が不明確である。 このため、建築主となる民間事業者等への影響等を勘案すれば、都の建築行政の責任者である知事が特別区の体制等について確認し同意することなしに、特別区がこれらの事務を実施することは妥当ではないと考えている(建築基準法第4条第2項及び第3項に基づき、都道府県知事の同意を得た場合には、1万㎡を超える建築物も含めて建築主事がその事務を行うことが出来る)。 また、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている事務の負担の軽減については、東京都と区の間で適切に協議されたい。	本提案は、都知事の許可が不要なものに係る事務であり、指定確認検査機関による確認検査が充実している状況も踏まえると、提案の実現によって区の処理する件数が現在より大幅に増加するとは考えにくく、区の負担増及び建築主となる民間事業者等への影響等に支障がなく、移譲された場合の事務負担軽減や効率化、利便性の向上によるメリットが大きいと考えられる。 また、移譲された場合、総合設計許可や区の進めるまちづくり、区条例など、権限が移譲されることで事業者や地元住民に対して円滑な指導・誘導が可能となり、一体的、総合的なまちづくりの推進が可能となる。 更に、平成25年度、都心の提案区における1万㎡超の新築物件の確認申請受付件数は、9件(昇降機等は39件)であり、計画変更等を含めても34件(昇降機等は39件)程度であり、事務処理に支障をきたすほど、著しく業務量が増加するとはいえない。これらの理由をもって事務処理の合理化やサービス向上が図れないとすることは、正当な理由にはあたらないと考える。
398	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が直く主事の事務に改める。	特別区の区域内における特定行政庁の事務は、建築基準法施行令第149条第1項に規定する建築物(1万㎡を超える建築物等)については都の事務として、都が処理する事務以外の事務を特別区が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の権限に属しないものとされているため、都の事務となっている。 移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるときにも、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。 さらに、実際の事例においても、1万㎡を超える建築物如何に係らず、原則的には許認可の基準は一律であって、事務の実施には問題はない。建築基準法第12条第1項及び第3項の定期報告先を統一し、一元管理することで、事務のスリム化、所有者への利便性の向上と合理的な指導が可能となることから安全性の向上も図られる。 以上の観点から、特に都が特定行政庁として処理する事務でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において処理することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。 また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31㎡超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31㎡超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	建築基準法第2条第1項第35号、同法第97条の3第3項 建築基準法施行令第2条の2第2項、同施行令第149条第2項、3項		国土交通省	特別区長会	○ 対応不可	お示しの内容では、求める措置の具体的な提案内容が不明瞭であるが、延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限については、床面積の大きさ、その構造の複雑さ等から審査の事務負担が大きいところ、東京都(特別区内)においては、1万㎡超の建築物の建築件数が他の地方公共団体と比べて極めて多く、全ての建築物を区に移管した場合、区の負担が増加することとなるが、お示しの提案事項からは、特別区においてこれらの事務の適正かつ迅速な執行に支障がないことに対する根拠が不明確である。 このため、建築主となる民間事業者等への影響等を勘案すれば、都の建築行政の責任者である知事が特別区の体制等について確認し同意することなしに、特別区がこれらの事務を実施することは妥当ではないと考えている(建築基準法第4条第2項及び第3項に基づき、都道府県知事の同意を得た場合には、1万㎡を超える建築物も含めて特定行政庁がその事務を行うことが出来る)。	本提案は、建築基準法施行令第149条等で規定されている延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務権限を移譲することを求めているものである。 本提案は、都知事の許可が不要なものに係る事務であり、指定確認検査機関による確認検査が充実している状況も踏まえると、提案の実現によって区の処理する件数が現在より大幅に増加するとは考えにくく、区の負担増及び建築主となる民間事業者等への影響等に支障がなく、移譲された場合の事務負担軽減や効率化、利便性の向上によるメリットが大きいと考えられる。 また、移譲された場合、総合設計許可や区の進めるまちづくり、区条例など、権限が移譲されることで事業者や地元住民に対して円滑な指導・誘導が可能となり、一体的、総合的なまちづくりの推進が可能となる。 更に、平成25年度、都心の提案区における1万㎡超の新築物件の確認申請受付件数は、9件(昇降機等は39件)であり、計画変更等を含めても34件(昇降機等は39件)程度であり、事務処理に支障をきたすほど、著しく業務量が増加するとはいえない。また、総合設計制度等を活用した高度利用のあり方においても、各区により地域特性や公共ニーズに違いがあり、地域に根ざした、きめの細かい街づくりを誘導する上では、都の街づくりに関するガイドライン等を踏まえながら、特別区抜きの諸制度との整合を図る方が合理的と考えられる。
459	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画並びに設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理を行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。 移譲に伴う財産管理・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととした。	道路法12条		内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
397	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について	特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・保全することとされている。 このため、(管理番号398)「延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について」と密接に関連しており、23区全域を都が広域的かつ一体的に処理する必要がある。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の検討においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	○ 建築基準法(以下「法」という。)第4条第2項及び第3項に基づき、市町村(特別区を含む)は、都道府県知事との協議・同意手続を経て建築主事を置いた場合には、建築主事及び特定行政庁の権限に属する全ての事務を行うことができる。一方、法第97条の3の規定は、特別区は、一定の範囲内の事務であれば、協議・同意手続を経ずに建築主事を置くことができることとするものである。 ○ 上記のとおり、ご提案の内容については、法第4条第2項及び第3項の規定に基づき建築主事を置くことにより、現行規定で対応可能であり、全国知事会からも慎重な対応が求められているため、都区間で適切な事務配分の協議を行った上で対応されたい。	
398	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について	当該事務は、都市計画で定められた地域・地区等の土地利用に即した建築規制を行うことにより、秩序ある都市の形成を目指すものである。 特別区は一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることから、延べ面積1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務は、23区全域を都が統一的かつ広域的に処理する必要がある。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の検討においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	○ 建築基準法(以下「法」という。)第4条第2項及び第3項に基づき、市町村(特別区を含む)は、都道府県知事との協議・同意手続を経て建築主事を置いた場合には、建築主事及び特定行政庁の権限に属する全ての事務を行うことができる。一方、法第97条の3の規定は、特別区は、一定の範囲内の事務であれば、協議・同意手続を経ずに建築主事を置くことができることとするものである。 ○ 上記のとおり、ご提案の内容については、法第4条第2項及び第3項の規定に基づき建築主事を置くことにより、現行規定で対応可能であり、全国知事会からも慎重な対応が求められているため、都区間で適切な事務配分の協議を行った上で対応されたい。	
459	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすすめるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
460	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理等を行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。 移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っている。また、その他の路線については、パイプスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	道路法32条		内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。	意見なし
61	複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとられない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなる。許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持・修繕その他の管理)、河川法第9条(一般河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	別紙あり	国土交通省	関西広域連合	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。 なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。	地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)の方向性に沿って、国と地方公共団体間で移譲について個別協議を進めていると主張されているが、この勧告では、①直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきとされ、②直轄河川については、「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、河川流路が複数都府県にまたがる一般河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきとされている。 この第1次勧告の趣旨を踏まえれば、勧告以後、府県域を超える広域行政組織である関西広域連合が設立(平成22年12月1日)されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨がる直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。 また、関西広域連合の取組については、定期的(年2回程度)に広域連合の区域内の基礎自治体(市町村)との意見交換を実施し、こうした国からの事務・権限の移譲の提案についても理解が得られるよう説明を行っている。
700	複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	【制度改正のメリット】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとられない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 【地域の実情を踏まえた必要性】 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなる。許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 【懸念の解消策】 全国知事会(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持・修繕その他の管理)、河川法第9条(一般河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)		国土交通省	大阪府	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。 なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。	地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)の方向性に沿って、国と地方公共団体間で移譲について個別協議を進めていると主張されているが、この勧告では、①直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきとされ、②直轄河川については、「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、河川流路が複数都府県にまたがる一般河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきとされている。 この第1次勧告の趣旨を踏まえれば、勧告以後、府県域を超える広域行政組織である関西広域連合が設立(平成22年12月1日)されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨がる直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。 また、関西広域連合の取組については、定期的(年2回程度)に広域連合の区域内の基礎自治体(市町村)との意見交換を実施し、こうした国からの事務・権限の移譲の提案についても理解が得られるよう説明を行っている。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
460	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすすめるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。	
61	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	複数の都道府県にまたがる直轄道路・河川についても、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、変入体制の枠組みづくりを進めるべきである。移譲に当たっては、手挙げ方式によるべきである。	【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。		C 対応不可	○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところです。 ○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。 ○複数の都道府県に跨る道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。 ○なお、基礎自治体からも、広域行政組織の広域の実施体制のあり方に關して、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることが危惧しているとの懸念が示されているところです。	
700	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	複数の都道府県にまたがる直轄道路・河川についても、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、変入体制の枠組みづくりを進めるべきである。移譲に当たっては、手挙げ方式によるべきである。	【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。		C 対応不可	○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところです。 ○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。 ○複数の都道府県に跨る道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。 ○なお、基礎自治体からも、広域行政組織の広域の実施体制のあり方に關して、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることが危惧しているとの懸念が示されているところです。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
829	複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針(について)」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興・産業振興、医療・環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとられない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることも、許認可に係る事業も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持・修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)		国土交通省	兵庫県	〇 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針(について)」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を、本年1月より、国と地方が公共体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。 なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。	地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)以後、関西広域連合が設立されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨がる直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされているところ。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針(について)」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見」にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出両面にわたって適切な財政措置を講ずること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところ。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等		内閣府、総務省、国土交通省	大阪府	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と下県に調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」として、適切な財政措置を講ずることとしている。	全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見」にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理費について、個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めているところである。 第1次回答にてお示しの「所要額を適切に積み上げた総額」が、移管路線において現在維持管理に要している費用を確保したもののなかの判断できないことから、まずは所要額の積上げ方法とそれによる措置額、移管路線において実際に維持管理に係る費用について提示できないこと提示頂くことによる措置額と、実際に維持管理に係る費用との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。
769	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体として各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとられない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることも、許認可に係る事業も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄国道・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	道路法第12条、第13条、河川法第9条		内閣府、国土交通省	兵庫県	〇 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と下県に調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費に係る財政措置については、従前から地方道や二級河川等の維持管理費については地方交付税により措置されてきていること、維持管理費に係る直轄事業負担金が廃止される管理者負担の考え方が徹底されたことなどから、地方交付税による措置としたようであり、新たに維持管理費に係る交付金を創設することは考えていない。	従前より国費で維持管理を実施してきたことから、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、交付金により財源を措置するなど、維持管理に要する費用について、歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財源措置を講ずることが必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
829	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	複数の都道府県にまたがる直轄道路・河川についても、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めるべきである。移譲に当たっては、手分け方式によるべきである。	【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。		C 対応不可	○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところである。 ○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。 ○複数の都道府県に跨る道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理瑕疵等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。 ○なお、基礎自治体からも、広域行政組織の広域的実施体制のあり方に照して、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をばしめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じingことを危惧しているとの懸念が示されているところである。	
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、個別協議を行った結果、一部の国道について、平成27年度より移管が行われる見込みとなっているところ。現在、その維持管理費の扱いについて、閣議決定を踏まえ、適切に対応するよう、政府の予算プロセスの中で検討中である。	
769	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた拡充を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じるべきである。	【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。		D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」としつつ、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上し、地方負担相当額について、適切に対応する」として、適切な財政措置を講ずることとしている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
821	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用について、事後報告とすることにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱う。	【現行】 公営住宅財産の目的外使用には、国土交通大臣の承認を要することになっている。 【支障事例】 現在、目的外使用する際、特に駐車場の外部開放については、過年度に承認を受けたものも含めて毎年度、地方整備局に事前承認を受けており、事務が煩雑となるとともに、承認まで時間を要し、有効活用に支障がある。 【改正内容】 公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、公営住宅を住宅又は住宅以外の用途として目的外使用する場合には、当該公営住宅の目的外使用について事後報告することにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条」に規定する国土交通大臣の承認があったものとして取り扱う。 【改正による効果】 社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、事前承認手続を簡素合理化することにより、公営住宅の有効活用促進はもとより、地域の課題解決支援、地域活性化に資することができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条		国土交通省	兵庫県、大阪府、徳島県	○ 対応不可	公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに、平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。 公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は住宅に困窮する低額所得者である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 一方で、ご提案の「駐車場の外部開放」については、上記のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」と同様に取り扱うことはできない。	・通常の目的外使用承認手続きのように1件1件内容が異なりそれぞれに検証が必要なものではなく、対象の住宅は異なるが全て同様な目的外使用の目的・形態(空き区画の発生状況や駐車場としての活用手法(月極・時間貸)等)である。 また、高齢社会の進展に伴い入居者も高齢化し、自動車の保有率が低下しているために駐車場の空き区画が増加しており、駐車場の空き区画を有効活用するため、今後も目的外使用許可を求める件数は拡大すると見込まれることから、事前に行う個々の目的外使用承認手続きの簡素・合理化が必要である。
836	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格については、各自自治体における人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	下水道法第22条		国土交通省、環境省	三鷹市	○ 対応不可	公共下水道・流域下水道の設計、工事の監督管理を行う者に必要な資格要件、及び公共下水道・流域下水道の維持管理を行う者の資格要件については、下水道法第22条に基づく政令で規定されていますが、これらの要件は、特殊な技能が不可欠なこれら業務に着目し、必要最低限の資格(学歴・実務経歴年数等)を定めているものであり、ご提案のように地方公共団体の人員配置等の観点から、地域に応じた差異を設けることができる性質のものではありません。 地方公共団体の人員配置等から資格者の確保が難しいという点につきましても、外部の人材を活用する手法として例えば、維持管理について包括的民間委託(民間事業者が下水処理場の運転操作等の維持管理を行うもの)の方式で民間事業者に委託する方法(下水道管理者側で、資格者を配置する必要はない。)等があり、実際に一定の地方公共団体で活用されているところですので、ご検討頂ければと存じます。	水道法の一部改正では、水道の布設工事監督者を配置する対象工事に關しては、地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限るとされ、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に關しては、政令で定める資格を参照して地方公共団体の条例で定めることとしています。 また、市内に下水処理場を抱える本市にとって、技術系職員の知識・技術の継承は安定的な下水道経営の観点から不可欠です。こうした観点から、ご回答いただいた包括的民間委託等の方式は、技術系職員の知識・技術の伝承に支障を及ぼすことが懸念されるため、条例委任による資格設定について再検討を求めるところです。
928	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱		国土交通省	埼玉県	○ 対応不可	本事業の目的は都市における先導的な環境対策のモデル支援を行うことにより、その成果を他の地域へと普及促進していくことであるところ、モデル的であるため効果の実証がなされておらず、地方公共団体ではリスクの大きき故に支援しづらい取組については、引き続き国が実施すべき役割であると考える。	第1次回答において、「モデル的であるため効果の実証がなされておらず、地方公共団体ではリスクの大きき故に支援しづらい取組」とあるが、地方公共団体においても権限と財源が移譲されれば、当事業のようにリスクのある事業を行うことは可能であり、また検証を行う能力も有している。 また、当事業の応募、審査等の業務は一般社団法人都市環境エネルギー協会に委託されているが、モデル事業については「低炭素まちづくり計画」策定の義務付けがあり、当該計画の作成が国土交通省が定めるマニュアル通り行われていければ都道府県で審査できると考える。 については、「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
821	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低所得者」（公営住宅法第1条）に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実態に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。 公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきものであり、「住宅に困窮する低所得者」と同視できる範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「駐車場」として使用する場合には、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。	
836	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○処理施設、ポンプ施設及び排水施設の設計・監督管理、処理施設及びポンプ施設の維持管理がそれぞれ適切に行われなければ、市街地の浸水、汚水の溢水や公共用水域の汚染といった重大な被害を及ぼすおそれがあるとともに、公衆衛生の観点から人命に関わるおそれがあります。 ○これらには土木工学、機械工学、電気工学に加え、化学、生物学、公衆衛生学に係る専門的な知識が必要となるため、下水道法第22条及び下水道法施行令第15条において、必要最低限の資格を有する者が必要であるとしており、ご提案のように人員配置が困難であるとの理由により、緩和できる性質のものではありません。 ○また、水道と異なり下水道は、公共用水域の汚濁、市街地の浸水及び公衆衛生の悪化について、一つの地方公共団体の範囲を超えて広域的な被害を生ずるものであるため、全国一律の基準が要請されるものです。このことは、公共用水域の汚濁防止の観点から下水道法第2条の2の規定に基づき流域別下水道整備総合計画を定めなければならないとされていることから明らかです。 ○なお、公益事業に関連して、一定の資格や経験年数を統一的に必要とする同様の規定としては、電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条やガス事業法（昭和29年法律第51号）第31条に規定される主任技術者等があるところ です。	6 【国土交通省】 (9)下水道又は流域下水道の設計若しくは工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件（施行令第15条及び15条の3）のうち技術上の業務従事経験について、下水道管理をめぐる状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようにするとともに、下水道に関する経験を緩和する方向で検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。
928	都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、都道府県への財源・権限の移譲	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を、図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	先導的都市環境形成促進事業におけるモデル事業支援は、CO2 削減に資するエネルギー面的利用を推進するため、その阻害要因を軽減するための事業類型を発掘し、全国に普及させることを目的としていることから、学識経験者の評価・審査により全国的な見地での先進・先導性を備えた事業に限って支援を行っている。 この事業の認定・補助金交付が都道府県単位で行われる場合、異なる都道府県において類似の事業に対して支援する恐れが生じること等に加え、予算額が416百万円（平成26年度）と小規模であることから、1件あたりの事業費が過小となり必要な配分が出来ない等、予算の執行が非効率となる恐れが生じることから、引き続き国が事業を実施すべきである。 なお、提案団体からのご意見に「モデル事業については『低炭素まちづくり計画』策定の義務付けがあり、当該計画の作成が国土交通省が定めるマニュアル通り行われていれば都道府県で審査できると考える。」とあるが、本事業の審査の中では、低炭素まちづくり計画に関しては、本事業が計画区域内で実施されるものであるか否かの確認のみであり、低炭素まちづくり計画の内容を審査しているわけではなく、「応募のあった事業が他事業において類似の事例が無くエネルギー面的利用の課題を解決するための優れた特性を有しているかどうかといった先進性・先導性」を審査しているものであり、ご指摘の件はあてはまらない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
929	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 所管行政庁に耐震化補助がある場合には、移管すれば二重行政の解消になる。	耐震対策緊急促進事業制度要綱		国土交通省	埼玉県	○ 対応不可	耐震対策緊急促進事業は、地方公共団体において補助制度が整備されている場合は防災・安全交付金等への上乗せ補助、補助制度が整備されていない場合は国による直接補助を行うものです。 上乗せ補助については、地方公共団体の補助制度に合わせて実施するものであり、地方の実情に応じて補助対象や補助率等を自由に設定できるとともに、申請等の窓口についても地方公共団体に一本化していることから、財源・権限の委譲にはそぐわないものと考えます。	上乗せ補助については、地方公共団体の補助制度に合わせて実施するものであり、申請等の窓口についても地方公共団体に一本化している。したがって、財源・権限を移譲することで、二重行政の解消・県が実施する事業との更なる連携が図れ効果を最大限に発揮できるようになる。 については、耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
930	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県で行っている県営住宅団地再生事業と密接な関係があり、県で実施することにより事業推進効果が期待できる(施設整備に係る部分に限る)。	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱		国土交通省	埼玉県	○ 対応不可	スマートウェルネス拠点整備事業は、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画等に基づき、住宅団地等における併設施設の整備を支援するものであり、現行制度において地域の特性や実情を反映した支援を実施しているところである。 スマートウェルネス住宅等推進モデル事業は、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な取組に対して支援するものであり、住宅・福祉の専門家によって先進性の評価をし、選定された取組みの成果を全国へと普及促進していくことを目的としている。したがって、国が引き続き支援を行っていくことが適切であると考えられる。	第1次回答において、「スマートウェルネス拠点整備事業は、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画等に基づき、住宅団地等における併設施設の整備を支援するものであり、現行制度において地域の特性や実情を反映した支援を実施している」とあるが、「都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画等に基づく事業」であれば、その策定者である都道府県が実施する方がより効果的な事業を実施できると考える。 「地域の特性や実情を反映した支援」であれば都道府県や市町村がより実情を把握しているので、地方で行うことが適切と考える。 スマートウェルネス住宅等推進モデル事業についても、住宅行政・福祉行政を担う都道府県が専門家と連携して行うことで実施可能である。 については、スマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
931	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち集約都市形成支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱		国土交通省	埼玉県	○ 対応不可	・低炭素まちづくり計画推進事業及び立地適正化計画推進事業は、低炭素まちづくり計画及び立地適正化計画の策定が前提とされている。これらの計画は当該地域の実情に精通した市町村が、地域の課題やニーズを精査した上で作成するものであり、現行の仕組みにおいても地域の特性や実情を反映したまちづくりを行うことは可能である。	低炭素まちづくり計画推進事業及び立地適正化計画推進事業は、都市のコアとなる施設(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設)を移転促進することとなるため、地域に密着した見地だけでなく、一市町村を超える広域的見地から検討することで、より事業効果の高い地域の特性や実情を反映したまちづくりを行うことが可能となる。 したがって、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
929	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	都道府県が実施する耐震対策事業との連携を図り効 果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自 由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体に するか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		○ 対応不 可	地震国日本において、大規模地震発生時の国民の生命・財産の被害 を最小限としていく観点から、住宅・建築物の耐震化の促進は、国全体 としての重要な課題である。 平成25年11月には、不特定多数の者が利用する大規模建築物等につ いて、耐震診断の義務付けや診断結果の報告(平成27年末まで)等 を内容とする建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進 法)の改正が施行されたところ。 これに合わせ、耐震診断義務付け対象建築物の所有者の負担を軽減 するため、平成25年度に「耐震対策緊急促進事業」(平成27年度までの 時限制度)を創設し、義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修率に 対して、従来の防災・安全交付金等による助成に加え、国による緊急 的・重点的な支援措置として、国が補助率の引上げを行っている。 耐震対策緊急促進事業については、国全体として、住宅・建築物の耐 震化のさらなるスピードアップを図る観点から、地方公共団体において 補助制度が整備されている場合は防災・安全交付金等への上乗せ補 助、補助制度が整備されていない場合は国による直接補助を行うもの であり、上乗せ補助については、地方公共団体の補助制度に合わせて 実施するものである。 また、補助対象や補助率等については、地方の実情に応じて自由に 設定できるとともに、申請等の窓口についても地方公共団体に一本化し ていることから、現行制度においても都道府県が実施する耐震対策事 業との連携を図ることが十分に可能であり、財源・権限の委譲にはそぐ わないものと考える。	
930	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効 果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自 由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体に するか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		○ 対応不 可	○スマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事 業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)は、高齢者人口の増加 等を背景に、高齢者をはじめとした多様な世帯が安心して健康に暮らす ことができる住環境(「スマートウェルネス住宅」)を全国的に定着・実現 することを目的とした事業である。 ○全国的な定着・実現を図るためには、定着・実現までの間、地域によ る偏在なく「スマートウェルネス住宅」を実現する事業を支援するととも に、より先導的な取組みを全国へと発信させていく必要がある。 ○このため、スマートウェルネス拠点整備事業において、「スマートウェ ルネス住宅」を実現する事業を支援するとともに、スマートウェルネス住 宅等推進モデル事業において、より先導的な取組みを全国へと発信す ることとしている。 ○なお、地方公共団体による支援とした場合、異なる地方公共団体に おいて類似の事業に対して支援が行われる恐れが生じることに加え、よ り先導的な取組みを全国へと発信できない恐れが生じる等、本事業 の目的と照らしても、適切ではないと考える。 ○したがって、「スマートウェルネス住宅」の全国的な定着・実現のため には、国が引き続き支援を行っていくべきである。	
931	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	国から民間団体等に直接交付される補助金等につ いては、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を 図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるた め、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施 主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		○ 対応不 可	・立地適正化計画は都市再生基本方針に基づいて作成することとされてい る。都市再生基本方針において、立地適正化計画の作成にあたっては、隣接 市町村等との協調・連携が重要であると規定しており、取り組みの事例として 都道府県が広域的な調整を図ることも挙げられている。このため、隣接市町 村等との広域的な調整は制度上当然に図られるべきものである。 ・また、コンパクトシティに取り込む市町村の数は時期や都道府県によって異 なり、都道府県に移譲することとすると、市町村が支援を受けたいと見ても、 各都道府県への配分の結果、支援を受けられないことが生じる可能性がある など、都道府県を超えた全国的な見地からの機動的な支援が困難になる。さ らに、例えば現行の財源を都道府県に均等配分したとしても、支援額の上限 が1つの都道府県に配分された小規模な額にとどまり、充分な支援ができな く可能性があるなど、事業効果の減退が見込まれる。 ・したがって、引き続き国が事業を実施すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
932	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市安全確保促進事業費補助金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため。	都市安全確保促進事業費補助金交付要綱		国土交通省	埼玉県	○ 対応不可	・人口・機能が集積する都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺において、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図ることは、我が国の経済の牽引役となる大都市の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図る観点から、地方公共団体や民間事業者等だけでなく、国家として国も取り組む必要がある。 ・都市再生安全確保計画及びエリア防災計画は、国と関係市町村、関係民間事業者のみならず、関係都道府県も参加する都市再生緊急整備協議会及び帰宅困難者対策協議会で作成されており、現行の仕組みにおいても地域の特性や実情を反映したまちづくりは可能である。	人口・機能が集積する都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺において、大規模な地震が発生した場合の都市機能の確保や帰宅困難者対策は、広域的な見地から検討することは当然必要であるが、その都市を中心とした広域的な地域の特性を踏まえることにより、より実践的に取り組んでいくことが可能である。 都道府県も協議会の構成員として一定の関与はあるが、総合行政主体であり、ハード/ソフトを包含した広域的な地域防災計画の策定者でもある都道府県が主体となって都市安全確保促進事業を実施した方が、他の事業等との連携がしやすく、より的確に地域の特性や実情を反映して効果的・効率的に事業を実施することができる。 したがって、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。
933	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	民間まちづくり活動促進事業交付要綱		国土交通省	埼玉県	○ 対応不可	・普及啓発事業は、先進団体が実施している民間まちづくり活動の普及啓発を、都道府県にとどまらず広く全国的に展開する必要があるため、国が先進的な取組を行っている民間事業者等が行うその他の地域への普及啓発事業に対して支援しているところである。 ・社会実験・実証事業等は、補助対象者が作成する民間まちづくり計画に記載された事業内容について支援をするものであり、補助対象者は市町村に指定を受けた都市再生推進法人、市町村単位で組織される法定協議会又は民間事業者等であるところ、都市再生推進法人や法定協議会は地域の実情に精通した市町村との密接な連携が図られるものであり、また、民間事業者等は民間まちづくり計画の作成について市町村と協議することとなっていることから、現行の仕組みにおいても地域の特性や実情を反映したまちづくりを行うことは可能である。	民間まちづくり活動促進事業は、都道府県で既に実施しているまちづくり事業と密接な関係があり、都道府県で一体的に実施した方が地域の実情に応じてより効果的に事業展開ができるので、都道府県へ移譲すべきである。 さらに、当該補助金による事業はひとつの市町村に収まらず、周辺自治体で連携して行われるものも多々あると考えられることから、都道府県が関与した方が効果的に地域の特性や実情を反映することができる。
34	旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限る)による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲	旅客自動車運送事業に関する許認可等の事務・権限及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限る)による自動車運送事業に対する助成について、地方運輸局から都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 バス事業の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準算定は国がその役割を担っており、具体的事務は地方運輸局において処理されている。地域住民の足を確保するためのバス路線の確保について、地方の実情に応じた運行維持対策を講じるためには、本来地方がその役割を担うべきであると考えられ、そのために必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。 なお、移譲にあたっては、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう自動車運送事業に対する助成も含めて、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築をした上で、権限の移譲を行うこと。また、運送事業の許認可等は、法的に様々なケースが想定され専門的な知識や経験を有する職員 の育成をする必要があることから、移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援の円滑な業務移譲のため必要な財源措置等を確実に講じていただきたい。	道路運送法4条、9条、11条等 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金		国土交通省	愛知県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組を整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	全国知事会からの意見のとおり、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
932	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	国から民間団体等に直接交付される補助金等につい ては、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を 図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるた め、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施 主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不 可	・都市安全確保促進事業の対象となっている都市再生緊急整備地域や主要 駅周辺における滞在者等の都市機能の確保や帰宅困難者対策は、大都市 の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図る観点から、国策として取り組 む必要がある。したがって、広域的な地域の特性を踏まえ、都市再生安全確 保計画及びエリア防災計画の策定や地域防災計画との連携等について、都 道府県ではなく、国や地方公共団体、民間事業者等で組織する協議会におい て検討・実施すべきである。 ・また、都市安全確保促進事業は、都市の再生の視点として緊急的かつ重点 的に市街地の整備を推進すべき地域として国が指定する都市再生緊急整備 地域や、1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺を対象としている ところ、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定する地域の数は時期 や都道府県によって異なる。都道府県に移譲することとすると、各地域が支 援を受けたいと思っても、各都道府県への配分の結果、支援を受けられない ことが生じる可能性があるなど、都道府県を超えた全国的見地からの機動的 な支援が困難になる。 ・したがって、引き続き国が事業を実施すべきである。	
933	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効 果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自 由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体に するか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不 可	・民間まちづくり活動促進事業は、市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等 を活用した先導的な都市施設の整備・管理の全国的普及を目的としている 。具体的には、先進団体による民間まちづくり活動のノウハウの全国的な 普及啓発、民間の担い手が主体となった都市施設の整備・管理の全国的な 展開に先立つて必要となる社会実験・実証事業等への支援を行うものではあ る。 この事業の財源を都道府県に移譲した場合、支援対象となる活動は当該都 道府県内に普及させるかどうかで判断され、全国的な見地からは判断され ず、当該都道府県外の団体に先進団体のノウハウを普及させることが困難に なるだけでなく、異なる都道府県において類似の事業に対して支援すること になり、支援の重点化が図られなくなるなど、予算の執行が非効率になる恐れ がある。 ・また、現行の財源を都道府県に均等配分したとしても、支援額の上限が1つ の都道府県に配分された小規模な額にとどまり、十分な支援ができなくなる可 能性があるなど、事業効果の減退が見込まれる。 ・したがって、引き続き国が事業を実施すべきである。	
34	旅客自動車運送事業 (バス・タクシー事業) の許認可等の地方道 輸局から都道府県へ の移譲 地域公共交通確保維 持改善事業費補助金 (バス路線維持に限 る)による助成事務の 地方運輸局から都道 府県への移譲	路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する 事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		C 対応不 可	【バス・タクシーの権限移譲について】 バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施 できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審 査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに基準を設けるべ きものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、一元的指揮命令系統により事務・権限を行使す ることが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する意見方針につ いて」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体と なって広域ない交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略 との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネット ワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネッ トワークを実現するための効果的な仕組みを整備する。」こととし、これを契機に、地域公共交通活性化 再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能とし たところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していきたいと考えている。 【助成事務の移譲について】 本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する意見方針について」(平成25年12月 20日))において結論が出ていると承知している。なお、現在の見解も以下の過去の議論の趣意と同様 である。 過去の議論においては、地域公共交通を道運送の利用者の減少、経費の悪化、サービスの低下等の 課題を適切に解決し、地域間の移動手段の確保を図る。社会政策課題の増大に的確に対応するため には、「地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、公共交通事業者、住民・利用者、学童 帰来者をはじめとする地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、「持続可能な公共交通ネットワ ークを構築し、その実現を図ることが重要」であった。このような地域の主体的取組みを全国に普及さ せるために、(中略)取組みの効果を担保する仕組みを構築する必要がある」との考え(「交通政策審議 会交通体系分科会地域公共交通部会最終とりまとめ」(平成26年8月6日))に基づき、交通政策審議 会交通体系分科会地域公共交通部会での議論を経て、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公 共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運 送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する 法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立っ て、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための 新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成 する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを 提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよ う、環境整備を進める。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
152	旅客自動車運送事業 にかかる許認可等の 権限の地方運輸局か ら都道府県への移譲	2以上の都道府県にまた がる路線を除き、道路運送 法に基づく許認可等の権 限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方と大都市部では公共交通にかかる諸条件が著しく異なることから、道路運送法に基づく事業者の事業計画(路線や営業区間など)の変更などについて、地域の実情に応じてより迅速な対応ができる制度とすることで、事業者の負担を軽減し、住民サービスの向上を図る。ただし、2つ以上の都道府県にまたがる路線については、自治体ごとの対応が異なることも予想されるため、今回は対象外とした。 【効果】 地域の自主性及び自立性を高めることが求められる中、路線や営業区間の変更など旅客自動車運送事業の許認可等に関する業務について、生活交通ネットワーク計画の作成、地域協議会への参画等により地域の交通事情・利用者ニーズについて熟知している都道府県が総合的に実施することで、地域住民及び事業者にとってより身近でかつ迅速な対応が可能となる。	道路運送法第4条、 9条、9条の二、9条 の三、15条		国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	旅客自動車運送事業の許認可については、地域公共交通活性化再生法で地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合においても、審査基準の緩和等の特例は想定されているものの、許認可権限は国に残ったままである。国土交通省の回答にある地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現するという観点から考えれば、地方が責任を持って計画作成と許認可等を一体的に運用することが望ましく、自家用有償旅客運送だけでなく旅客自動車運送においても許認可権限等を都道府県に移譲すべき。
265	旅客自動車運送事業 (バス事業)の許認可 等の地方運輸局から 都道府県への移譲 地域公共交通確保維持 改善事業費補助金 (バス路線維持等に限 る)による助成事務の 地方運輸局から都道 府県への移譲	県内で路線が完結する旅 客自動車運送事業の許認可 (バス事業)及び当該自 動車運送業に関する助成 事務を移譲すること	<許認可権限について> 【制度改正の必要性等】道路運送法第4、5条等の路線バスの事業経営(路線・営業区域・営業所位置等に関する事業計画)、運賃等に関する許認可及び監査・行政処分権限は国が持っている。 国が持つ許認可及び監査・行政処分権限について、県へ移譲することにより、地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根拠したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。 なお、他都県をまたぐ路線に係る旅客自動車運送事業の許認可については、他都県との調整が必要であるため、引き続き国が広域的な観点から事務をすることが適当と考えられる。 <路線維持確保のための補助事業について> 【制度改正の必要性等】バス路線の新設・廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の採算性の確保が最大の課題となっている。このため、限界集落のような過疎地域におけるバス路線の新設・変更は、許認可の権限の所在の有無ではなく、実質的に行政による支援の有無に大きく左右される。 現在、バス路線の維持確保に向けた補助事業を、国、県、市町村がそれぞれ行っているが、バス路線の休廃止に際しては、県が地域協議会を開催し、国、市町村、事業者等と協議・調整を行っている。 そこで、補助事業を県に一元化することにより、許認可事務とも相まって地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根拠したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。 したがって、地域事情等に精通した地方自治体が総合行政の観点から交通政策を展開することが効果的である。	道路運送法第4条、 第5条、第9条第1、 3、4、5項、第11条 第1、3項、第15条 第1、3、4項、第15 条の2第1、2、3、5 項、第15条の3第 1、2、3項、第19条 第19条の2、第19条 の3、第21条第2 項、第22条の2第 1、2、3、4、5、7項、 第27条第2項、第30 条第4項、第31条、 第35条、第36条第 1、2項、第37条、第 38条第1、2項、第 38条、第39条 地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱第2 編第1章に係る補 助金		国土交通省	埼玉県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	貴回答のとおり、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日)の結果を踏まえ、このたび地域公共交通活性化再生法が改正され、地方自治体が地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編実施計画を定めるなど、主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことが可能とされた。 このような地方自治体による主体的な地域公共交通網の形成・充実に取組をさらに効果的・効率的に推進するためには、許認可事務とともに補助事業の移譲を図ることが必要と考える。 地域事情等に精通した地方自治体が総合行政の観点から交通政策を展開することが効果的であるので、再検討をお願いしたい。
407	一般乗合旅客自動車 運送事業の運行許可 権限の地方運輸局か ら区市町村への移譲	道路運送法の一般乗合旅 客自動車運送事業につ いて、道路運送法第4条を改 正し、運行地域がそれぞ れの自治体区域内であるとい う条件に限り、運行許可権 限を地方運輸局から区市 町村に移譲する。	【制度改正の必要性・支障事例】 これからの高齢者人口の増加や子育て世帯へのさらなる支援が求められる中で、買い物、公共施設利用、通院の移動手段として、バス路線の社会的な需要はさらに増大することが予想される。こうした社会情勢の中、自治体は、バス路線の充実にに向けた取り組みを行う必要がある。 現在、運行地域に限らず、路線バスを運行開始するには、運行するバス事業者が、道路運送法に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請書を国土交通省に提出し、審査を経て許可を受ける必要がある。 バス路線は、日々の生活において利用される身近な交通手段であり、地域の要望への対応は、迅速に行われるべきものであるが、現状、許可申請書を提出してから許可が下りるまで相当の時間を要している。また、許可手続きの進捗状況が分からないため、広報誌への掲載手続き等の住民への周知に関する事務手続きに入るタイミングに苦慮しているところである。 こうしたことから、地域の要望に迅速に対応するため、また、地方自治体において実施している住民への周知に関する事務の円滑化、効率化を図るため、運行地域がそれぞれの自治体区域内に限るバス路線の新設や変更等についての運行許可権限は、地域に密着した基礎自治体にあるべきである。	道路運送法第4条		国土交通省	特別区長会	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえて、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 平成25年12月の見直し方針、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正により、地方公共団体が地域の公共交通計画に主体的に関わる枠組みが整備され、法の計画に基づく事業として、バス路線網を含めた地域公共交通の再編に取り組むことが可能となったと理解している。 この実施計画に国土交通大臣から認定を得ることや手続きの簡略化が図られるものの、関係者の同意など計画策定には相当の時間を要することが想定される。また、計画の変更においても同様のプロセスが求められることから、地域要望への迅速な対応においても懸念が残る。 こうした観点からの然るべき運用とともに、計画外の路線の運行要望などにも、速やかに対応できるよう運行地域が自治体区域内に限るバス路線の新設・変更についての運行許可権限を当該自治体に移譲することを願っている。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
152	旅客自動車運送事業 にかからる許認可等の 権限の地方運輸局から 都道府県への移譲	路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する 事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、一元の指揮命令系統により事務・権限を行使することが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等」に関する意見見直し方針について)(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となつて望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できるとするなど、地方公共団体が先頭立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」にととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していきたいと考えている。 また、意見を踏まえ、今後においては、各地方自治体と各運輸支局等の間で情報共有を図って参りたい。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19法59)及び道路運送法(昭和26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により、地方公共団体が先頭立って、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知照、データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
265	旅客自動車運送事業 (バス事業)の許認可 等の地方運輸局から 都道府県への移譲 地域公共交通確保維持 改善事業費補助金 (バス路線維持等に限 る)による助成事務の 地方運輸局から都道 府県への移譲	路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する 事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	【バス】の許可可権限の移譲について】 バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、一元の指揮命令系統により事務・権限を行使することが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等」に関する意見見直し方針について)(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となつて望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できるとするなど、地方公共団体が先頭立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」にととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していきたいと考えている。 【助成事務の移譲について】 本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等」に関する意見見直し方針について)(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。なお、現在の見解も以下の過去の議論の整理と同様である。 過去の議論においては、地域公共交通を担う利用者の減少、経費の高化、サービス水準の低下等の諸問題を深刻に認識し、地域住民の移動手段の確保など社会的要請の増大に対応するためには、「地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭立って、公共交通事業者、住民・利用者、学識経験者をはじめとする地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、「持続可能な公共交通ネットワーク」と題し、その確保を図ることが重要」であつて、「このうち地域の主体の取組みを全国に普及させるために、(中略)取組みの実効性を担保する枠組みを構築する必要がある」との考え(「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会最終とりまとめ」(平成26年8月6日))に基づき、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会での議論を経て、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19法59)及び道路運送法(昭和26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により、地方公共団体が先頭立って、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知照、データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
407	一般乗合旅客自動車 運送事業の運行許可 権限の地方運輸局から 市区町村への移譲	路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する 事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。 市区町村への移譲については、事務処理特例制度の 活用によるべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求 める。		C 対応不可	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、一元の指揮命令系統により事務・権限を行使することが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等」に関する意見見直し方針について)(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となつて望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できるとするなど、地方公共団体が先頭立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」にととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していきたいと考えている。 また、意見を踏まえ、今後においては、各地方自治体と各運輸支局等の間で情報共有を図って参りたい。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19法59)及び道路運送法(昭和26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26法41)により、地方公共団体が先頭立って、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知照、データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
54	市町村運営有償運送(交通空白輸送)の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加ならびに自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)の用途に旅行者の輸送を追加	過疎地域における市町村運営有償運送の交通空白輸送について、路線を定めなくとも可能とする。過疎地有償輸送について、実施主体に市町村を追加する。また、用途に旅行者の輸送を追加する。	【制度改正の必要性】市町村運営有償運送については、デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める必要がある。そのため、事務が煩雑であるとともに、点在する住宅の高齢者に対して弾力的なドア・ツードアのサービスを行うことができない。また、路線を定める必要がない過疎地有償運送については、運営主体は「特定非営利活動法人等」とされており、市町村が主体となることができない。過疎地域においては、健康な高齢者向けにドア・ツードアのサービスを行いたいが、採算性の問題等で償工金などの参入が見込めない場合、市町村が主体となることも検討する必要がある。また、利用者は当該地域内の住民等に限定されているが、自家用車を持たない旅行者にも過疎山村を訪れていただく機会を増やすため、運行が限られる土日の路線をカバーできる仕組みを検討する必要がある。【求める措置内容】については、交通手段の限られた過疎地域において、市町村運営有償運送について、路線を定めなくとも可能とするか、又は過疎地有償運送の対象に市町村を追加する必要がある。また、自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)用途に旅行者の輸送を追加する必要がある。これにより高齢者等に対するきめこまかな対応を実現するとともに、誘客の可能性を広げることができる。	道路運送法第78条第1項第2号、道路運送法施行規則第49条第1号、2号、第51条の2第1号等、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15)		国土交通省	愛知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	市町村運営有償運送(交通空白)について、デマンド輸送を行う場合の事務の簡素化について検討する。また、旅客の範囲の拡大については、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」の最終とりまとめ(H26.3.20)を踏まえ、一定の条件の下、旅行者の運送を可能とするについて検討する。	提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。
325	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る要件の緩和	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る運営協議会の運用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号のただし書きとして、市町村又は市町村が承認する団体については、交通事業者を除いた市町村、実施主体及び地域住民の合意により合意されたものはこの限りではない、とするよう規制を緩和。	【現状】人口減少・少子高齢化の進展に伴い、中山間地域等交通空白地域における高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。平成18年の道路運送法改正により自家用有償旅客運送が制度化されたが、次の支障事例のとおり地域の実情を踏まえた円滑な実施が困難となっている。【支障事例・効果】①過疎地有償運送について、道路運送法第79条の4により国土交通大臣は、運営協議会で協議が調っていない場合、自家用有償旅客運送者の登録を拒否することとされているが、運営協議会は実質的に利害調整の場となり合意形成が困難②「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱い」について③において、対価設定について、実費の範囲内であること、営利目的のしていると認められない妥当な範囲内であることとし、具体的には、当該地域におけるタクシーの上限運賃の2分の1の範囲内であることを目安とされているが、資金の脆弱な運送実施主体では採算性確保されない等、不合理なケースが存在する。については、過疎地有償運送の実施にあたっては、運営協議会における合意形成要件を廃し、採算性を考慮した対価設定を可能にする等、市町村の責任、裁量による事業実施ができるよう要望する。【更に制度改正が必要と考えられる根拠】「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会 検討会最終とりまとめ」において、運営協議会の合意形成の手法として、「利害調整ではなく関係者間の認識の共有により合意形成の円滑化に資する雰囲気を作られることを徹底すべき」とされるが、構成員に交通事業者が含まれたままでは利害関係が優先され合意形成が困難となることが危惧される。	道路運送法第79条の4第1項第5号、道路運送法施行規則第51条の7及び第51条の8。」「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)」、「地域公共交通条例に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)」、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて(H18.9.15自動車交通局長通達)」		国土交通省	萩市	C 対応不可	有償で旅客を運送する場合には、道路運送法の目的である輸送の安全の確保及び利用者の利益を保護するため、バス・タクシー事業の許可を取得する必要がある。しかしながら、過疎地など、バス・タクシー事業では生活に必要な輸送が確保されない場合については、自家用自動車を使用して有償で運送を行うことができることとしており(自家用有償旅客運送制度)、その参入に際しては、①バス・タクシー事業によることが困難であり、かつ、②地域住民の生活に必要な輸送を確保するために必要であることについて、協議会(都道府県又は市町村、バス・タクシー事業者、住民等が構成員)において合意していることを要件とすることにより、関係者間の適切な役割分担及びこれによる法目的の確保を図っている。このため、協議会の合意要件を廃止することや、協議会の構成員からバス・タクシー事業者を除くことは困難である。また、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業によることが困難な地域における運送であり、非営利であることを前提としていることから、運送の対価についても「実費の範囲内」としている。	意見中の①バス、タクシー事業者によることが困難であり、かつ、②地域住民の生活に必要な輸送を確保するために必要であるということであれば、各事業者の合意を要件とすることは矛盾するのではない。
575-1	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下)による旅客自動車運送事業(以下「小型車両による旅客自動車運送事業」という。以下「小型車両」)の許可を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口に関する保安基準が設けられている。【制度改正の必要性】権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。既に自家用有償旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一元的に処理する必要がある。現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりで、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ掲載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条		国土交通省	長野県	C 対応不可	①については、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ている。なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合的な確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できること」など、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・実現に取り組むことを可能としたところ。	地域公共交通活性化再生法が改正されたが、旅客自動車運送の事務・権限が地方に移譲されたわけではない。今回の提案は、旅客自動車運送の中でも、特に地域に根差した小規模な地域交通需要に関する事務・権限の移譲を求めるものである。地域の実情に即した交通を確保するためには、小規模な地域交通と自家用有償旅客運送を一体的に処理する必要があるため、小型車両(定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
54	市町村運営有償運送 (交通空白輸送)の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加ならびに自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)の用途に旅行者の輸送を追加	提案団体の提案に沿って、過疎地域における市町村運営有償運送の交通空白輸送について、路線を定めなくとも可能とするか、過疎地有償輸送の対象に市町村を追加すべきである。自家用有償運送に旅行者の輸送を追加すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A 実施	市町村運営有償運送(交通空白)は、主として廃止された路線バスの代替とするものであることから、路線バスと同様に、原則として路線を定めて行うものとしており、また、デマンド運行を行う場合も基軸となる路線を定めることとしている。一方、地域の実情に応じ、デマンド運行の迂回部分を地区単位(大字・字・町丁目・街区等)で行うことが適切であると地域公共交通会議等において協議が図った場合にあっては、地区単位で設定することができることとしており、現行制度においても実施可能である。 また、旅客の範囲の拡大については、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」の最終とりまとめ(H26.3.20)を踏まえ、一定の条件の下、旅行者の運送もできることとする。	6【国土交通省】 (3)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送の旅客の範囲(施行規則49条)については、市町村の区域内に営業所を有するバス・タクシー事業者等による地域外からの旅行者へのサービスの提供が困難であることが確認されている等の一定の条件を満たす場合には、これら旅行者の運送も可能とするよう拡大する。
325	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る要件の緩和	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	有償で旅客を運送する場合は、輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護の観点から、バスやタクシーの事業許可を取得する必要がある。他方、バスやタクシーのみによつては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通の確保が困難であり、例外的に自家用車を用いてこれを補充するための運送として必要であることについて運営協議会において合意が得られた場合にあっては、有償旅客運送が可能となるものである(自家用有償旅客運送制度)。 そのため、当該地域のバス・タクシー事業者を含む関係者において、バスやタクシーでは輸送サービスの提供が困難である旨を確認し、自家用有償旅客運送が必要であることについて合意形成を図る必要があることから、運営協議会の構成員からバス・タクシー事業者を除外することや、運営協議会における合意要件を廃止することは困難である。	
575-1	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、一元的指揮命令系統により事務・権限を行使することが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に出て持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。にとどまれ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していきたいと考えている。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立て、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
575-2	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下→規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲。 ②「 <u>にあつて、事業実施の許可を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。</u> ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、 <u>バスの旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。</u> 道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。既に自家用有償旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地域における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。 また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ掲載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	道路運送法第4条、 道路運送車両の保安基準第50条		国土交通省	長野県	○ 対応不可	②については、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある仕組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	地域公共交通活性化再生法が改正されたが、旅客自動車運送の事務・権限が地方に移譲されたわけではない。 今回の提案は、旅客自動車運送の中でも、特に地域に根差した小規模な地域交通需要に関する事務・権限の移譲を求めるものである。 地域の実情に即した交通を確保するためには、小規模な地域交通と自家用有償旅客運送を一体的に処理する必要があるため、小型車両(定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲されたい。また、移譲する際には「登録制」とされたい。
575-3	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下→規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②「 <u>にあつて、事業実施の許可を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。</u> ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、 <u>現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。</u>	【現行制度】 大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バスの旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 道路運送車両の保安基準では、 <u>室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。</u> 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。既に自家用有償旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地域における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。 また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべきである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ掲載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	道路運送法第4条、 道路運送車両の保安基準第50条		国土交通省	長野県	D 現行規定により対応可能	③については、平成26年3月18日に、乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5トン以下のものについて、ワンマンバスの構造要件の適用を除外し、平成26年4月1日より施行したところ。 したがって、現行規定において対応可能と考えているが、今なお特段の降壁となっている基準があれば、最寄りの運輸支局等にご相談いただきたい。	地域公共交通活性化再生法が改正されたが、旅客自動車運送の事務・権限が地方に移譲されたわけではない。 今回の提案は、旅客自動車運送の中でも、特に地域に根差した小規模な地域交通需要に関する事務・権限の移譲を求めるものである。 地域の実情に即した交通を確保するためには、小規模な地域交通と自家用有償旅客運送を一体的に処理する必要があるため、小型車両(定員15人以下)による旅客自動車運送事業に係る車両基準を撤廃した上で、事務・権限を地方に移譲されたい。
47	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止	港湾区域と臨港地区を外れて整備される港湾施設において、国が、港湾計画策定時又は補助採択時に建設を了承したものは大臣の施設認定は適用除外とすべき。	【現状】 港湾施設は、港湾法第2条第5項の規定で、港湾区域(いわゆる水域)及び臨港地区内に存することが要件となっている。このため、同条第6項で「港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす」と規定されている。(施設認定) 【支障事例について】 別紙のとおり 【制度改正の必要性】 港湾事業で設置する施設は港湾施設とみなされることが必要であるが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるが、認定を受けるまでに事前審査を含め約2～3ヶ月を要することとなっている。このため、港湾計画又は補助採択時に国が建設を了承した施設については、施設認定を適用除外することとすれば、事業の円滑化に大きく寄与するものと考えられる。 <適用除外すべきと考える理由> 現在、港湾施設の整備にあたり、港湾区域及び臨港地区に納めることができず、非官公的施設認定を得る時間がない場合も想定されるが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるが、認定を受けるまでに事前審査を含め約2～3ヶ月を要することとなっている。このため、港湾計画又は補助採択時に国が建設を了承した施設については、施設認定を適用除外することとすれば、事業の円滑化に大きく寄与するものと考えられる。	港湾法第2条第6項		国土交通省	愛知県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続(縦覧や公告等)を経ないこととなるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が働かないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)」については、当該認定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	施設認定の迅速化を図るため事前調整を含めた標準的な処理期間を設定していたところであるが、港湾法施行規則に規定された申請書類に記載すべき事項を基にした迅速な審査をお願いしたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
575-2	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、一元的指揮命令系統により事務・権限を行使することが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できるところなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していきたいと考えている。	〔再掲〕 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立て、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。
575-3	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。 なお、小型コミュニティバスに係る車両基準の見直しについて、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管(府)省の回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、一元的指揮命令系統により事務・権限を行使することが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できるところなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していきたいと考えている。 保安基準については、平成26年3月18日に、乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量5トン以下のものについて、ワンマンバスの構造要件の適用を除外し、平成26年4月1日より施行したところ。 したがって、現行規定において対応可能と考えているが、今なお特段の障壁となっている基準があれば、最寄りの運輸支局等にご相談いただきたい。	
47	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止	港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設について、国土交通大臣による施設認定は廃止するべきである。			C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・特付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 ○ なお、施設認定の申請書類については、港湾法施行規則第1条に規定しているところであるが、その詳細については「港湾施設の認定に係るガイドライン(平成26年5月)」に示しているため、審査の迅速化の観点からも、ガイドラインに沿った申請にご協力をお願いしたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
303	港湾施設に係る国土 交通大臣の認定の一 部廃止	港湾法第2条第6項に規定 されている国土交通大臣 の認定について、条件を満 たしている場合は不要とす る。	【提案事項・支障事例】 従来港湾区域であった水域が公有水面の埋立てにより土地となり、しかも臨港地区が設定されていない場合には、その区域内の施設はそのままで港湾施設ではないとされており、供用を開始するためには、国の機関が直轄工事で建設した施設等であっても、当該施設を臨港地区に指定するか、港湾管理者(県)から国土交通大臣に港湾施設に認定するよう申請する必要がある。 臨港地区への指定については、埋立てた(土地となった)後、原則として地方港湾審議会に諮問し、都市計画区域内であれば都市計画法に基づく臨港地区の指定手続きが必要となり、加えて埋立竣功後面積と字界が決定しないと指定できないため、完成から臨港地区への指定(供用開始)まで多大な時間を要する。よって、埋立て前に事前の協議を進めることができる国土交通大臣への港湾施設に係る認定申請をした方が、迅速な供用開始ができる。 このため、国土交通大臣の認定が必要とされているもののうち、国の機関による直轄工事や国の機関がその必要性を認め都道府県が補助事業等で建設した施設については、既に港湾施設としての条件が認められたものとして、あらためての協議を不要としていただきたい。 協議が不要となれば、認定申請のために必要とされる埋立竣功書類に係る事務作業が軽減されるとともに、事前協議から認定まで少なくとも6ヶ月程度時間を要しているところ、この分の期間が短縮されることとなる。	港湾法第2条第6項		国土交通省	福島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付けの第4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続(縦覧や公告等)を経ないこととなるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が働かないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)」については、当該認定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	<回答> 本提案は、通知を受けたうえでより更なる措置の提案である。公有水面の埋立て、直轄工事や補助事業により建設した施設は、港湾計画に基づき、国の認可等を経て建設しており、周辺の土地利用との整合性等に関しては変わらないため、港湾施設の認定申請や臨港地区を指定せずとも港湾施設と認めていただきたい。 また、埋立竣功すると埋立区域は水域から陸域に変わるが、上述の整合性等に関しては変わらないため、港湾施設の認定申請や臨港地区を指定せずとも港湾施設と認めていただきたい。 なお、港湾の陸域の機能の増進、構築物の建設等の制限を行う機能を果たすため、埋立区域については、必要な手続を経て逐漸な臨港地区に指定する考えである。
597	港湾施設に係る国土 交通大臣の認定の廃 止	港湾施設に係る国土交通 省大臣の認定を廃止する	【制度改正の必要性・支障事例】 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が了承されているため、国と也十分協議の上、整備建設されるものである。このため、改めて施設認定の手続きを行うことは、事務的にも二度手間であり、廃止を求める。 平成26年5月30日付け事務連絡で、国土交通省から、施設認定に係る手続きの見直しについて、通知があったところではあるが、当該見直しは、従来よりも早い段階で施設認定手続きを開始するといっており、上述のように前段階で了承されているものについて、申請することは二度手間であることに変わりはない、事務的な負担がある。 また、義務付け・枠付けの第4次見直しにより、標準処理期間は事前調整2月・申請後1月と設定されたが、その後の協議でも申請から協議完了まで6月を要した事例があるなど、未だに協議に時間を要している。	港湾法第2条第6項		国土交通省	京都府、大阪府、徳島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付けの第4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続(縦覧や公告等)を経ないこととなるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が働かないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)」については、当該認定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	臨港地区の指定は、都市計画審議会や、地元首長との協議を経て指定される一方で、施設認定については、国土交通省とされているが、国のみの関与により透明性が確保されるとは言えない。 臨港地区同様、地元首長への協議や告示といった手段で、周辺土地利用との整合性等は図れるものであり、国土交通省については大臣認定ではなく、届出や同意で対応することとしても、全体としてチェック機能がより担保できると思われる。
810	港湾区域の設定に関 する国土交通大臣の 同意権限の都道府県 への移譲及び国への 届出の廃止	・国際戦略港湾等の港湾 区域の新設、変更につい ての国土交通大臣の同意権 限を都道府県に移譲する ことを求める。 ・都道府県管理の地方港 湾の港湾区域の新設、変 更にあたっての国土交通 大臣への届出を廃止する ことを求める。	【現行】 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び都道府県管理の避難港の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。また、都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣への届出が必要とされている。 【制度改正の必要性】 新設、変更にあたっては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団体の議会の議決を経ており、港湾管理者による十分な内容確認が実施されているものである。 【改正による効果】 この同意には事前協議から約1年程度の期間を要することから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、港湾施設利用者の利便性の向上につながる。	港湾法第4条第4 項、同条第8項		国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進計画の議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾区域に係る国土交通大臣又は都道府県知事の認可(4条4項)に関し、重要港湾及び避難港に係る認可は、同意を要する協議とし、その他の地方港湾に係る認可は、事後報告・届出・通知とする。」とされており、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)において措置している。 なお、平成21年当時の「重要港湾」は、「港湾法及び特定外資地頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成23年法律第9号)により、「国際戦略港湾」、「国際拠点港湾」、「重要港湾」に分離されている。	・港湾区域の新設、変更にあたっては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団体の議決を経ており、港湾管理者によって十分な内容確認が行われている。 ・国土交通大臣協議には事前協議から約1年程度の期間を要するものもあることから、事務を効率的に進め、港湾利用者の利便性の向上を図るため、港湾区域の新設等に関する国土交通大臣の同意権限の規定を廃止し、都道府県に移譲することが必要である。あわせて、都道府県管理の地方港の港湾区域の新設等にかかる国土交通大臣への届出についても廃止すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
303	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の一部廃止	港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設について、国土交通大臣による施設認定は廃止するべきである。			C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 ○ なお、施設認定の際には、埋立免許に係る認可や港湾計画の審査の際には確認を要しない施設的具体的な配置や構造等についても確認を行っているので、本制度の廃止は不適当である。	
597	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設について、国土交通大臣による施設認定は廃止するべきである。			C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 ○ 港湾施設は原則として港湾区域又は臨港地区に存する施設に限られているが、臨港地区指定にあたって時間を要するもの等については、例外的に国土交通大臣の認定により港湾施設としてみなすことを可能としている。 臨港地区を定める際は、臨港地区指定案の縦覧や公告等の手続きにより透明性が確保されているが、港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、透明性が確保されない恐れがあるほか、港湾施設となると、国の費用負担が生じることとなるため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要があるため、本制度の廃止は不適当である。 ○ なお、「港湾施設の認定に係るガイドライン（平成26年5月）」において事務処理に係る留意点を示しているので、当該ガイドラインも活用いただき、効率的な事務処理にご協力をお願いしたい。	
810	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び国への届出の廃止	港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の協議・同意を廃止し、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、事後報告・届出・通知を許容とするべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成21年の地方分権改革推進計画の議論）において結論が出ていると承知している。 ○ 国の利害に重大な関係を有する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港については、法制度上、航路等の整備に係る費用の一部を国が負担する義務を有しているところでもあり、当該港湾の港湾区域の拡張等の是非について判断する必要があることから、同意を要する協議を求めることとしている。 ○ また、都道府県管理の地方港湾については、港湾区域の設定は、国民共有の財産である公有水面の規制等を可能にするものであることに鑑み、地域の判断を尊重することとつとも、公有水面の適正な管理を確保する観点から、届出を求め、必要に応じて是正を求めることとしている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
811	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。 【制度改正の必要性】 県に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。 【支障事例・効果】 港湾区域及び臨港地区にない施設についての港湾施設の認定については、事前協議から約6ヶ月程度の期間を要していることから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。	【現行】 港湾区域及び臨港地区にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。 【制度改正の必要性】 県に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。 【支障事例・効果】 港湾区域及び臨港地区にない施設についての港湾施設の認定については、事前協議から約6ヶ月程度の期間を要していることから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。	港湾法第2条第5項、第6項		国土交通省	兵庫県、大阪府、徳島県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付けの第4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続(経覧や公告等)を経ない」となるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が働かないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)」については、当該認定の迅速化を図るため、事前調整を主たる標準的な処理期間を設定する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。	・臨港地区は国際戦略港湾又は国際拠点港湾を除き、都道府県等が定めており、施設認定の適否についても都道府県等での判断することが可能である。 ・港湾区域及び臨港地区にない施設についての港湾施設の認定に関する標準的な処理期間(事前協議を含め3ヶ月)が設定されたが、国土交通大臣協議には事前協議から約6ヶ月の期間を要しているのが現状である。このため、事務を効率的に進め、迅速な施設整備を図るため、施設認定の権限を国から都道府県へ移譲することを求めるものである。
62	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業(観光プラント確立支援事業)の補助対象者となることを求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア(KANSAI)のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	(参考) 一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客	国土交通省(観光庁)	関西広域連合	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」(平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定)において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめる見直し方針に記載するとされていくところである。 その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25年12月20日 閣議決定)には記載されなかったところである。	訪日旅行者数を2020年に2000万人の高みを目指すとする目標達成に向けては、全国各地に整備されつつある観光圏がインバウンドに対しても重要な観光拠点となる。東京オリンピック・パラリンピック等の開催により訪日した外国人観光客をいかに東京・首都圏だけでなく、地域に分散させ、日本全体で外国人観光客をもてなすが、日本を観光立国として引き立てていくことになる。 観光圏の認定について、国においては、「全国的な見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、各地域の先進的な取組を一元的に実施する必要がある」としているが、地域の観光振興は地域の実情に適した地方自治体等が行うべきものであり、当該認定事例についても地域の市町村等の取組を通じて都道府県等で対応は可能である。先進的な取組の促進や一元的な実施の必要性は、国が地域への助言等側面的支援を行うことで対応できるものであり、国の関与は最小限に止めるべきである。 今後、多くの外国人観光客が日本、関西を訪れることが見込まれるなかでは、観光圏の認定に際しては先進性や地域バランスといった視点だけでなく、広域的な範囲で観光客を周遊させる広域的ルートの提案など、観光圏が相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入地に对应していく地域の「連携」「協調」の仕組みなどを考えていく必要がある。 関西広域連合のような広域行政組織では、観光圏の認定にあたり、整備段階から情報を共有し、域内の観光圏が相互に連携、協議し合うことで、「KANSAI」ブランドとしても発信し、個々の観光圏のみならず関西全体のさらなる観光客の誘客に結びつけていくことも可能である。観光圏の認定においては、今後増加が見込まれる外国人観光客の受入も見据えて、地域の創意・工夫が活かせる、「全国的な見地から一元的に行う」視点とは別の観点から提案する。
830	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から関西広域連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業(観光プラント確立支援事業)の補助対象者となることを求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア(KANSAI)のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)		国土交通省(観光庁)	兵庫県	○ 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」(平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定)において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめる見直し方針に記載するとされていくところである。 その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25年12月20日 閣議決定)には記載されなかったところである。	・基本方針への適合判断は都道府県でも可能である。むしろ地域を熟知する都道府県の方が適切な判断を行える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
811	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設について、国土交通大臣による施設認定は廃止するべきである。				○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 ○ 港湾施設は原則として港湾区域又は臨港地区に存する施設に限られているが、臨港地区指定にあたって時間を要するもの等については、例外的に国土交通大臣の認定により港湾施設としてみなすことを可能としている。 ○ 臨港地区を定める際は、臨港地区指定案の縦覧や公告等の手続きにより透明性が確保されているが、港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、透明性が確保されない恐れがあるため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要があり、都道府県への権限委譲は不適當である。 ○ なお、「港湾施設の認定に係るガイドライン（平成26年5月）」において事務処理に係る留意点を示しているので、当該ガイドラインも活用いただき、効率的な事務処理にご協力をお願いしたい。	
62	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。				本提案は、すでに過去の議論（25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論）において結論が出ていると承知している。 過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」（平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定）において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめる見直し方針に記載するとされていたところである。 その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、潜在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に潜在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（25年12月20日 閣議決定）には記載されなかったところである。 上記のとおり、観光圏の認定については、その施策の性質上、全国的見地から、また、都道府県等を越える広域に跨る連携の調整という観点から国において実施する必要がある。	
830	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から関西広域連合への移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			本提案は、すでに過去の議論（25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論）において結論が出ていると承知している。 過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」（平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定）において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に結論が得られた場合は、26年中に取りまとめる見直し方針に記載するとされていたところである。 その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、潜在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に潜在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（25年12月20日 閣議決定）には記載されなかったところである。 上記のとおり、観光圏の認定については、その施策の性質上、全国的見地から、また、都道府県等を越える広域に跨る連携の調整という観点から国において実施する必要がある。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
509	国際観光振興の事務 (ビジット・ジャパン地方 連携事業)の国から 都道府県への移譲	現在、国と地方が連携して 実施している国際観光振 興の事務(ビジット・ジャパ ン地方連携事業)について 移譲することで、都道府県 の広域連携の取組として実 施できるようにする。	ビジット・ジャパン地方連携事業は、民間を主体とした組織等が実施しようとする事業のうち、広域的・効果的な訪日旅行を促進する事業であり、地方自治体等と負担を共有して実施するもの。 民間を主体とした組織等と、産業振興等の施策で日ごろから密接に連携する都道府県が単独で連携主体となることで、事業者の利便性やより地域の実情に応じた(他の企業・団体との連携し等)連携が可能になると考える。 現在、ビジット・ジャパン地方連携事業は、都道府県域を超えた広域で取り組む訪日プロモーションを実施しているが、自治体の広域連携の枠組みでも実施が可能となるため、国の直接的な関与を求める必要はない。 また、国の関与があることで、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されることが想定されるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	・外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光振興に関する法律 ・観光圏の整備による観光旅客の未訪及び滞在の促進に関する法律		国土交通省 (観光庁)	神奈川県	D 現行規定 により対応可 能	本案件は、既に過去の議論(平成25年の「事務・権限移譲等検討シート」に係るヒアリング)において結論が出ていると承知している。 なお、ビジット・ジャパン地方連携事業については、現行の制度においても、自治体の申請によって、民間を主体とした組織等と都道府県が連携主体となり、国の介入なしに実施することが可能である。そうすることで、事業者の利便性やより地域の実情に応じた連携(他の企業・団体との連携し等)が可能と考える。また、国が介入する場合においても、事業実施にあたっては、国と地方自治体、観光関係団体、民間企業が相互に連携して事業を予め計画した上で実施するものであるため、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されるものではないと考える。	意見なし
458	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が協議会に対して交付している地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に移譲すること。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務・財源の移譲を受ける必要がある。 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通活性化・再生総合事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより密に市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 地域公共交通活性化・再生総合事業交付要綱 地域公共交通活性化・再生総合事業実施要綱		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金は、すでに平成23年に廃止されている。	意見なし
475	地域公共交通確保維持事業補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が乗合バス事業者に対して交付している地域公共交通確保維持事業補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に委譲する。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務・財源の移譲を受ける必要がある。 地域公共交通確保維持事業補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通確保維持事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業実施要綱		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等」に関する見直し方針について)(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」とされたに過ぎず、本県が主張する事務及び財源の移譲措置がなされたわけではない。 本県は、地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務・財源の移譲を受ける必要がある(具体的には、国から移譲を受けた財源を活用し、地方公共団体が地域間幹線系統等の補助限度額の引き上げや補助対象範囲の拡大等の支援を行うことができるようにする)と考える。 なお、権限移譲に際しては、人員移譲による事務処理体制の整備を検討すべきである。	国土交通省がいう「過去の議論」では、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」とされたに過ぎず、本県が主張する事務及び財源の移譲措置がなされたわけではない。 本県は、地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務・財源の移譲を受ける必要がある(具体的には、国から移譲を受けた財源を活用し、地方公共団体が地域間幹線系統等の補助限度額の引き上げや補助対象範囲の拡大等の支援を行うことができるようにする)と考える。 なお、権限移譲に際しては、人員移譲による事務処理体制の整備を検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
509	国際観光振興の事務 (ビジット・ジャパン地方 連携事業)の国から都 道府県への移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実観による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規 定により対 応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で 対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。	
458	地域公共交通活性 化・再生総合事業費 補助金の国から都道 府県及び市町村への 移譲	都道府県が実施する地域振興事業との連携を図り効 果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自 由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体に するか、都道府県に交付すること。			C 対応不 可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答 で納得いただいたものと考えている。	
475	地域公共交通確保維 持事業補助金の国から都道府県及び市町 村への移譲	都道府県が実施する地域振興事業との連携を図り効 果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自 由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体に するか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求 める。		C 対応不 可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見 直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出てい ると承知している。なお、現在の見解も以下の過去の議論の整理 と同様である。 過去の議論においては、地域公共交通を巡る利用者の減少、経 営の悪化、サービスレベルの低下等の諸問題を適切に解決し、地 域住民の移動手段の確保等といった社会的要請の増大に的確に 答えるためには、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に 立ち、公共交通事業者、住民・利用者、学識経験者をはじめとす る地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、「持続可能な公 共交通ネットワーク」を構想し、その実現を図ることが重要であっ て、そのような地域の主体的取組みを全国に普及させるために、 取組みの実効性を担保する枠組みを構築する必要がある、との考 えに基づき、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会 での議論を経て、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共 団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可 能としたところ。 【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運 送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する 法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立っ て、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための 新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成 する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを 提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよ う、環境整備を進める。	